

14. 5-375



1200501216669

4.5

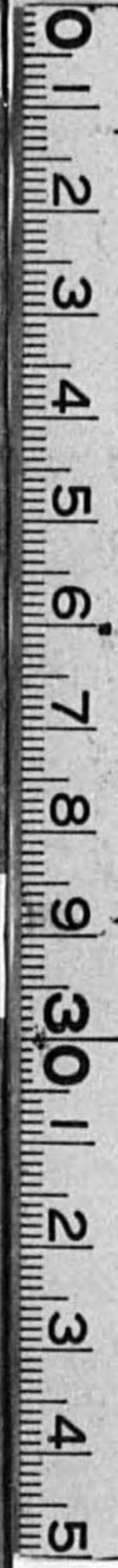
375

私有財産制度の研究

国民精神文化研究 第二十九册 第五年第二册

国民精神文化研究所

著者 河村 貞雄



始



14.5-375



4.5

375

民精神文化研究 第二十九册(第五年第二册)

私有財産制度の研究

所員 河村 只雄

國民精神文化研究所



私有財産制度の研究

所員 河村 只雄



14.5
375

私有財産制度の研究

前篇 私有財産制度の社會學的意義

一 序 言	一
二 私有財産制度と人間性	四
三 私有財産制度と社會秩序	一六
四 私有財産制度の日本的把握	二六
五 結 語	三二

後篇 私有財産制度の起源

一 序 言	一
二 マウラーの原始共有説とその批判	六
三 ヴィオレの原始共有説とその批判	七
四 ラッレーの原始共有説とその批判	二六

目 次

五	モムゼンの原始共有説とその批判	109
六	ジュバートンヴィユの原始共有説とその批判	110
七	原始社會の私有財産制度	114
八	我が國古代の私有財産制度	115
九	琉球の地割制度の考察	121
一〇	結語	121

前篇 私有財産制度の社會學的意義

河村 只雄

一 序 言



我が頭は無限の天をさし、我が足は有限の地について居る。「人はパンのみによりて生くるものにあらざ」といふ。併し、パンなくしては生きることの出来ないのが又現實の姿なのである。かかる矛盾の内に生活すべく運命づけられて居るのが人生ではあるまいか。現存社會秩序には確かに幾多の矛盾がある。幾多の社會的缺陷がある。現存社會秩序を在るがままに肯定するものがあつたとしたら、それはよほど頭のどうかして居るものだと思へてよからう。それ等の矛盾、缺陷を如何にかして取り除かんものと色々な努力がなされる。それが社會運動、革新運動の擡頭し來る所以である。

これ等社會運動、革新運動は目的達成のイデオロギ―手段方法に於て、左翼的と言ひ或は右翼的といふ色々な分派を生じて居る。併しながら、私はそれ等の分派に共通なる最も著る

しいものを見出す。それは彼等の財産制度に對する態度である。「私有財産制度否認」のスローガンは左翼が最初から掲げた旗印である。社會主義には色々あつて、或る物ずきが根氣よく社會主義の定義を集めた所が五百以上にも達したといふ。併しながら、私有財産制度を何等かの形式に於て否定し、或は抑制せんとする點は互に一脈相通じて居る。現存社會に於ける惡の根元は資本主義にあり、その資本主義の基礎をなして居るのが私有財産制度であるとなし、隨つて所謂資本主義的社會惡の問題を解決するためには、先づ私有財産制度を否定しなければならぬといふのである。

滿洲事變以來急速に擡頭して來た我が國に於ける國家主義運動の、經濟機構問題に對する態度の中には、やゝともすると私有財産制度の意義が十分認識されて居ないもののあることを私は残念に思ふ。現にかの帝都に勃發した右翼事件に於ても一種の私有財産制度否認がプログラムの中に入つて居たと言はれて居る。

廣田内閣に於てその重要國策の一として電力國營がやかましい問題となつた。而して今尙電力問題は朝野の重大問題として論ぜられて居る。それが單に電力を統制して廉價なる電力を豊富に供給して工業を強化し、又農村救済の一助としようといふだけのことであるならば、かくまで大きな問題とはならなかつたであらう。併しながら、立案が發表された當時、それが恰も國家社會主義的色彩をもつたものゝ如くにとられ、究極に於ては私有財産制度を否定する意圖をはらんで居るものではなからうかとの疑をかけられたが爲に、遂にかくの如き

反對論の擴大となつたものの様に考へられる。

かくの如く社會問題の中心をなして居る私有財産制度の問題をとりあげて、その社會學的意義役割を闡明することは、社會問題解決の上から最も緊要な問題であると考へる。私はかゝる意味に於て敢て私有財産制度論をこゝになさんとするものである。

一 私有財産制度と人間性

人はパンのみによりて生くるものではないが、又パンなくしては生きることが出来ない。このパンに對する欲望と、パン以上のものに對する欲望とは共に人間の持つ基本的欲望である。而してそれは性に對する欲望と共に人の持つ三大基本的欲望を成すと私は考へる。これ等三つの欲望を假に靈欲・性欲・食欲と名づける。パン以上のものに對する即ち何等か人間以上のものに對する欲望が靈欲或は性欲と名づくるものであるが、それは自ら人々の間に靈縁或は心縁を形づくる。而してそれは遂に宗教現象となり、宗教團體を形づくるに至る。性の欲望は男女をして夫婦の生活を営ましめ、而して自ら血縁をむすぶに至る。この血縁關係が發達して家族制度となり、社會的に基本的な重要役割をなして居る。パンに對する欲望即ち食欲が又否定しがたき人間固有の欲望であることには異論があるまい。食物は水陸より以外には之を求むることは出来ない。従つて食欲は自ら人間社會の他の基本的要素である地縁をむすばしむるに至る。而してこのパンに對する物質に對する地縁的なるものに對する欲望が財産制度の基本となつて居ると私は考へる。

如何なる原始的な社會に於てもこの三つの制度——宗教・家族・財産——の存在を見るのはこれ等が人間性の本來の姿の自然の現れであるが爲である。

西洋に於てはこの三つがやゝもすれば離ればなれになつて居る。例へば、血縁的にはドイ

ツ人であつても地縁的にはポーランド人であつたり、オーストリア人であつたりする。併しながら、獨り我が國に於てはこの三つが三位一體をなして居る。地縁と血縁とが靈縁によつて完全に統一されて居るのは容易に何人も感ずるところである。天皇に對する絶対歸一の信念によつて固く結ばれ、ゆるぎなき一大靈縁社會を形づくつて居るところのものが即ち我が國家なのである。我が日本が萬國に類ひなき強固なソリダリチーをもつて居るのは、血縁・地縁・靈縁の三つが完全に三位一體をなして居るが爲である。今この點について多くを論ずる餘裕をもたぬが、こゝでは私有財産制度は人間性の上に立脚して自然に發達したものであるといふ點を少しく述べよう。而して私は人間性に立脚した基本的要素は經濟機構の如何により、或は政治機構の如何により根本的變革をすべきものでもなく、又さるべきものでもないと考へる。

この點は一九一七年以來の勞農ロシアに於ける具體的な國家的經濟經驗の事實が最も雄辯に例證する。

一九一七年ロシアに於てはボルシェヴィキの革命が成功し、ツァーの政權は完全に廢絶された。一體どうしてロシアのボルシェヴィキの革命は成功し得たのであるか。このことに就いては色々な説明が試みられた。といふのはマルキシズムの純理論からするならば、ロシアの革命はいさゝかその説明が困難である。マルキシズムは生産力の發展が嘗ては封建制度を崩壊せしめたが、今やそれは資本主義の存續をも不可能ならしめ、必然的に社會主義

を招致するものと主張する。

果して社會革命が資本主義爛熟の必然的産物であるとす共産主義必然論からするならば、社會革命はロシアに於てよりも寧ろ先きに英國に於て、フランスに於て、或はアメリカに於て起るべきではあるまいか。然るにアメリカに於ても、イギリスに於てもフランスに於ても起らずに、それ等の國よりも資本主義の極めて幼稚であつたロシアに於て眞先に社會革命が起つたといふのであるから誰しも疑問を感ずるのは當然である。勞農ロシア隨一の評論家ラデツク(註)の如きは何とか説明の辻褄を合せようとして、一國に於ける資本主義的發達が工業、信用及び交通の最重要部門に於て資本家の支配に歸する程度に發達して、勞働者の生活状態が耐へ難く苦しくなつて來るならば其處に革命が起ると、可なり苦しい解釋をして居る。併しながら、勞働者の生活状態が逼迫して來るといふことは、資本主義發達の程度とは無關係に起り得ることである。随つてラデツクの論理に従ふならば、資本主義の尙發達しない國に於て社會主義革命が起り得る可能性が説明される代りに、資本主義がいくら發達しても適當な方策さへ講ぜられるならば必ずしも革命とはならないとも言へる。ラデツク自身もこの説明の不十分を覺つたものか、彼は、科學より實行への社會主義の進化の中に於ては社會主義革命は、先づ資本主義的組織の比較的薄弱な資本主義國に始まると別な説明を加へて居る。併しながら、それ等のいづれもが、我々を眞に納得せしめ得る説明にはなつて居ないと思ふ。然らばロシアに於て革命が勃發したといふ事實を如何に説明すべきであらうか。私はロシ

ヤに於て革命が成功した原因は、主として次の二つのロシアに於ける特殊事情によるものであると考へる。

註 ラデツクは先般の内亂事件に關聯して逮捕されたが彼がボルシェヴィキの闘士として盡した過去の功績に免じて特に死一等を減ぜられたと言はれて居る。

第一に、ロシアに於ける國力が極度にモスコウとレーニングラードとの二大都市に集中されて居たことが、ロシアに於ける革命を成功せしむるに至つた主要素の一つである。即ち革命軍は決してロシア全土を占領したのではなかつた。それは單にこれ等二大都市を占領したにすぎなかつた。併しながら、一國の財政的、政治的、社會的勢力があまりにもこれ等二大都市に集中されて居たロシアに於ては、これ等二大都市の占領が即ちロシア全土の占領を意味するが如き結果を現出したものである。

ロシア革命を成功せしめた第二の原因は、これが最重要のものであると考へるが、全人口の八割も占て居るロシアの無智な、而も忍耐強い、且善良な農民どもが錯覺的に共産主義を歓迎したことであると考へる。「プロレタリアは鐵鎖の外、失ふべき何物をも持たぬ、彼等の得るところは全世界である」とはボルシェヴィキが勞働者・農民に示した一枚看板であつた。而して農民には土地に對する彼等の格別なる愛着の農民心理を巧みに利用して、「土地を農民へのスローガン」を特に大きく掲げた。この「土地を農民へ」は一方に於ては大地主貴族から小作人として苦しめられ、而して自作農たらんとする燃ゆるが如き熱望をもつ農民心理に

つたりあつた。大地主貴族の土地を沒收して之を彼等に分配してくれるといふボルシェヴィキを農民は雙手をあげて歓迎した。

而もこのスローガンは最初文字通りに實行されたかに見えた。即ちボルシェヴィキは一九一七年十一月七日午後一時軍事革命委員會の名に於て次の如く布告した。

假政府は倒壊した。國權はベトログラード・ソヴィエットの機關たる軍事革命委員會の手に歸した。デモクラチクな平和の即時申込！貴族の土地の沒收！労働者の生産管理！ソヴィエツト政府の組織！民衆のこれ等の要求は確保されることとなつた。労働者・兵卒・農民の革命萬歳！

かくて人民委員會の名のもとに新政府がレーニンを委員長として生れた。而してその第一回委員會にレーニンは土地問題に關しては次の決議案を提出し満場一致可決された。

一、一切の土地所有權は即時且無償を以つて之を廢止す

二、地主、王室、寺院の所有せる土地は、建物其の他一切の附屬物と共に憲法議會開會まで農民ソヴィエツトをして之を管理せしむ

三、沒收地は今後全國民の所有に歸屬するものなるを以つて、之に對する侵害は重罪として革命裁判に附す

四、勤勞農民並にコサツクの所有地は之を沒收せず

かゝる決議に基づき革命後逸早く富豪貴族等の大土地の即時無償沒收が實行に移された。

而して小・中農民の土地は沒收されないのみか、約束通り、全ての勤勞農民に土地が分配された。併し、何といつても革命直後のことではあるし、その分配には相當不公平があり、又無統制的な嫌ひが十二分にあつた。それで一九一八年二月十四日になつて土地社會化の法律が制定され公平を期するため土地の再分配が行はれた。それによると私有權の廢止された凡ての土地は一定の標準に隨つて、自ら耕作するものに比較的公平に分配されたのであつた。農民はかね／＼渴望して止まなかつた土地を彼等に無償分配したボルシェヴィキ政府に感謝すると共に、又彼等をこれ迄苦しめた富豪大地主の私有地が無償沒收され、彼等がやつつけられたことに對してはひそかに痛快を感じたことであらう。併しながら、彼等の夢は忽ちにして破れた。農民は爾後農作物は必要量を控除し、餘剰は凡て之を政府に差出すべしとの達しに當惑せざるを得なかつた。農民は地主貴族の土地に對しては熱心な社會主義者であつたが、自己の耕作して居る土地に關する限りに於ては正反對に熱心な私有主義者であつた。即ち農民は彼等が頗る憎惡して居た大地主貴族の所有地を無償沒收したり、或は又ツアアの暴虐な政權を倒すといふ點までは全くボルシェヴィキの味方であり、共產主義者であつたと言へる。併しながら、農民は自分の耕す土地そのものに共產主義が適用されるといふことには、之は又絶對反對であつた。農民が最初歓迎したボルシェヴィキ政府の「土地を農民へ」のスローガンは、もと／＼「作物は政府へ」と對句をなして居るものを、ボルシェヴィキ政府が後半句を巧みにカムフラージュして居たものであつた。そのトリックに氣付いた農民は今更の

如く驚歎した。併しながら、時既に遅かつた。當時農民が掲げた「ボルシェヴィキ支持！共產主義反對！」のスローガンこそは最もよくボルシェヴィキ政府に反對せんとして、反對し得ざる農民の微妙なる對政府感情の動きを表明せるものと言へよう。

農民は、容易に餘剩農産物を政府に提供することを肯じなかつた。彼等は巧みに之を隠匿した。そこで勞農政府は約四萬人の武装穀物徵發隊を農村に繰出して一人當り一ヶ月十二キロ以上は餘剩穀物と認定し、遠慮會釋なく強制徵發の舉に出でた。かゝる政府の高壓手段に對して農民は勿論正面より敢て反抗することは出来なかつた。併し、彼等は之に對し有力なる一つの武器を見出した。如何なる武器なりしか？曰くサボタージュ！彼等はこの武器によつて政府に對する鬱憤を爆發せしめた。即ち農民はあくせく働いて「餘剩穀物」を澤山作つて、強制徵發量を増加せしむるの愚を演ずるよりか、寧ろ耕地面積を縮少し必要量だけを耕作し、自ら生ずる暇な時間は面白く浪費し、樂をするに如かずと考へ出した。機關銃をいかめしく持ち出して威しつけた政府の武装徵發隊もこの農民のサボタージュには如何とも手の下しやうがなかつた。農民が全人口の八割以上を占めて居るこの農業國ロシアに於ける農民の、かくの如きサボタージュは正に國家にとつて致命傷であつた。かの五百萬の餓死者を出したと言はれて居る一九二〇年前後の勞農ロシアに於ける大飢饉は確かに悪天候に災されたものであることは否定すべからざる事實である。併しながら、それは單に悪天候の爲ばかりではなかつた。勤勉に働いて必要量の四倍も五倍も稼いで居る百姓は四分の一或は五

分の一作の凶年に於ても、尙且、必要量だけは收穫をなし得る。併しながら、必要量しか耕作して居ない百姓が、四分の一或は五分の一の凶年に遭遇したときのみじめさは想像にあまりある。當時のロシアの凶作に於ける場合が正にそれであつた。即ち、かの大飢饉は天候不順に加ふるに農民のサボタージュによる耕地面積の縮少が大きな原因であつた。更に又心なき武装徵發隊の抽象的な「餘剩觀念」による無理な徵發も飢饉を悪化せしめた。かの種籾を枕にして餓死したといふ四國の義農作兵衛の話は農民心理をよく現はしたものと考へる。彼自らは餓死した。併し、村のため翌年の種籾を立派に残した。農民が、この様に大事に考へる翌年の作付のための種物や、又萬一の場合を考慮してなす備荒貯藏のものまでも、餘剩の名のもとに徵發されヤケになつて作付面積を最少限度に縮少してサボタージュをやつて居た所に大飢饉が襲來したのであつたからたまらない。遂に我々の頭では想像されない慘憺たる食料品の缺乏を招來したのであつた。流石に忍耐強き百姓等も彼等の不平不満を爆發せしめ、其處彼處に農民の暴動一揆の頻發を見るに至つた。

百姓等の暴動一揆は力で以て之を鎮壓することが出来る。併し、農民のサボタージュは一人の農民に一人の秘密警官でも附けるにあらざれば之を取締ることは出来ない。而してその様なことは到底出来ることではない。かゝる農民の無言の反抗こそは最もソヴェットの當局を當惑せしめた所のものであつた。之には流石の當局も兜を脱がざるを得なかつた。一九二一年三月二十三日發令されたネップ (NEP = New Economic Policy) 即ち新經濟政策は實際、

政府が百姓に對して出さざるを得なかつた白旗に外ならない。從來、必要量を控除した額は凡て之を餘剰と見做して徴發して居たのであつたが、新經濟政策の下に於てはかゝる強制徴發制は撤廢され、見積收穫の二割を現物税として課税し、殘餘の收穫物は私有せしめ、且又、その交換自由をも認められるといふ寛大なものであつた。その現物税法について更に又、便利な金納が認められる様になつた。かくて一九二三年の秋には租税の八十パーセントが貨幣で納入され、僅に二十パーセントが現物納入となつたほど急速に貨幣經濟に還元された。新經濟政策は工業方面にも亦適用された。一時強度の國有化が實施された工業に於ても新經濟政策によつて、それが著しく緩和されるに至つた。

新經濟政策はその後更に新々經濟政策の採用となつて現はれ、農民の私有限度が著しく擴大された。トロツキー等の農村を急速に社會主義化せんとする、急進論者の意見は斥けられて從來禁止されて居た土地の貸借のみならず、賃銀労働者雇傭の自由さへも認めらるゝに至つたのである。

新經濟政策實施の効果は顯著であつた。ことに農村の經濟狀態の回復は敏活に行はれた。一時サボタージユをやつて居た農民は再び彼等の本來の勤勉さを復活せしめた。而してよりよく働くものにはより多くの収益が報ひられた。勤勉なるもの、頭を明敏に活用するものは自ら餘裕を生じ次第に裕福になつて行つた。これ等の、より勤勉に働いて餘裕を作り得たものがクラーク (Kulak) の名のもとに政府から嫌はれた富農である。新經濟政策は農村の經

濟狀態隨つて國內の一般的經濟狀態の建直しに絶大の貢獻をなしたが、併し一方に於てそれはこのクラークと名づけられた富農即ち所謂ブルジョア分子出現の產婆役をつとめたといふことはボルシェヴィキ政府にとつては新しい大きな頭痛の種であつた。何となればこれ等ブルジョア分子は言ふまでもなく、凡そ共產主義の理想から言へば好ましからざるものであつたからである。

かの一九二八年十月一日から着手された第一次五ヶ年計畫は一面に於ては共產主義の實踐のため、この所謂ブルジョア分子を總退治する意圖をもつて居た。政府は富裕な個人農を撲滅せしめ農村を集團農化し、農村經濟を社會主義化することにより農村問題の社會主義的解決を圖らんとしたのである。この集團農化政策は實にクラーク撲滅政策の一方法として露骨に強制された。「集團農に加入するか然らずんば死か」の政策が強行された。隨つて集團農化の運動は少なくとも統計數字には著るしく好成績であつた。併しながら、農民が汗水たらしてためた財産や愛撫して育てた家畜を無償で沒收される集團農場に加入することを好まないのは當然なことである。隨つて集團農化の運動は隨所に摩擦を生じた。

ボルシェヴィキ政府のクラーク退治の意を含めたこの集團農化政策があまりに急激に強行されたので流石の温順なロシヤ農民も勘忍袋の緒を切らし、遂にコーカサス、ウクライナ、カザクスタン地方に於ては百姓一揆を頻發せしむるに至つた。當局は一九三〇年一月一日より三月一日までの間に九百五十萬戸の農家が集團化したと得意に發表したが、この百姓一

揆の情勢の悪化を憂慮して、遂に三月二日スターリンは集團農強制の政策は中央政府當局のあづかり知らざるところで、出先官憲及び地方に於ける同志の重大なる誤謬に基くものであると、罪を出先官憲等に著せ彼等を非難して、一時を糊塗した。出先官憲こそんだ災難である。かくて同月十五日黨中央委員會の名に於て集團農よりの自由脱退承認に關する指令を發した。正直な農民は早速、大量的に脱退しはじめた。併しながら、右のスターリンの聲明は單に怒れる農民を鎮めるための戰術的のものであつたからして、その應急的目的が達せられるや、再び政府の集團農強制の方策が同年の秋頃からとられ始めた。

かくて一九三一年五月人民委員會議長モロトフは、集團農に反對し、集團農支持の運動に反對することは、ソヴェット政權に反對するクラークを支持することを意味する」と宣言した。クラークと見做され、或はクラークを支持するものと見做されるといふことは、即ち反逆者と見做されることを意味する。而してその結果は如何なるものであるかも容易に察せられる。反逆者と目をつけられるとすぐ秘密警察署の手がまはる。秘密警察署に一寸連れて行かれ、たら最後再び日の光を見ることは期待出来ないのが定石である。それで農民は秘密警察恐怖はさに命ばかりはお助けと言つた形で涙をのんで集團農に参加した。

併しながら、その結果はどうであつたか。かの戰時共產主義の時代には意識的に私有財産制度否認の政策を眞向からふりかざして行つたのであつたが、第一次五ヶ年計畫に於ては當面の目的は富農即ちクラーク退治であつた。併し結果に於ては自ら戰時共產主義の時代と

等しく私有財産制度否認とならざるを得なくなつた。農民は戰時共產主義の當時と同じ様に彼等の所有欲の満されぬ、而かも強制的に行動すべく餘儀なくされた状態のもとにあつて再び彼等の有せるかくれたる武器サボタージュをとりあげた。スターリンは一九二一年三月ネップを採用したときと同じ様な情勢のもとに不本意ながら集團農化運動の停止或は緩和を實行せざるを得なくなつたのである。農民のサボタージュは農産物の收穫量を甚しく減退せしめ、著るしき食料難に直面せざるを得なくなつた。一九三二年から三三年にかけて十年前の如く又も數百萬といふ驚くべき多數の餓死者を出すに至つた大飢饉に見舞はれて居る。數百萬といふ數は我々には一寸想像されない數であり、果して文字通りさうであつたかどうかと疑ひたくなるほどである。しかし、とにかく當時のロシアに於て食料缺乏のため夥しき人命が犠牲になつたことだけは事實である。

以上私はソヴェット・ロシアに於ける農民生活の實狀と勞農政府の共產主義的政策の實踐とに關するいささつについて些か詳しく述べた。併しながらそれは一にロシアに於て革命が成功したのは決してマルキシズムの社會進化の理論によつて成功したものではなくて、ロシア國勢の特殊事情とボルシェヴィキの巧妙なる宣傳によるものであることを明かにせんが爲であつた。ことに私は農民がボルシェヴィキの土地を農民へのスローガンにだまされて、革命政府は土地を彼等に分配してくれるものだと思認し、之を歓迎した事實を指摘した。こゝに特に注意すべきことは、農民は革命直後所謂戰時共產主義の時代に於て、彼等の

所有欲私有欲が否定され、私有財産制度否認の政策が採用されるに及び、國民の經濟生活は混亂に陥り、社會秩序を保つことが出来なくなつたことである。これでは困ると不本意ながら共産主義理論の強制適用を少しく手加減して資本主義へ一步退却して所謂新經濟政策を採用したところが、國民の經濟状態は急速に立直つた。併しながらそこにはクラークだのネッパン(註)だのいふ所謂ブルジョア分子が擡頭した。いくら經濟状態は立直つたにしろクラークやネッパンに勢力を張られては共産主義の手前困るといふので、彼等所謂金持ちを抑へつける政策をとれば、それが自ら私有財産制度否定と同じ結果を生じ、かくて再び、經濟生活並びに社會秩序の混亂を招くに至つて居る。ソヴィエット・ロシアに於けるこの貴重なる社會實驗は我々に暗示するところ極めて多きを思ふ。

註 新經濟政策のもとに成功して小金を貯蓄したものをいふ

自分の友人に五ツに、七ツに、八ツに、十になる四人の男の子寶を恵まれて居る子福者がある。あるとき新しい二輪車が一臺買つて與へられ、子供等はそれを共用することになつた。所がどうも皆十分責任をもつて世話するものがなくて困るとその友人が話して居た。例へばダ立がザーと降つて来たときなど誰も知らぬ顔をして身輕に二輪車を片づけに行かうとしないのである。私はこの話を聞いたとき一九三一年六月スターリンが生産者大會に於てなしたかの有名な演説を思ひ出した。スターリンはその演説中社會主義經濟に於て免れ難い缺

陥として個人責任感の缺如を指摘して之を強く戒めて居る。このスターリンの警告は頗る注目に價するものである。利害が直接自分自身のふところ勘定にピンと来ないときにはとかくルーズになりやすいのは免れがたき人の缺點であらう。このスターリンの言葉は彼がロシアに於ける、社會主義の苦き體驗を通して叫んだ言葉であると信ずる。

今日私有財産制度といふとすぐそれは資本家に必要な道具であり、その意義を強調するとすぐ何だか資本家の走狗の様に考へられる。併しながら、私有財産制度は前述の如く人間性に確乎たる足場を有して居るものであつて、決して資本家ばかり都合のよい様に作られたものではない。人間性に基いて自然に發達した人間社會の基本的制度の一であると私は考へる。

三 私有財産制度と社會秩序

私有財産制度は單に個々の富豪のため又は、或階級のため必要であるといつたものでなく、我々の住んで居る社會の秩序を保つ上に於て缺くべからざるものである。この點を、少しく次に説明しよう。

我々は洋の東西を問はず如何なる歴史の時代に於ても、亦如何なる社會に於ても財産に關する規定なくして保たれた社會秩序なるものを知らない。私はこの點を闡明するため古代法典の研究に一步をふみ入れた。言ふまでもなく法典なるものは與へられたる社會の秩序を保持するため作られたものである。古代に於て財産がどの様に古代法典の中に於て取扱はれて居るかを見ようと私は考へたのである。

今日我々が研究資料として有して居る成文法典の内では、最古のものは、一九〇一年十二月から翌月にかけてフランスから派遣された M. de Morgan 一行の探險隊が、ペルシヤの舊市 Susa の廢址から發掘したかのハムラビ法典であることには異論はないであらう。同法典は西曆紀元前二十世紀の昔バビロンの第六代目の王ハムラビの時代に作られたものであるといふので、同王の名によつてかく呼ばれて居る。ハムラビ法典は高さ二メートル四分の一、周圍二メートル大の塔形の暗緑石に刻まれたものであつて、その上部にはハムラビ王が日の神から直接法典を頂いて居る像が刻され、その下に二百八十二條の大法典が印刻されて居る。こ

の法典石塔は國內の所々に建てられ裁判官は市民の犯罪をそれに照して裁判したものである。ハムラビ法典は如何なることを規定して居るか。先づ同法典の最初の八ヶ條には次の如く記されてある。

第一條 或人が呪咀ヲ立テ他人ヲ告發シ其罪ヲ證明スルコトガ出來ヌ場合ニハ死刑ニ處セラルベシ。

第二條 魔術ヲ用キタコトヲ揭ゲテ他人ヲ告發シタ者ガ其罪ヲ證明スルコトガ出來ナケレバ、被告ハ聖河ニ飛込ムコトヲ要シ、而シテ若シ彼ガ溺レタ場合ニハ、告發人ハ被告ノ住宅ヲ獲得スベシ。

若シ被告ガ溺レナケレバ彼ノ無罪ヲ意味スルモノデアツテ、此場合ニハ告發人ハ死刑ニ處セラルベシ。而シテ被告ハ告發人ノ住宅ヲ獲得スルコトガ出來ル。

第三條 事件ノ審理中ニ虚偽ノ證據ヲ立テ又ハ彼ノ爲シタ陳述ヲ確實ニセザル者ハ、若シ其事件ガ生命ニ關スルモノデアレバ其者ハ死刑ニ處セラルベシ。

第四條 穀物又ハ金錢ヲ收賄シテ不正ノ證據ヲ立テタ者ハ、其レガ爲メニ生ジタ損害ヲ賠償シナケレバナラズ。

第五條 法官ガ評決ヲ與ヘ、決定ヲ爲シ、記録シタル判決ヲ下シ、而シテ其後ニ至リ其判決ヲ變更シタル場合ハ、其法官ハ彼ノ爲シタ判決ノ變更ニ付テ問責サレ、且ツ其判決ニ下サレタ罰金ノ十二倍ヲ支拂フベシ。更ニ彼ハ法官ノ席カラ公ニ放逐サレ再ビ

法官ノ席ニ就クコト能ハザルベシ。

第六條 寺院又ハ宮殿カラ財物ヲ盜取シタル者ハ死刑ニ處セラルベシ。盜人カラ盜品ヲ取得シタル者モ死刑ニ處セラルベシ。

第七條 少年又ハ奴隸カラ金、銀、男又ハ女ノ奴隸、牛、羊、驢、其他ノ物ヲ、少年保護者又ハ奴隸主ノ承諾無シニ買得シ又ハ寄託ヲ受ケタ者ハ、盜賊トシテ死刑ニ處セラルベシ。

第八條 寺院又ハ宮殿カラ牛、羊、驢、豚、又ハ船ヲ盜取シタル者ハ三十倍ヲ賠償スベシ。尤モ平民カラ盜取シタ場合ニハ十倍ヲ賠償スベシ。其盜賊ガ支拂フコトガ出來ナケレバ死刑ニ處セラルベシ。

〔遊佐慶夫著「ハムラビ法典ノ研究」二二九—一三〇頁〕

この法文を見るに第一條から第五條までの法典は裁判をして嚴正なるものたらしめ且、その秩序を保持せしむる上の根本規定を制定したるものと見るべきものであらう。即ち僞證を立てたり或は裁判官が一度下した判決を輕々しく變更する様なことがあつては裁判の秩序嚴正が保たれないから、先づかゝる基本規定を掲げたものと考へる。

而して注意すべきはかゝる基本規定の次に先づ規定された事項は盜財盜賊に關する規定である。その規定に隨へば寺院宮殿等の財物を盜取したる者、及び其の贓品の隱匿者は共に死刑に處せられる。尤も其の情狀の如何によつては、三十倍の賠償をなすことによつて赦されることもあり、又個人のもを盗んだ場合には十倍の賠償によつて放免されることもある

といふのである。而してこの賠償額はヘブライ法のそれと比較するときははるかに高率である。尙注意すべきことは第七條に於て規定されて居るが如く、未成年者や其の他取引に通ぜざる者を利用して勝手な取引をなし、財物を取得した者に對して準盜賊として死刑の極刑が課せられて居ることである。

ハムラビ法典は第九條以下に社會秩序を保つ上に於て必要なる法文を順次かゝけて居るが、財産に關する規定をかく眞先きに掲げしかも極めて嚴格なる規定をなして居ることは特に注意すべきことである。私は世界最古の法典と考へられて居るこのハムラビ法典がかくの如く當時の社會秩序を保持する基本規定として財産擁護の規定をかくも嚴格に規定して居るといふ事實を見出して、實に意義深くそれを讀んだ。

世界に於ける古代諸法典を年代的に正確に羅列することは困難である。ハムラビ法典について如何なる法典が最古のものであるかは問題であらうが、併し我々は現存せる成文法中世界最古のものの一として羅馬の十二表法(註)を除外することは出來ない。

註十二表法は羅馬最古の成文法である。それ以前には何等成文律と稱すべきものなく、専ら慣習慣例等によつて事件が處理されて居たのである。隨つて貴族に都合のよい様に事件が處理されること多く平民階級には不利益なことが多かつた。その弊を是正せんとして西曆紀元前四百六十二年頃の護民官の一人であつたテレンチウス・クルスは從來の慣習慣例を成文律となさんとし、之を調査す

る委員會を組織することを提議した。彼の提案には始め元老院は勿論のこと閣僚の中にすら反對するものがあつたが、漸くその同意を得、先づ三人の調査委員を希臘及び南部伊太利の希臘植民地に派遣してその地方の成文法等につき調査せしめた。委員等は資料を蒐集して紀元前四百五十一年歸國した。その資料調査等に基いて十人の法律編纂委員を任命し、アプピウス・クラウヂウス總裁となり、同時に執政官等の職務は停止され、この委員は直ちに行政の首脳機關となつて政權を掌握したのであつた。これが所謂「十人衆政治」である。即ち十人の編纂委員は單に新法典編纂の爲のみならず内閣を構成したのであつた。その翌年末に至り、漸く十章の新法律の草案を得、元老院並びに議會の承認を経て、成文法として確定し、之を十個の揭示版に記して、法廷前に掲げた。併しながら、この十人の委員は人民の信望を失ひ、その翌年に至り辭職し、新に十人の委員が任命された。尤も總裁及びその他留任するものもあつた様である。新任の十名の委員は前委員等の作りし十章に更に二章を追加制定し、二個の揭示版を加へ都合十二表となした。各表はそれ／＼數條長きは二十數條より成つて居る。この揭示版は銅版と傳へられ、十二銅表の名をもつて呼ばれることもあるが、それには木版説、石版説等の異説があり、尙定説を見るに至つてない。とにかく十二表法の原版はローマ人の羅馬侵入の折に破壊されて今傳つて居ないので、之を正確に知ることが出来ない。現在我々の知り得て居るものは、後世の學者等が色々な古文獻等に引用され、或は採用された散在せる不満足な資料、或は原法典の片言隻語的資料等から苦心の結果やつと従前の體裁に回復されたものである。即ち十二表法の原文と稱せらるゝものには色々な稿本があるが、いづれもその大半はかゝる諸學者の努力の結晶とも考ふべきである。

今之を末松博士の「ウルピアーヌス羅馬法範」によれば、その概要は次の如きものである。

- 第一表 法廷召喚に就いて
- 第二表 訴訟進行手續に就いて
- 第三表 自認又は裁判に依る債務に就いて
- 第四表 親權に就いて
- 第五表 遺産相續及び後見に就いて
- 第六表 所有權及び占有に就いて
- 第七表 家屋及び土地に就いて
- 第八表 不法行爲に就いて
- 第九表 公法に就いて
- 第十表 神聖法に就いて
- 第十一表 最初の五表の追補
- 第十二表 終尾の五表の追補

この十二表法もハムラビ法典の如く、先づ最初に裁判に關する基本的な事項を定めて居る。而してその次に制定されて居る表法の殘餘の全部は殆んど家族制度と財産制度に關するものである。特に注意すべきことは十二表法も亦ハムラビ法典の如くに財産に關しては厳格な規定をなして居る。第八表「不法行爲に就いて」の中に於ける盜みに關する第九條以下の數條項を適宜摘出すれば次の如きものを見る。

第九條 夜陰に他人の熟穀を竊盜的に刈採又は破壊するとき成熟者なればケールス(農業の女神)に獻納し死に致し未成熟者なれば保安官の酌量を以て杖打し且つ損害價格の二倍の罰金を科す。

第十條 有心故造に人家又は人家附近の穀類塔に放火したる者は之を縛し之を杖打し而して火刑に處し怠慢に因り右の如き失火を致したる者は其の損害を賠償せしめ無資力者は輕罰に處す。

第十一條 不法に他人の樹木を伐採したる者は各本毎に二十五アースの罰金に處す。

第十二條 夜陰の盜人は之を殺すも適法とす。

第十三條 白晝に發見したる盜人は之を殺すことを得ず。但し兇器を以て抵抗する者はこの限りに非ず。

第十四條 現行盜は自由人なれば之を杖打し而してアヅヂクチオー(判定附與)に依り被害者に附與す。奴隸なれば杖打し而してタルペーユス巖より投下すべし然れども未成熟者は保安官の酌量に依り杖打し而して損害賠償を命ず。

(文學博士末松論證譯並註解「ウルピアース」羅馬法範に依る)

かくの如く夜陰に乘じ潛入した盜人は死刑に處せられ、又夜陰に乘じ畑物を掠奪する者や人家に放火する者は火刑に處せられる。かゝる盜人は之を被害者は殺しても罪に問はれないのである。白晝押入り、發見された盜人は兇器をもつて抵抗する場合以外は之を殺すこと

は許されて居ないが、併しかゝる盜人は裁判により被害者に「附與」される。「附與」といふのは奴隸同様とされることを意味するのである。如何に古代社會に於て財を犯すものに對し嚴罰主義がとられて居たか、察せられる。第八表は消極的方面を現はせるものであるが、第六表に於ては幾分積極的に所有權並びに占有に就いての規定をあげて居る。例へば「土地に就いては二年間、其他の一切の物に就いては一年間の占有を以て所有權を取得すべし」(第六表第三條とある)。所有權を確立し所有權を犯さしめない様にすることが社會秩序を保つ上に缺くべからざるものとの事實が古代社會に於ては體驗を通じて表現されて居る様に私は考へる。

次に舊約聖書に現はれて居る「モーゼの十戒」も亦最も古い法典の一と考へることが出来る。ヘブライの傳説によれば西曆紀元前十五六世紀モーゼがシナイ山に於てエホバ神から直接戴いたものとなつて居る。從來聖書研究家はこの「モーゼの十戒」をもつて西曆紀元前七世紀「ナセ王」(692—639B.C.)時代の作品であるとなして居た。併しながら、最新の研究では再び古い説にかへりモーゼ時代のものであるかも知れぬと論ぜられる様になつたと聞いて居るが、まだその年代についての定説がないらしい。それは兎も角として「モーゼの十戒」が世界最古の法典の一であるといふことには疑がない。

少なくとも紀元前七八世紀の頃に作られたといふこの法典は申命記の記者に隨へば次の

通りである。

- 一、汝わが面の前に我の外何物をも神とすべからず。
- 二、汝自己のために何の偶像をも彫むべからず。
- 三、汝の神エホバの名を妄に口にあぐべからず。
- 四、安息日を守りて之をきよくすること汝の神エホバの汝に命ぜしごとくすべし。
- 五、汝の神エホバ汝に命じたまふごとく汝の父母を敬へ。
- 六、汝殺す勿れ。
- 七、汝姦淫する勿れ。
- 八、汝盜む勿れ。
- 九、汝その隣に對して虚妄の證據をたつる勿れ。
- 一〇、汝その隣人の妻を食る勿れ、また隣人の家、田野、僕、婢、牛、驢、馬、並びに凡て汝の隣人の所有物を食る勿れ。(註)

註 舊約聖書申命記第五章七一—二一

私はこの「モーゼの十戒」は申命記の記者が當時のイスラエル人の社會秩序を保つため、イスラエル人たるものの守るべき基本規定としてモーゼの名のもとに掲げたものであると考へる。この「十戒」を一讀するならば第一より第四までは神に事へる道を教へたものであることは明白である。而して人に事へる道は「汝の父母を敬へ」との戒を以つて始められて居ること

も亦注目すべき點であらう。人に事ふる道を更に家族の秩序を保つためのものと生命財産の安全に關するものとに分つことが出来よう。而してそれを規定して居るのが第五條以下である。即ちこの「モーゼの十戒」は宗教家族財産に關する根本規定であると私は考へる。それは當時の爲政者がイスラエルの社會秩序を保つための最少限度の基本規定として神の御名に於て公布したものである。

新約馬太傳第十九章の記者も永遠の生命を得るために守らなくてはならない戒として

- 殺すなかれ
- 姦淫するなかれ
- 盜むなかれ
- 偽證を立つる勿れ
- 父と母とを敬へ

己の如く汝の隣を愛すべし

と教へて居る。かく盜むなかれ、殺すなかれといふ生命財産に關する戒が基本的な戒として古代法に於て常に表示されて居るといふことは最も注目すべきことである。

十八史略にある「法三章」の記事は又この點を暗示深く例證するものである。即ち漢の高祖は秦の苛法に苦しみ、その繁雜なる規則になやんで居た當時の關中の民を、秦法の輒から解放

した。即ち高祖は從來の苛法は凡て之を廢し、新法を公布し、之を三章に壓縮してしまつた。この新國王の英斷には秦の人民が小躍して喜んだといふ。

殺人者死。傷人及盜抵罪

即ち殺人犯は之を死刑にするぞ、人を傷けたるものは處罰するぞ、盜みを働きたるものも處罰するぞといふのが法三章である。この法三章は疑ひもなく法律萬能思想の反動である。併しながら、それは又如何に強く反動が現はれ、法律を壓縮しようとしてもこれより以上には壓縮出来ないとの最少限度を示したものと見ることが出来る。即ち生命財産に關する何等かの取り極めなくしては如何なる社會に於ても、如何なる時代に於ても、社會秩序を保ち得ざることを法三章の記事は我々に雄辯に教へて居る。

之を我が國の古典に就いて見る。古事記六月晦大祓や古語拾遺等に天津罪、國津罪の記事がのせられて居る。言ふまでもなくこゝにある罪は所謂法律的な罪とはその意義を異にして居る。上代に於ける「ツミ」の根本觀念は宗教的のものであつて、神様が忌み嫌ひ給ふところの罪惡、汚穢、災禍、疾病等を總括して居るものゝ様である。天津罪には畔放溝埋、樋放、頻蒔、串刺、生剝、逆剝、尿戸の八罪があげられ、國津罪としては、生膚斷、死膚斷、白人、胡久美、己が母犯せる罪、己が子犯せる罪、母と子と犯せる罪、子と母と犯せる罪、畜犯せる罪、昆虫の災、高津神の災、高津鳥の災、畜仆し、蠱物爲る罪の十三罪があげられて居る。これによつて上代農耕生活に關する天津

罪は主として財産に關すると考へ得るものであり、國津罪は主として家族に關するものを含むといふことが出来る。ことに天津罪の内の頻蒔、串刺の二罪については色々な説があるが鈴木重胤は「祝詞講義」の中に次の如く説明して居る。

頻蒔 神代紀に素戔鳴尊春則重播種子重播種子此云と見え古語拾遺に重播古語志と有り後釋に頻は重なる意にて一度播置たる上へ又重ねて蒔を云なりと有り私記に言有田夫既播穀種此に依る時は人の播たる上へ我が種を蒔て我有なりと凌ぎ奪ふなり種を蒔て我有なりと凌ぎ奪ふなり種を蒔て我有なりと凌ぎ奪ふなりも蒔時は互に相逼りて速々とも生立ず又扶疏する事を得ざるが故に罪と爲るなり。

串刺考に神代紀寶鏡開始段には後日神之田有三處焉號曰天安田天平田天邑並田此皆良田雖經霖旱無所損傷其素戔鳴尊之田亦有三處號曰天織田天川依田天口銳田此皆穢地雨則流之早則焦之と有り須佐之男命の御田如此有る故に大御神の御田をも然有しめむとて串を多く隠し刺て下立難から令るなり織串同じ事なり泥中に織串の多く有る田に下立ば足を多ふなり今も某ノ田には杭串有るなりと云て田人は心爲れど猶誤て惱む類多し又右ノ文の續妬害姉田春則云々秋則採蒔伏馬云々此に採蒔を秋に就て云へるは文にと有り採蒔然るを古語拾遺に素春と秋とを對へて云る耳なり古事記にも紀の本書にも分て云る事無しと有り採蒔然るを古語拾遺に素戔鳴神奉爲日神行甚狀無種々凌侮云々刺串古語久志云々と有て如此天罪者素戔鳴神當日神耕種之節竊往其田刺串相争と有り此等を合せて思ふに此頻蒔、串刺の二條は上なる畔放溝埋、樋放など田を耕る害を爲には非て其田を争ふなり然れば右の頻蒔も私記に有田夫既播穀種而後他人重下種也と云る如く人の種を播たる上へ我種を下して其種の類を以て人の

耕れる田を我有と爲て争ふなり又此は串刺も忌部正通が説に挿籤者奪人畔立已賤也と云ひ一條兼良公御説に今世所謂田札也と宣へるなど先には信從ざりしかども今思へば寔に其如くにて秋に至て稻實の熟らみて漸々刈納る期に臨て己が賤の籤を挿て其主に令收ざるなり如此く見れば此の串刺と異なる事今説るが如くなり（祝詞講義上五五七頁）

この重胤の頻蒔串刺の説明並びに説明中に引用されて居る神代紀の記事を通して見るに我が上代に於ては明確に所有權が確立されて居たことを窺ひ知るに難くない。私はこれ等の古典をよんで上代社會の社會秩序を保つ爲に他人の財産に損害を與へ、或はその所有權を冒すことが天津罪に於て又家族制度を維持するための罰則が國津罪に於て戒められて居る様に考へる。

更に又古事記及び日本書紀を見ると其處に海幸彦山幸彦の生産用具交換の記事がある。即ち海幸彦の火照ノ命は御弟山幸彦の火遠理ノ命と御相談の結果、或る日のこと海幸彦の火照ノ命は御自分の海幸の用具を弟山幸彦の山幸の用具と交換された。かくて御二人とも些か勝手の違つた獵にお出かけになつた。併し、お互にお馴れにならぬ仕事をやられたのでどちらもうまく行かず、山幸彦は折角お借りになつた海幸彦の釣針を海中にお失ひになつた。それで新しい釣針を作られて見君に與へ給うたが、海幸彦は御承知にならぬ。そこで弟彦は御佩の十拳劍を潰して五百本の釣針を作られて償ひ給うたが、御承知にならぬので、更に一千の釣針を作られて償はれたが、それでも海幸彦は尙御承知にならない、山幸彦は詮方つきて、

遂に海神の宮に行かれて海神に御相談になり、やつこのことで鯛魚の口から、元のものを取返へしになつて之を海幸彦に御返しになり、漸くお二人の間の悶着が落着いたといふのである。あの記事は正しく上代に於て所有權が嚴然と認められ、冒すべからざるものであつたとを物語るものではあるまいか。

我々はかくの如く古代社會に於ける財産規定を見たが、原始社會に於ても財産に關する規定は極めて嚴格に規定されて居る。最も原始的種族の一であると思へられて居るニューギニア島 (New Guinea) のカイ族 (Kai) に於ては他人の畑で作物を盗みその現行犯を押へられた場合には殺されても、犯人の血縁者がそれに對し、復讐をすることが許されて居ない。かうした盗みを取締る規定は我々の想像する以上に極めて嚴格なものである。この點については後篇に於てより詳しく論ずる機会があると思ふからこゝでは省く。只次に一つ濠洲の東南部地方・ニュー・サウス・ウェールズのエヴァーライ族 (Ewalay) の母親が愛兒を抱いて歌ふ子守歌を紹介しよう。

よい子になれよ、盜むなよ！

人様のものに手をふれるなよ！

何でも、あるがまゝにしておけよ！

よい子になれよ！

Be good, steal not;

Touch not what belongs to others;

Let all things stay where they are;

Be good. (Albert Munsch and Henry S. Spalding: Introductory Sociology, p.28)

子供に對する愛情は洋の東西を問はず、文化の如何を問はず本能的なものゝ如くである。

「よい子になれよ」とは如何なる母親もその子に對して先づ願ふところのものであらう。エヴァライ族の母親も亦「よい子になれよ」と子供をあやしなから歌ふのである。而して單純な未開女も我が子のために心より「盗むなよ」とさとするのである。右の歌の「人様のものに手をふれるなよ!」といふのは「盗むなよ!」の別の言ひ方である。又「何でもあるがまゝにしておけよ!」といふのはどこにでも何か財物が置いてあるとき、よし人が見ないでもそれをもち去るといふ様なことをしてはならないといふことを教へたものであるから、これも「盗むなよ!」の別の言ひ方と見られる。従つてこの未開人の子守歌はこれをかきかへると

「よい子になれよ、盗むなよ! 盗んではいけないよ、よい子になれよである。かくもよい子になる最重要條件として盗んではならないといふことを強調して居るの

は意義深きことではないか。

このことは何を物語るものであるか。私は彼等原始人が長い間の生活經驗を通して自分のものと、人のものとの區別を嚴格にして置くことの如何に社會秩序を保つ上に於て缺くべ

からざる所のものであるかを學んだことを物語るものである。

も一つ自己を赤裸々に出す小さい子供の世界の經驗を紹介しよう。御承知の通りに子供はエゴイスタックなものである。そして子供は中々強い所有欲を遠慮なく發揮するものである。赤坊でも一旦握つたものは中々離さうとしない。それを無理にもぎ取ると大聲をあげて泣き出す。或る家庭に今、満二年位の男の双生児が居る。二人とも他人目には一寸區別のつきかねるほど似て居る。而も二人とも同じ着物をきて居るので尙更もつて區別がつかぬ。玩具も仲よく同じものを一組づゝ與へられて居る。何かの拍子に一種類だけの玩具が現はれようものなら、それこそ大變である。同家に双生児が居るといふことを知らない訪問者が玩具を一つだけお土産にもつて來たときの主人公の苦心は思ひやられる。さういふ場合に親父さんは包紙の商標によつて、それが買はれた店を見出し、その店にこつそり行つて同型のものを買つて來て、二つにしてそれゝ渡さなければならぬのだから! 併しながら、同じものを一つづゝ與へておいても時々喧嘩がはじまる。それは一方が早く壊れたり、よごれたりすると、きれいなよい方に就いての奪ひ合ひが始まるのである。こちらがAのだ、いやこちらがBのだと所有權についての大論争が始まる。親達はその喧嘩の裁判に汗ダクの有様である。困りぬいて居たところに親父さんが偶然のことからフト一策を考へついた。そしてその一策が見事成功して二人の間の奪ひ合ひの喧嘩だけは解消した。それは繪本でも何

でも玩具を始めに與へるとき二人の名前を或る著しい特徴をつけて記してやることであつた。即ち一人のにはその名前の字劃の内の縦の線を一線を長くひきのばし、一人のは横の線を一線に長くしたのであつた。僅か滿二年ばかりの幼兒でもその特徴によつて容易に各々自分のものを判別した。いくらこれが自分のだと、よい方の玩具をつかんで頑張りかけても、相棒の名前が書いてあつた場合には、仕方がないといつた様な顔をして譲るのである。

この場合親の立場からするならば、桃太郎の繪本を二冊買ひ、或は「電車」の玩具を二つ買つて來て與へ、共用さしてやつてもよいのである。そのどちらをAが取らうがどちらをBがとらうが、どうでもよいのである。併しながら、之はAのもの、之はBのものと子供等の間に「私有財産制」を確立しておくことは、親にはどうでもよいことであるが、子供等の間の「社會秩序」を保つ上に於て必要缺くべからざるものであることをこの挿話は實によく例證して居る。子供にとつての玩具は、大人にとつての大財産にも相當するものであると言へよう。私は社會に於ける私有財産制度についても右の子供の場合と同じ様な趣がありはしないかと思ふ。

要するに、私有財産制度なるものは金持ちや資本家の爲にのみあるものではなくて、社會の秩序を維持して行く上に缺くべからざるものであるとの認識が眞に徹底されねばならない。私有財産制に關聯して我々は幾多革めなければならぬ點のあることを痛感する。それに向つて我々は最善の努力をなすべきものであることは言を俟たぬ。併しながら、現存社會の社會惡の根源が恰かも私有財産制度そのものゝ本質にあるかの如くに考へて、之を否認する

ことによつて現存社會の根本變革を叫ぶが如きは當らない。



四 私有財産制度の日本的把握

以上私は可成り強く私有財産制度の社會的意義を高調した。併しながらそれは決して私有財産権を絶對的のものとする個人主義的な立場に於ていふのではない。否、私は今日の社會問題の凡ては個人の權利を絶對的のものとして主張する、即ち何事でも權利といふ考へによつて把握しようとする個人主義的な傾向に基因して居るものであると考へる。この點に就いてファッシズムの思想は頗る示唆に富んで居る。坊間やゝもすれば暴力的のことを以つてファッシズムの本領であるが如く考へて居るものが多い。併しながら、ファッシズムは本來「團結の内に力あり」を意味するものである。即ちそれは *Faust* といふ語から由來して居る。*Faust* といふのは昔ローマの高官が外出のとき従者に持たして歩いたといふ楡の枝を束にして、その上部に斧を附したものである。楡の枝の束は團結を意味し、斧は權威或は力を現したものである。それは國家のシンボルであり、「團結の内に力あり」の意を象徴したものである。それであるからしてファッショは元來の意味に於てはかの毛利元就の協力一致の遺訓の精神であり、又元就の「百万一心」^(註)の精神である。ムツソリーニは日本の武士道について十分なる認識をもつて居ると聞くがファッショの眞の意味は日本的であるといふことが出来る。

註 萩中學校を訪れた人は先づあの校庭に御大典記念として建てられた毛利元昭公の筆になる「百

万一心」の大石碑に注意されることであらう。傳へらるゝところによると、元就がその昔吉田城狹隘のため、姫丸壇増築をなされたとき、工事頭が城の安泰を祈るため、人柱を埋めるべきことを申出たといふ。そのとき元就は今、毛利家物興の秋一人の人命をおろそかに出来ない秋である。人柱の代りにこれを石に刻んで埋めよとて、自ら筆をとつて大書されたのが「百万一心」の文字であつた。こゝに注意すべきは百の字が一畫を缺いて「百」となつて居り、萬の字にこと更略字が用ひられ、而もその略字が「万」となつて居ることである。これは傳ふるところによれば、元就が單に百萬のものが一つ心になるといふ以上「日を一にし、力を一にし、心を一にせよ」との意を含めて書かれたものだといふことである。即ちこの協力一致の精神が將士の中に漲つて居るならば、如何に強大なる敵軍がよし、押よせて來るとも、この城は絶對安全であり、この精神こそ遙かに人柱に優る城の守護であるとの意を思慮深き元就が示したものであらう。「百万一心」の精神はとりもなほさず、教育勅語に示し給へる「億兆心を一にし」の御精神に外ならぬ。この「百万一心」の精神こそは防長の傳統精神であり、防長二州があらゆる藩難にあたつてよく之を克服なし得たる力の源である。

ファッシズムに於ては個人主義的財産觀を排して「財産を *Public trust* 即ち「公の信託物」として把握すべきことが主張されて居る。(Major J. S. Barnes: *Fascism*, Chap. VI *The Economic Principles of Fascism*) 財産といふものはもとゞ神様から戴いたものを、おあづかりして居るものに過ぎないとの考へは、原始文化の研究に於て屢々見るところのものであり、又いづれの國に於ても古代社會に於ては見られる思想である。古代社會の資料の内それが比較的明確に表現されて居るのは、ヘブライ民族の聖典舊約文學であらう。

舊約聖書を繙いて見るならば、そこにはイスラエル民族が生活して居たユダヤの土地はエホバ神から與へられたものであるといふ意味を現はした記事が實に百三十五ヶ所の多きに達して居る。(註)

註 創世記 十五章七、十五章一八、十七章八、十六章三一、四、二十八章一三、三十五章一一、一二、四十八章

三十四

出埃及記 三章八、三章一七、六章二一、八、十二章二五、十三章五、十三章一一、二十章一二、三十二章一三、三十

三章一

利未記 二十章二四、二十五章二、二十五章三八

民數紀略 十一章一二、十三章二、十四章八、十四章三〇、十四章四〇、十五章二、十五章一八、二十章一二、二十

章二四、二十七章一二、三十二章七、三十二章九、三十四章二九

申命記

一章六一、一章二〇、二二、一章二五、一章三五、二章一二、二章二九、二章一二、二章二九、二章三

一、三章一八、三章一九、三章二〇、四章一、四章二一、四章三八、四章四〇、五章三一、六章一〇、六章一

八、六章二二、二二三、七章一三、八章一八、七章九、九章二二、三十一、九章一七、十一章二一、

十一章三一、十二章一、十二章一〇、十六章一八、十七章二、十七章一四、十八章九、十九章一、三、十

九章八一、一〇、二十章一六、二十一章一、二十一章二三、二十四章四、二十五章一五、二十五章一九、

二十六章一一、三、二十六章九一一〇、二十六章一五、二十七章二一、三、二十八章一一、三十章二〇、

三十一章七、三十一章二〇、三十一章二二、三十一章二三、三十二章四九、三十二章五二、三十四章

四

約書亞記 一章二一、三、一章六、一章一一、一章一二、一章一五、二章九、二章一四、五章一六、九章二四、二十一章

二、二十一章四三、四四、二十三章一五、一六

士師記 二章一

列王紀略上 八章三四、八章三六、八章四〇、八章四八、九章七、十四章一五、二十一章八

歷代志略上 十六章一八

歷代志略下 六章二五、二七、六章三一、六章三八、七章二〇、十三章五、三十三章八

尼希米亞記 九章八、九章一五、九章三五、一三六

詩 篇 百五篇一一、百五篇四四、百五十一篇六

以賽亞書 四十九章八

耶利米亞記 三章一八、一九、七章七、十一章五、十六章一五、二十五章五、三十章三三、三十二章二二、三十五章一

五

以西結書 十一章一五、一七、二十章四二、三十三章二四、三十七章二五

撒加利亞書 九章一一

(穂積重遠博士舊約の土地所有觀念による)

ユダヤの土地はエホバ神より賜つたものであるからイスラヘル人は各支族に、或は更にその各家族間に土地を具體的に分配するに當つては籤引きの方法をもつてしたのであつた。蓋しその當時に於ては籤引が神意を伺ふ最善の方法と考へられて居たからである。而して土地の分配を受けたものは、それを神様から與へられたものとして感謝すべきものなること

が説かれて居る。即ち申命記の記者は言ふ。

汝我力とわが手の働作によりて我々の資財を得たりと心に謂ふなかれ。汝の神エホバを憶えよ。其はエホバ汝に資財を得るの力をたまふなればなり。(申命記八章十七—十八)

土地のみならず他の資財も凡て神より賜つたものであるから各自は感謝して之を所有すべきであり、自分の所有地の作物に對し絶對獨占的の考へを持つことを戒め、神様に對する感謝を現はす爲め貧しきもの、憐れなるものに施しをなすべきを教へて居る。即ち次の如き記事を散見することが出来る。

汝らの地の穀物を獲るときには汝等その田野の隅々までを盡く獲るべからず。亦汝の穀物の遺穂を拾ふべからず。また汝の菓樹園の菓を取り盡すべからず。また汝の菓樹園に落ちたる菓をあつむべからず。貧しき者と旅人のためにこれを遺しおくべし。(利未記一九章九—一〇)

汝の隣の葡萄園に至る時、汝こゝろにまかせてその葡萄を飽くまで食ふもよし。然れども器の中に取り入るべからず。また汝の隣の麥圃にいたる時、なんぢ手にてその穂を摘み食ふもよし。然れども汝の隣の麥圃に鎌をいるべからず。(申命記三三章二四—二五)

汝田野にて穀物を刈る時、もしその一束を田野に忘れおきたらば、返りてこれを取るべからず。他國の人と孤兒と寡婦とにこれをとらすべし。……汝橄欖を打落す時は再びそ

の枝をさがすべからずその遺れる物を他國の人と孤兒と寡婦とに取らすべし。また葡萄園の葡萄を摘みとる時はその遺れる物を再びさがすべからず。他國の人と孤兒と寡婦とにこれを取らすべし。(申命記二四章一九—二一)

ファッシズムの財産觀は恐らくこの様な舊約文學の中に現はれた、かゝる思想から由來して居るものと推察される。兎に角ファッシズムの財産觀に於ては私有財産といふものは國家から、その機能を最もよく發揮せしむるために個人に信託されたものである、個人は單に信託されて居るにすぎないで、それに對し絶對の權力をもつて居るものは國家であるとの考へを表明して居るが、私も亦かくあるべきものであると信ずる。

この「おあづかりの思想」こそは私有財産制度の機能を發揮せしめ、而も、その弊を矯める唯一のキーであると思へる。私はこの「おあづかりの思想」をファッシズムの思想を援用し、而して又舊約聖書に現はれて居る思想を援用して説明したが、この考へ方は又我が國本來の考へ方であることを最も力強く言はんとするものである。

我が日本は伊邪那岐、伊邪那美御二柱の神によりて創造されたものであることを古典は我々に教へて居る。我が國土は他の一切と共に天照大神から皇孫瓊杵尊を通して天皇に下し給ふたところのものである。

葦原千五百秋之瑞穂國是吾子孫可王之地也。宜爾皇孫就而治焉行矣寶祚之隆當與天壤無窮者矣。(註)

註 本居宣長翁の讀方に隨ふ。

この御神勅は正にそのことを明確に表はして居るところのものである。私有財産權の絶對性といふことがもし考へらるゝとするならば、それは各自が他人の財産に對して考ふべきところの態度を言つたものであつて、自分が自らの財産に對して考ふべきところのものではない。自ら持てりと思ふ我が財産は天皇陛下から我々に御信託にあづかつたものである。これを最も有効に國家社會のため運用することが我々國民たるものゝ本分でなければならぬ。而して又我々は他人の財産に對しては絶對性を認識しなければならぬ。何となれば他人の財産はその人に對し陛下の御信託が加つてゐると觀するが故である。併しながら、自ら持てりと思ふ財産は單に御信託を受けて居るのに過ぎないものであるから、決して我利々々亡者的に之を處理すべきでない。私有財産の絶對性は他人の財産に對して各自が心得べきところの基本的態度であることを決して忘れてはならない。各自が所謂己れを責むること嚴にして、他人に對すること寛なる態度をもつて進むところに眞に財産制度に關聯した社會問題の解決も得られるのである。

この「おあづかり」の思想を少しく徹底するならば、私有財産制度に附隨せる色々な弊害は一掃され、而もその本來の役割が十二分に發揮されることと思ふ。ロシアの如く私有財産制度を否認することによつて、決してよりよき社會が實現するものではなく、只少しく之を精神的に把握することによりて、私有財産制度が活用されるものであると信ずる。

社會を進展せしむる上に於て社會の制度、組織の一新といふことが重要なことは言を俟たぬ。今日我々は各方面に多々改善革新さるべき制度、組織のあることを知つて居る。而して制度、組織の革新は國民の生活を向上せしむるに役立つものであることを疑はぬ。その意味に於て革新さるべきものは斷乎として革新されなければならないと信ずる。併しながら、制度は人のためにあるものであつて、人が制度のためにあるものでないことを忘れてはならない。

世間に於てやゝもすれば、制度、組織の革新にあまりに重點をおきすぎ、一切を外面的制度、組織の改革にのみ求め、各自の當然負ふべき責任をも之を社會の制度、組織の罪に歸せんとする傾向が見受けられる。制度、組織が改革されるならば、他は自ら改まるといつた考へ方は徹底的に清算されなければならぬ。

孔子が論語の中に於て、君子は諸を己に求め、小人は諸を人に求むと言つて居られるが、制度、組織の點にのみ眼をむけ、そこに重點を置いて論ずる輩は、孔子の所謂すべてこれを人に求むる小人である。

聖徳太子が十七條憲法の第七條に於て、事大小となく人を得て必ず治まると仰せられて居るのは、蓋し不朽の金言である。私はこの點について最近のロシアに於て意味深き傾向を見る。ロシアこそは制度、組織さへ改むるならば他は放任しておいても自らよくなるといつた態度を政策の上に最も明確に表はして來た國である。そのロシアの事實上の獨裁者である

スターリンが最近に於て「人は最高の資本である」と叫び、「技術が凡てを決する」といふ従来のスローガンに代ふるに「人が凡てを決する」といふ新しいスローガンをかゝり、政策の上に於て新しいスタートをきつて居る。彼も亦始めて「事大小となく人を得て必ず治まる」の眞理を長い間の苦い經驗を通して學んだのであらう。このことは一九三六年の十一月に公布された改正ソヴェット憲法の上によく現はれて居るが、又彼が一九三五年五月四日クレムリン宮殿に於て赤軍士官學校卒業生に對してなした演説の中にこの點が強調されて居る。即ち彼は言つて居る。

……我々はかくの如く技術の方面に於ける飢饉の時代を克服し得たのであるが、併しなから、今や更に一の新しい時代に入つた。新しい時代——私はこれを技術を用ひし進展せしむることの出来る有爲な人物の方面に於ける有能者の方面に於ける労働者の方面に於ける飢饉であると言ひたい。我々は工場、會社、集團、農場、國營農場、軍隊をもつて居る。我々はこれ等すべてに對する技術をもつて居る。併しなから、その技術を最大限度に活用し得るに必要な經驗を十分にもつた人が居ない。曾て我々は、技術が全てを決する」と叫んだ。このスローガンは技術の分野に於ける缺陷を克服するに役立つ、我々は凡ての活動部門に於て勝れたる技術を人々に修得せしむる上に於て技術的に偉大なる基礎を作り得た。このことは確かによいことであつた。併しなから、それだけでは不十分なのである。技術を用ひし、それを十分に利用する爲に、技術を體得した人物が必要である。

技術のあらゆる點を心得、技術に精通し、之を活用し得る人が必要である。技術に精通せる人なき技術は死物である。技術に精通せる人々によつてなされる技術こそは驚くべき偉力を發揮し得る。若しも、我が一流の會社、工場、國營農場、集團農場、我が赤軍等がこの技術を用ひし得る人を十分持ち得たならば、我がソ聯邦は現在の三倍或は四倍の効果を擧げ得たことであらう。技術に精通せる労働者、技術員、國民の必要を強調する所以、亦ここに存するのである。「技術が凡てを決する」のスローガンは技術方面に於て飢饉の存在せし當時の、即ち既に過ぎ去りし時代の反映である。今やこの古きスローガンに代ふるに「人が凡てを決する」の新しいスローガンを以つてせんとする所以は、現下の非常緊急事態に對應せんが爲である。

我が國民がこの新スローガンの重大なる意義を十分に理解して居ると言へるであらうか。余はしか考へぬ。もし然らずとせば、我々が實際に於て屢々目撃するが如き技術をもつた人々に技術者に、或は労働者に對する輕蔑的態度は見られなかつたであらう。「人が凡てを決する！」このスローガンを實現せしむるためには指導者が労働者に對し、どの様な方面で働いて居るにしても、最も熱心な態度を現はし、労働者を熱心に育て、援助を必要とするときは進んで之を援助し、彼等が處女的成功をかち得たときは之を獎勵し、昇進せしむる等々適宜の策を講ずることが必要である。從來實際に於て労働者に對し、心なき官僚的な、明かに輕蔑的な態度があつた。事實、彼等は労働者を十分試みもせ

ず、屢々歩駒の如く投げ捨て、居るのである。彼等は機械を尊重し而して、會社工場に如何ほどの技術的設備があるかについてはよく報告する。併しながら、余は、彼等が幾人の労働者をかくくの期間訓練し、又如何に彼等を仕事に熱心になる様に工夫したかにつき熱意をもつて報告された事例を一つだに知らない。これを如何に説明すべきであるか。このことは我々が尙、人を尊重し、労働者を尊重し、技術員を尊重することの重要性を體得して居ないといふ事實を説明するものである。余は曾てシベリヤに追放されて居たときの一事件を思ひ起す。それは春の氾濫期のことであつた。三十人のものが激流に流されて居た材木を上げるために河に行つて働き、夕方村に歸つて來た。併し、仲間の一人が缺けて居た。三十番の男は何處に行つたかとの問ひに、彼等は冷淡に「三十番は、あそこに残つて居るよ」と答へた。「残つて居るとはどういふ意味か」との私の間に對し、彼等は同じ様な冷淡さで答へた。「何を言ふのだい、彼奴は勿論溺れたのだよ。」するとすぐ、他の一人が「俺は馬を洗ひに行つて來るよ」と言ひながら何處かに急いで行つた。彼等が人よりも家畜の方を憐れむのを私が非難したら、仲間の一人が皆の意見を代表して言つた。「どうして人間を憐れむのだい、我々は何時でも人間は得られる。併し馬は……馬が作れるかい。」これは大して重要ではないかも知れぬが、實に人のもつて居る悪い癖である。思ふに我が指導連中の或る者の人に對し、幹部員に對しての冷淡な態度並びに人を尊重することの出來ない點は右の遠きシベリヤに於ける挿話によく似通つて居るが、それは

人が人を尊重しない人間性の不思議なる特質である。

同志諸君！若しも我々が人の方面に於ける飢饉をよく克服し、我がソ聯邦に於て技術を向上せしめ、技術を運用し得る人を十分に得んとするならば、我々は先づ第一にこの共同目的を助長せしめ得る労働者を尊重し、技術員を尊重し、人を尊重することを學ばなければならぬ。全世界に於けるすべての資本の内にて最も決定的なる資本は國民であり、幹部員であることを認識することが最も必要である。ことに現下の情勢よりするならば「人が凡てを決すること」を認識しなければならぬ。若しも我々が工業に農業に交通に軍隊に多數優良なる幹部員をもつならば、我が國に敵ふものはない。若しも我々がかくの如き人を得ないならば、我々は跛行状態に陥るであらう云々。(Moscow Daily News: Moscow, Wednesday May 8, 1935)

私はこの言葉がボルシェヴィキの指導者スターリンの言葉であることに特に注意を喚起したのである。

所謂世の社會革新論者は社會機構を根本的に建て直すにあらざれば社會問題も、經濟問題も解決の見込みなしと主張する。併しながら、我々はボルシェヴィキ政權が樹立されて以來二十年近くの間、技術が凡てを決するとのスローガンの下に戦つて來たスターリンにして既に「人が凡てを決する」のスローガンをかゝげざるを得なくなつたのである。而して又我々は歴史の事實として異常な國難に際して偉大なる個人の獻身的努力が動因となりよく之

を解決せし幾多の事例を見る。

千八百七年ドイツはナポレオン軍の馬蹄のため實に首都ベルリンまでも蹂躪された。一見ドイツは再起し能はざるべしとさへ豫想された。そのドイツをして雄々しく奮起せしめ遂にその會稽の恥を雪がしめ得たばかりでなく、世界大戰前の如き強大なるドイツ帝國たらしめた力の根源はいづこにありしか。勿論各種各様の理由が擧げられるであらう。併しながら、その最大原動力の一となつたものは、フランス軍に包圍されたベルリンの只中に於て熱誠火を吐く如きファイヒテの「獨逸國民に告ぐ」といふ講演そのものゝ内にひそんで居ることを見逃してはならない。

ファイヒテは叫んだのである。ドイツがかくもみぢめな敗戦をなしフランス軍の爲に叩きのめされたのは、ドイツ人自身の腐敗墮落のためである。彼等は卑しむべき利己心を増長せしめた爲に遂にかくの如き自滅の境に陥つたものである。随つてこの憐れむべき状態より再びドイツを蹶起せしむるためには全く違つた精神を必要とする。これがファイヒテが「獨逸國民に告ぐ」の講演の最初の言葉であつた。

ファイヒテの「獨逸國民に告ぐ」の講演を直接聴いたものは僅々二、三百名の教育者の團體にすぎなかつた。併しながら、このファイヒテの精神がドイツの精神的、一大覺醒運動の端緒をなし、遂にドイツをして完全に復興せしめたのではないか。ファイヒテの誠がドイツの天地を動かしたのである。

之を又防長の歴史に見る。毛利は關ヶ原の戦ひまでは中國地方全土を領し、百十數萬石の大々名であつたが、關ヶ原の役、徳川氏に敗れたため僅か防長二ヶ國三十六萬九千石に壓縮された。これを俗な言葉で言ふならば百十數圓の月收入が三十六、七圓に減じたのにも比すべく、又昨日まで現職にあつたものが急に退職を命ぜられ、三分の一の恩給だけで生活すべく餘儀なくされたといつた形である。毛利にとつてはそれこそ超非常時であつた。普通ならば脚腰立たない所である。それが立派に立ち上つて遂に幕府を倒し、明治維新を招來せしめた一大動因となつたのである。いづこよりその力は來て居るか。元より制度組織の上にならば變革が行はれて居る。併しながら、その根柢に横はつて居るものは「百万一心の防長精神」(本書三十六頁參照)が「御國入當時の功臣益田牛庵」幕末に於ける村田清風等の如き偉大なる政治家の獻身的努力を通して躍動した爲に外ならぬと考へる。

私は同じ様なことを松平樂翁についても感ずる。樂翁といふと、やゝもすれば人の頭に樂隱居のぢいさんの様な感じを興へやすいかも知れぬが、併しながら、樂翁が白河の藩主として政治を改め、かの天明の大飢饉に際してよく、一藩の難局を打開されたのは實に公二十六歳の時である。幕府の財政が衰微し、多事多難の折、老中に拔擢されて、よくその難局に處せられたのが而立の歳だといふ。而して殊に將軍輔佐として一切の幕政を掌握されたのがその翌年三十一歳のときであつた。公は三十五歳の時には職を退き歸藩して居られる。即ち歴史に現はれて居る樂翁公が最も奮闘された時は三十歳前後である。それは幕府の財政が田沼の

悪政により極度に紊亂して居た時である。その盛時に於ては三百萬兩以上もあつた幕府の豫備金も殆んど皆無となり、越中守が勘定奉行から、財政の引繼を受けられたときはこのまゝで進むならば今年には百萬兩の不足を來すかも知れないといふ極めて面白からぬ情勢であつた。然るに事實はどうであつたか。百萬兩の赤字豫想は三萬九千五百九十四兩で喰ひ止められた。而もその年は京都の御所の火災のあとを受け、皇居御造營の臨時經費の嵩んだ年である。御所の御災難のことなかりせば、赤字どころか僅かながらも黒字を見ることが出来たのである。果せる哉その翌年には七萬五千二百九十七兩、その次には七萬四千二百二十兩の黒字が現はれて居る。而して樂翁公在職中は黒字がつゞいたが、一度公が引退され、再びルーズな當局が公に代るや幕府の財政は再び亂れ始めた。文化十二年の幕府の財政を見ると其處には四十四萬九千百兩といふ當時としては莫大な赤字が見られるのである。

松平越中守が始めて幕政を擔當する命を受けられたとき神様に祈願をこめられて居る。その願文を見て私は心より感激させられた。その願文には次の如く記されて居る。

越中守一命は勿論の事妻子の一命にも懸け奉り候ひて必死の心願奉候事

樂翁公のこの様な命懸けの心願こそは、當時の國難を見事に克服し得たる原動力である。

五 結 語

この様に考へて來ると問題は制度の問題——くれぐれも自分はそれを輕視するものではないが——ではなく、人の問題であり精神の問題であることを痛感する。問題は外にあらすして魂にある。今日の非常時も樂翁公の如き態度のみよく之を解決するのである。

今日凡ゆる方面に於てあまりにも革新の聲高く、やゝもすればそれが外面的に把握されて個人的修養とか、個人的努力とかいふことが、それはよいものであるにしても、今はそんな廻り遠い、觀念的なことを言つて居れぬといつた傾向が強くないであらうか。併しながら、眞の非常時打開の道は先づ國民一人々々が日々のつとめに心よりいそしみ、一命にも懸け奉り候ひて必死の心願奉候との態度をもつて生活するところにある。

吉田松陰先生が、安政四年獄中の先生に代つて國事に奔走せる愛弟子入江杉藏に送られた御言葉の中に次の一句がある。

今日の事誠急なり、然れども天地は大物なり。一朝の奮激の能く動かす所に非ず。それ唯積誠之を動かす。然後に動くあるのみ。

今日事誠急矣。然天地大物也。非一朝奮激之所能動矣。其唯積誠動之。然後有動焉耳。

我が日本の今日の事は誠に急である。松陰先生が安政四年入江杉藏を激勵されたその當時よりも遙かに急である。併しながら、如何に今日の事が急であつても、天地は大物である。

一朝一夕の空奮發や空元氣で天地が動かせるものではない。併しながら、かゝる大物の天地も之を動かし得るものがある。それは松陰の言葉でいふならば即ち「積誠」の生活である。あくまでも誠を求めて止まない生活が積まれるならば天地も動かされ得る。只一人の誠でも積るならば必ずや天地を動かし得るのである。至誠は神に通ずる。如何に平凡なる自己であつても、自分の現在もてる凡てを神にさしげ誠をもつて進むところに我ならざる大いなる力が働き、この平凡なる我を通して天地をも動かす如き大いなる力が現はれるのである。歴史はかゝる個人の「誠」が契機となつて動くのである。一寸考へると一個人の誠は、如何にそれが深刻であつても、之を天地を動かす力に比べるならば大海の一滴の様に考へられるかも知れない。併しながらそれこそがポンプの「呼び水」の如き役をよく果し得るのである。見よ、一掬の「呼び水」よく萬石の水をくみ上げ得る原動力となるを！

南洲翁は弟子達に教へて居られる。

人を相手にせず、天を相手にして己れを盡し、人を咎めず、我の誠の足らざるを尋ねべし（註）

註 大西郷遺訓一九頁

とあるが、この自省の精神、積誠の精神の内にこそ、千萬人と雖も我行かんとの大勇猛心も發露するのである。

私有財産の問題をあまりに制度の問題としてのみ考へる、考へ方が何よりも先に止揚されなければならぬ。先づ我々の財産に對する考へ方、態度がかへられなければならぬ。私

有財産権の絶對性といふことがもし考へられるとするならば、それは我々が他人の所有物に對してもつべき態度について言つてゐるものであつて、我々が自分自身のもち物に對して主張すべきものではない。我がもてりと思ふものはおあづかりして居るものである。信託されて居るものである。信託されて居る以上我々は最善の考慮を拂つて國家社會によりよく役立つ様活用すべきである。この「おあづかり」の思想で事業を經營し、金を儲けるのであれば、いくら儲けても差支ない。かゝる財は多々益々辨じ、國家社會にとつて有用なものでこそあれ、決して累を及ぼすものではない。

他方國家の立場からいふならば、財は各個人に信託されてあるからして全體の立場に於て絶對の權威をもつて統制すべきであつて、國家自ら機關を運用して國營することは失敗に終る。多言を用するまでもなく我々はこれまでかつて役人が事業を經營して成功した例をあまり知らない。國家はその本來有するところの權威を十二分に發揮して、國家的見地よりして之を統制監督すべきであつて、自ら之を經營するの勞をとるべきではない。只その統制は一點私心なき國士が豊富なる知識と體驗とを通してなすべきものである。然らざる統制ほど國家社會を災するものはあるまい。私はこの意味に於ける統制經濟を強く主張するものであるが、所謂社會主義的統制經濟國營には反對である。現在國家が直接經營して居る色々なる事業も經營は之を民間に委ね、國家は絶對の權威をもつて全體の見地のもとに統制するといふ立場に於て經營されるならば、今よりもつと經濟的に而も國家的に運用

され得たかも知れぬ。國民のイニシアテツを活用しながら、國家の經濟的力をも向上せしむることが最も望ましいことである。

今日の社會問題にしてもそれがパンの問題であると共に大いなる精神の問題であることが十二分に認識されざる限り、社會問題の眞の解決は望めない。今日のやかましい經濟統制の問題にしても、それが物の統制資本の統制財の統制といった角度からのみ考察される限りに於て眞の我が日本の經濟の統制は望めない。經濟の統制の基本をなすものは、人の統制である。

何程制度方法を論ずるとも其人に非ざれば行はれ難し、人有て後方法の行はるゝものなれば、人は第一の寶なり。己れ其人に成るの精神肝要なり(大西郷遺訓六〇頁)

南洲翁の言葉の如く人が第一の寶である。十七條憲法にある如く、事大小となく人を得て治るのである。人の統制が得らるゝならばよし、資本の統制に、財の統制に、或は物の統制に於て缺くる所があつても國家社會の秩序は圓滿に保たれ、皇運は益々進展するのである。

後篇 私有財産制度の起源

一 序 言

本篇に於て、私は私有財産制度に對する認識を深くすべく、その起源について考察しようと思ふ。今、こゝに私の考へを端的に言ふことが許されるならば、私は私有財産制度なるものは實に、人類の歴史と共に古いものであり、人類社會の基本的制度であると考へる。併しながら、一方には財産進化の原始的形態は原始共産であつて、すべて人類は進化の段階に於て必ずこの段階を通過するものであり、私有財産制度は、その進化の段階に於ける一所産に過ぎないと主張するものがある。かゝる主張をなすものは主として社會主義の立場をとるものであるが、これ等原始共産或は原始共有の説をなすものは、文化の極めて幼稚なる人間社會に於ては、私有財産なるものは存しなかつたとなし、生活の基本をなす土地は、種族共同體に屬して居たとするのである。即ちかゝる時代に於ける土地の唯一の所有者は種族であり、それが後になつて部落のものとなり、次に家族に、更に個人に屬する様になつたものであると主張されて居る。

この所謂原始共産體説を初めて學界に紹介した學者はドイツのハックスタウゼン(A. F.)

von Haxhansen)であると云つてよからう。彼は一八四七—五二年ロシアのミル村落共同體の研究を „Studien über die innern Zustände, das Volksleben und besonders die landlichen Einrichtungen Russlands” なる題下に發表して學界の注意を引く様になつた。ハックスタウゼンのこの研究によつて一八五四年ドイツのマウラー(G. L. von Maurer)がロシアの「ミル」の組織に對應するドイツの村落共同體マルク(Mark)の歴史的研究を „Einleitung zur Geschichte der Mark, Hof- Dorf- und Stadterfassung in Deutschland” なる題下に發表し、原始社會に對する研究を更に刺戟した。彼は土地財産の起源に就いて「最初土地はすべて共有であつて、すべての者に、即ち種族に屬して居た」と言つて居る。このマウラーの説は原始共產體説をとるものによつて最もよく引用される所のものの一である。ことに彼の學説はその弟子ヰイオレによつて一層強調された。ヰイオレも亦「土地は私有財産となつて一家族或は一個人の手中に入るまでは共有であつたと主張して居るのである。」

この原始共有説については又、一八七一年サー・ヘンリー・メーンのインドに於ける村落共同體の研究が發表され、更に一八七四年にはフランスの民族學者エミール・ド・ラヴレの「財産並びにその原始形態に就いて」なる論文が發表された。ラヴレは古代に於ては「耕作地は共同に耕作されて居た。私有財産はその後に、この古代の共有制から發生したものである」と主張して居る。ラヴレの論文によつて一八七七年アメリカのモルガンがアメリカン・インディアン土人の研究に基いて「古代社會」を世に紹介したが、このモルガンの「古代社會」はエンゲルス

の「家族、私有財産及び國家の起源」(一八八四年刊行)の臺本となつた。

かくてこの原始共產體説は遂に一部の人々からは恰も學界の定説であるかの如く考へらるゝに至り、我が國にもその影響を受けて居るものが少くない。私は本篇に於ては主として、原始共有説の問題をとりあげて、財産の起源についての考察をなさんとするものである。原始共有説の主なる主張者と見るべき、マウラー、ヰイオレ、ラヴレ、モムゼン、ジュバーン、ヰイユ等の所説に對する検討批判を試みることにした。

一 マウラーの原始共有説とその批判

マウラーは原始土地共有説を最も強調した人であるが、彼は自説を「Einleitung zur Geschichte der Mark- Hof- Dorf- und Stadtvorfassung in Deutschland」の中に提唱し、その主張を表明して居る。彼に従へば、ゲルマン人の間では私有地も、村落も都市も凡て原始的なマルク(Mark)から発生したものである。この原始的マルクとは一定の地域を共有し、私有財産なるものを作らず、永い間土地の共同耕作を行つた耕作者の團體であり、それが所謂「マルク協同團體」即ち「マルク共同體」(Markgenossenschaft)であると論じて居る。即ち彼に従へば、「最初土地は凡て、共有地或は共有財産であつた」(九三頁)、「私有財産と呼ぶべきものは、何等存在しなかつた」(九三頁)、「土地は均等な口分田に分れ、毎年その割替が行はれ、各人はその分前を貰つて毎年新しい口分田にかはるのであつた」、「耕地も森林もすべてマルクが共有して居た」(九七頁)といふのである。マウラーは「財産觀念はローマ法の所産として始めて現はれた」(一〇三頁)ものであり、「後に見られる様な財産は、古代マルクの崩壊に依つて発生した」(一〇頁)ものであると考へて居る。かくの如くマウラーはゲルマンに於ける土地共有説を主張して居るが、彼はその典拠を古典に求めて居る。先づマウラーはシーザー(Julius Caesar 100—44B. C.)の「ガリヤ戦記」(Commentarii de bello Gallico)を引用して居る。シーザーはゲルマン人には私有地もなく、従つて私有的境界もないといふ事實に就いて我々の注意を喚起して居ると彼は主張する。

このマウラーの言葉に對し、フヌステルドック・クラーランジュ(註)は、彼の「土地財産の起源に於て、シーザーが示すところのものは、共有の土地を共同に耕作して居る農民の協同團體としてのマルク共同體ではないことを明かにして居る。即ちシーザーの示して居るところのものは、農民等が所有して居ると思はれて居る土地を、自由に處分し、且、毎年各家族や團體を甲の地から乙の地へと移住せしめて居る領主が、存在して居ることについて述べて居るのである。それ等の農民は明確に何等の權利をも有せず、又何等の發言權をも有して居ない。領主は農民に「適宜に土地を」(適宜の大きさ)だけ與へ、又彼等を甲の農地から乙の農地へと移動せしめて居る。かゝる農耕團體をば「マルク協同團體」即ち共有關係によつて土地を共同に耕作する自由農民の協同團體と同一視することは出来ない。シーザーの意味するところとマウラーの意味する所とは雲泥の差がある。

註 フヌステルドック・クラーランジュ Numa Denis Fustel de Coulonges (March 18, 1830—September 12, 1889) はフランスが生んだ最も偉大なる歴史家の一人である。彼は一八五八年パリ大學に最も卓越せる學位論文を提出し、學位を授けられた。一八六〇年ストラスブール大學文學部教授に就任してより漸く彼の名聲が知らるゝに至つた。當時衰微の極にあつた同大學の學園は彼のため俄かに活氣づいたと言はれて居る。後一八七五年以後は主としてソルボンヌ大學の教壇に立つて居る。彼は幾多偉大なる著作をのこして居るが、その内に於て「Le problème des origines de la propriété foncière—paru dans la revue des questions historiques, avr. 1889」は彼の晩年の最も勝れたる著作として知られて居る。この書はア

マシュー夫人 (Mrs. Ashley) により "The Origin of Property in Land" なる題名によつて英譯され、一八九一年ロンドンに於て出版されて居る。

次にマウラーが引用して居るところのものはタシタス (Cornelius Tacitus 55—120 A. D.) の記録からである。彼はゲルマン人の諸制度に關する叙述の中に於て、アグリ (ager) 耕作地の意或はアゲル (ager...agri の原形) といふ語を用ひて居る。マウラーはタシタスに就いて言つて居る。「タシタスがアグリといふ語を使ふ時に、それはマルクのことを言つて居るのである」、「タシタスは共有の未分割地をすべて、アゲルと呼んで居る」と。併しながら「マウラーは如何なる典據に基いてタシタスの書の中のアグリ或はアゲルといふ語に對し共有地の意を以てして居るのであるか。曰く「何故なれば、ローマ人の意味するアゲルといふ言葉は、之を單獨に用ひれば公有地 (ager publicus) といふ意味になるから」と。マウラーは彼の書の中にそれを、三度繰りかへして居るのである。(六頁、八四頁、九三頁) これに對し、クローランジュは詳細にアゲル、アグリの意を調べ、それが單獨に用ひられた場合に於ても決して「公有地」とか「共有地」とか言つた意味を有するものではなく、かゝる意味に用ひらるゝ場合には、必ず「公有の (publicus) とか一般の (populi) とか」いふ形容詞を伴はなければならないことを明かにして居る。そも「アゲル、アグリなる語はラテン語の文献には屢々現はれて來る語であつて、それだけでは決して公有地、共有地等の意をもつては居ない。これ等の語はローマ帝國の誇とする學者の一人、ヴァロー (Marcus Terentius Varro 116—27 B. C.) 或はカトー (Marcus Porcius Cato 235—147 B. C.) 等の著述

の中に度々出て來るが一度も公有地などの意に用ひられては居ないで、すべて私有地の意に用ひられて居る。只アゲルが公有地の意に用ひられて居るとすれば、それは ager publicus の句が度々用ひた後に、自明のこととして publicus なる形容詞を省略した場合に限られて居る。

實際のところ、ローマ人の所謂アゲルは大抵の場合今日の所謂所有地 (estate) であつた。例へばカトーの書に於ては、アゲルは單なる田畑ではなくて、十數人の奴隸によつて耕作される幾十エーカーかの所領である。コルメラ (Columella) も亦「アゲル」といふ言葉を如何にも有りふれた事のように用ひ、それが非常に廣大であつて農耕の爲には之を數個の奴隸集團に分配しなければならぬこともあつたと述べて居る。又このアゲルは所有地 (Fundus) と同義語であり、共に一所有者の利益の爲に耕される地面を意味する。ローマの法律家にして且雄辯家として知られて居るプリニー (Gaius Plinius Caecilius Secundus 62—110 A. D.) はその書簡中に、自分の所有地について語つて居るが、それは何れも、農民に賃貸したり、或は奴隸團の力に依つて耕作したりする大所有地である。

ローマの法學者ウルピアヌス (Ulpianus Domitius 170 A. D.) の頃フェニキヤに生るは所有地を登録する場合の原則に就いて記して居るが、それによると斯かる所有地はアグリと呼ばれ、その何れも耕作地や葡萄園や森林を包含した意味に用ひられて居る。

苟くも、アグリといふ言葉にタシタスが持たせた意味が、何であつたかを知るには、凡そかうした事を銘記せねばならぬ。何故なら、確かにタシタスは、その當時のローマ人の言葉を使つ

たものと思はれるからである。彼がこの語に嘗てローマ人が考へたことのない意味即ち公有地或は更に進んで共有地などの意味を附したと想像するならば、それは全くタシタスの文を誤り読みしものと言はなければならぬ。而してマウラーは正にその誤りを冒して居る。さてタシタス以後にはゲルマン法の初期の記録がある。マウラーはこれ等の古文書の中にマルクを發見したのであらうか。かりに大昔マルク制度が遍く存在して居り、それがひきつゞきとかく傳つて來たとするならば、確かにその存在の證據が未開時代の法律にも見られる筈である。然るにマルクといふ語は古い法典には見出されない。即ちそれは、バルガンデー人の法律にもなければ、西ゴート人の法律にもなく、ロンバルド人の法律にも見られない。更に又サリ人(フランク人の一族)の法制にも缺けて居る。

リビュアリア・フランク人の法律にはこの言葉があるが併しながら、それは、マウラーが意味せしめて居る所とは正反對の意味に使はれて居る。それは共有の地區を意味するどころか私有地の境界を指して居る。即ちリビュアリア法典の第六十節には次の如くある。「誰でも、別荘や、小地所を買つた時には、賣渡證書を貰はなければならぬ。或土地の所有者が隣地の所有者を侵害すれば、十五ソリデイを支拂はなければならぬ。兩所有地の境界即ちテルミナチオ(terminatio)は小塚や石の如きはつきりした地標に依つて出來て居る。この境界即ちマルカ(marca)を侵して他人の所有地に入つて行けば、やはり上述の罰金を拂はされる」と。斯様にこの法律が或行でテルミナチオと呼び、すぐその次の行でマルカと呼んで居るのは、明かに同

一物である。即ちそれは二つの私有地を區別して居る境界である。かくの如くマルカなる言葉はマウラーの意味に於ては之を見ることが出來ず、やつと見つかつたとすれば、それはマウラーが意味せしめんとする所とは全然異つた意味に於てである。

次に、獨逸本土に残つて居たゲルマン人の法典に眼を轉じて、マウラーの主張を考察しよう。この點についてクラランジュは更に有力なる反證を得て居る。かのワイマール市を中心となす獨逸中部のチューリンゲン人、オランダの最北部地方のフリースランド人及びザクセン人の法典などのどこにも、マルクといふ言葉は見られない。アラマニ人—第三世紀乃至第五世紀の頃歐洲中部に割據したゲルマン族の一族—や、バザリヤ人の法典にはこの語が見られるが、併しながら、それもリビュアリア・フランク人の場合と同じく、地所の境界といふ意味に使はれて居る。即ちアラマニ人の法律には、自由民を捕へて境界の外に(extra terminos)賣渡した者は、之をその田舎に戻してやつて四十ソリデイの罰金を拂はねばならぬと規定して居るが、そのすぐ次の行には女の自由民を境界外に賣つた場合を同様に規定して居る。併しこの場合、境界といふ言葉に對し、前の方には extra terminos を用ひ、後の場合には extra marcan といふ語が書かれて居る。この様に兩語は正しく同義語であることを知ることが出来る。

バザリヤ人の法律は、一層明瞭にこの言葉の意味を示して居る。越境して奴隸を連れて行く場合の叙述に於て、この法律はそれを「テルミヌスを越えたが故に、之はマルカを越えたことになると言ふ如き表現を用ひて居る。即ちそれは明瞭に、マルクといふ獨逸語がテルミヌ

スといふラテン語と同義であることを示して居る。マルクが私有地の境界を言ひ現はした例がバツァリヤの法律には尙明かに立證される。即ち「越境について」(De terminis prupis)なる題の下で、二人の隣人同士の間境界争ひが起つたときは裁判役は境界が樹木や丘や河川などの如きはつきりした目印或は地標に依つて示されて居るか否かを、先づ調べなければならぬと述べて居る。さて共同境界を有する斯かる二人の隣人は、その法律の中で、コンマルカニ(Commarrani)と呼ばれて居る。(Lex Baiuvariorum Xiii, 9, Partz, p. 316) 成程マウラーは、この言葉の意味が同一のマルク即ち同一の共有地に住む者同志であると想像してゐるけれども、そのすぐ次の行にある同一の句は、私有地即ち相續された土地であることを明示して居る。従つてマウラーが考へて居る如き共有地の意味とは正反對の意味のものである。(Lex Baiuvariorum, Xii, 8, Partz, p. 312) 即ち二人の隣同志の土地所有者が、その境界を争つて居るのである。

マルクが多数の人の共有する土地であつたことについて、ゲルマン人の法律には之を立證するものがない。併し、マウラーは彼の「入門」の八七、八八、一四五頁に於て、バルガンデー人の法律の中に三ヶ所事例を見出したと主張して居る。即ち、その第十三條に於て彼は「共有林の中in silva communis」なる言葉を發見し、第三十一條に於ては「共有田の中で」(in communi campo)なる句、更に附則第一條に於ては「共有林及び共有牧地」(silvarum et pascuorum communione)なる言葉を發見したといふ。之に對しクランジュは次の如く批判して居る。

第十三條は決して、全村民の共有する森林をいふのではなくて、恐らく一ローマ人に屬して

居た土地が分配の都合で、そのローマ人と一バルガンデー人とが共有する様になつた森林のことを言つて居るのである。反對にこの句は、この場合森林が二人の財産であつたことを示して居る。第三十一條に「共有田」のことを言つて居るのが、マウラーをして「ゴール人の間にはまだ、未分割の田地が澤山あつた」と言はしめたのである。併し、之は誤謬である。蓋し、此處に於ても論ぜられて居るのは、二人の所有者に屬する田地であり、これ等兩人に關する限りに於てのみ未分割の田地であるからである。何れか一方が共有田に自分の葡萄を植えれば、相手のものにも同面積の土地を償ひとして譲らなければならぬのであるが、若し共同所有者が最初からそれに反對するにも拘らず、彼が葡萄を植えれば、それは骨折り損をしたことになる譯で、葡萄は田地の所有者の共有となる。この様なことは明白に全村落のものが土地を共有して居る事態とは似てもつかぬものである。この場合マウラーは、章句全體を讀まずに二つの言葉を引き離して考へるといふ誤謬を冒して居る。彼の第三の引用、即ち附則第一條に關して言へば、之はバルガンデー人の法律に屬するものではない。それはバルガンデー人に關するローマ法に屬するものであつて、全く別のものである。實際のところそれは、テオドシウス法典にも見られるところのものであつて、全くローマ的制度に關聯するものである。それに依れば、森林や牧地は一定數の耕地所有者が之を共有し得る。ローマ法では、斯かる場合、各所有者はその耕地の面積に比例して森林及び牧地に對する權利を有する」と制定されて居る(The Origin of Property in Land pp. 15—16)。

かくマウラーが土地共有制の存在を立證するものとして、ゲルマン法から引用した三ヶ條は、ゲルマン法のものではなく、ローマ法に屬するものであり、或は又、土地共有制とは何の關聯もなく、甚しきは私有制を積極的に立證しきへしてゐるものである。事實ゲルマン法の全體が私有財産の完全に支配して居る法律であることを注意しなければならぬ。バルガンデ一人の法典は、境界を破壊するものは、その手を失ふべしと規定して居り、農業共產制などとは凡そ縁遠きものである。

西ゴート人 (Visigoths) の法文にも、葡萄園や田畑や草地や、或は又牧場、森林に關する所有權についての規定がある。彼等の間に於ては土地は世襲財産となつて居り、私有地の境界に關すると同様に共同相續人間の所有地の分配についても亦規定が明示されて居る。所有權はあらゆる物に適用され、森林にまでも適用されて居る。

アラマニ人の法典も亦土地が私有財産の對象であつたことを明示して居る。その第一條に個人は完全にその土地の所有者であつてその意思表示さへあれば、それを教會その他どこへでも贈與することが出来たのであつて、何等仲間の承認を必要としなかつた。

バザリア法、チューリングン法、リビュアリア法、サリ人の法律、メロヴィンガ朝の法令等々いづれも土地財産の世襲につき明確なる規定をなして居る。ことにメロヴィンガ朝諸王の法令は私有財産を確認し、チルベリク王の勅令には、土地が舊來の規定通りに息子へ相續されるばかりでなく、娘や兄弟或は姉妹にも相續されることが記されて居る。マウラーはこの

法律からも財産共有制の結論を引き出して居るのであるが、この點に關聯してクローランジュはマウラーが又、奇妙な誤謬を敢へて冒して居ることを指摘して居る。「チルベリク王の勅令には、決して隣人の土地を所有してはならぬと言つてゐるが、マウラーには、この法律が出来るときまでは隣人が眞の所有者であつて、死者の息子よりも先に土地を相續してゐたことを意味する様に見えたのである。」チルベリク王の勅令に、決して隣人の土地を所有してはならぬ云々と規定して居る箇條は、子供のない所有主の死んだ場合を論じた時のものである。子供のない者が死ねばその最も近縁の相續人を探さなければならず、隣人はその土地を所有すべからずと言つたからとて、それまでは隣人が土地に對する權利を有して居たといふことと同じではない。かくの如きは正に事實を歪曲するものであるとクローランジュは叫んで居る。フランク族の法令に關する歴史的記録は、只の一つも土地に對するかゝる假想的な隣人の所有權のことを論じて居るものはなく、それ等の文書のいづれも土地を共有して居る部落について記して居るものはない。ゴール人並びにゲルマン人の爲に起草されたカロヴィンガ王朝の法令は、只二通りの土地所有方法、即ち自由地所有即ち完全にして世襲可能な所有と、惠施的所有即ち持主から一定期間及び一定の條件にて貸與される土地を認めて居るが、土地共有など全く彼等には知られて居ない。

マウラーは昔は、土地が一年毎に割替されて居たらしいと主張して居る。若しもそれが事實であつたとするならば、土地共有の論據となり得よう。併しながら、かゝる重大なる歴史的

事實を立證する爲には、多數の而も正確なる典據が擧げらるべきであるが、マウラーはそれに對して只一つの典據を示して居るに過ぎない。その唯一の典據といふのはノイガルトの「古文書學文獻」(Codex diplomaticus) 第一八二號の中に印刷されて居る八一五年の一文書であるが、それは或「ウォルフイン」(Wolfin) 土地所有者の意が財産を修道院に贈つた時の證文であることを注意しなければならぬ。而してこの證文には共有や年期割替などについては只の一言も記されて居ない。「ウォルフイン」が寄贈する土地は彼の財産であり、それは父親から相續したものである。初めから終りまで私有財産の存在を證明し、正に共有制とは反對の性質のものである。然らばマウラーはどうして、この中に彼の説の確證を見出し得たか。この點についてクルランジュはマウラーを次の如く批判して居る。

こゝにマウラーの研究態度の輕薄な著しい例がある。贈與者は、その寄贈する土地について慣習に従つて目録を拵へるのに、*terre anales, prata*(牧草地)、*vineae*(葡萄園)、*pascua*(牧場)と書いて居る。マウラーはこの *anals* といふ言葉をとり上げる。勿論それはラテン語ではない。そこで彼は先づ筆寫人が誤寫をしたのだと假定し、それを *annales* (一年毎のといふ意に訂正して居る。併しながら *annalis* といふ言葉ですらも法律文書にはない。他にもそれを使つた例が一つもない。マウラーは、それは「一年間だけ所有される土地」を意味するものと思つて居る。併しながらそんなことはあり得ない。何故なれば、他ならぬこの讓渡證書に依れば、それは相續によるウォルフインの財産であるのだから、確かに *terre anales, prata, vineae,*

pascua の目録全體は、相續された財産のことを言つて居るのである。*anals* といふ言葉は厄介であるが、併し乍ら、この種の證明書を見馴れた人ならば、この時代の證明書の中に往々 *terre anales* が *terre arabiles* の代りに用ひられ耕作地の意味を有するものなることを見るであらう。それは、財産の贈與證明書に多く見られるものである。丁度同じ様な文句を澤山にもつ文書中の八割に、*terre arabiles, prata, vineae, silvae, pascua* とあり、あとの二割に *terre arabiles, prata, vineae, silvae, pascua* とあり、假りに只一つの例に於て *terre anales, prata, vineae, silvae, pascua* とあるのに出會ふとすれば、常識的には、どう考へてもこの *anals* といふ言葉は *arabiles* のつもりで書かれたものであり、編纂者か或は筆寫人の間違であることを察することが出来る。寄贈者が、相續に依つて自分の所有する土地、即ち「耕作地、牧草地、葡萄園及び牧場」を贈與することには、少しの疑ひも存しない。之が八一五年の讓渡證書であり、又上述の如きがマウラーの方法論の一例である。彼は、全體として私有にして世襲可能の財産の存在を證明する様な讓渡證書を引用する。併し彼はそれを讀者に語らないで、その文脈の中から只一つの言葉を引きぬいて、來てそれを自己流に變更し、翻譯し、讀者に只この一つの言葉だけを示して如何にも讓渡證書が土地の一年割替や共有制を立證するかの様に信ぜしめようとする(前掲書二十四—二十六頁)。

注意すべきはマウラーがマルク即ち土地共有の證跡を特に求めて居るのは Traditions と云ふ八世紀から十四世紀に至るまでの種々の許可狀集である。その中に蒐集されて居る文書

の数は一萬に近くそれが十五卷に分類されて居る浩瀚なものである。この許可狀集は財産の贈與、賣渡或は交換に關する證書の集められたものであるが、全く私有財産の讓渡に關するものと見てよい。私有財産に屬しないものを贈與するとか賣渡すとか交換するとかいふことはあり得ない。その性質を大體示すため二、三の實例をあげれば次の如きものである。

イ、私、ウイックバート儀、私所有の農場 (manisi) 土地田畑草地並びに奴隸を聖ナザリウス寺院に寄贈仕候 寺院に如上のものすべての永世所有權を讓渡致し、任意に之を所有贈與交換並びに處置し得る權能をも讓渡仕候

ロ、私、セオドンの娘儀、相續により左記の諸地方に有するものを舉げて聖ナザリウス寺院に寄贈仕候 就而私の所有權に屬せる物すべてを、聖ナザリウス寺院の所有權に移讓仕候

ハ、私所有の土地すべてを僧院長並びにその後嗣の方々に永世所有物として寄贈仕候

ニ、私、ラチエア儀、私の所有權に屬する土地すべてを、爾今僧院長の所有權に屬せしむべく寄贈仕候

尙これ等の寄贈者或は賣渡人が、自分はその土地を相續に依て所有して居ることを附言して居るのは注目すべきことである。而して所有權は耕作地のみならず、森林、牧場、河川をも含めて居る。かゝる贈與、寄贈をなす者は決して村落共同體即ちマルクではなくて、必ず單一の個人なのである。

マウラーが採用した Traditions の内容は、かくの如き性質のもので彼の證明せんとする共有

説とは凡そ縁遠きものである。然らばマウラーは如何に Traditions を援用したのであるか。彼は一萬近くの許可狀集の中から約二十ばかりの讓渡證書を引き出し、それを他の一萬近くのものを見捨て取扱つて居る。而してマウラーはそのことを一言も斷はらずに只二十の引用をなして居るので、讀者はそれだけしかなく、而して恰かも利用せられるものが皆マウラーの説を支持するものゝ如くに考へやすい。若しもマウラーが一萬に近き私有財産としての土地の贈與、賣渡、交換に關する證據を指摘し、而して後、他に土地共有の何等かの證據とも見らるべき讓渡證書が、恐らく十八乃至二十位あるだらう、といふのであればそれは正しい。然るにマウラーはかゝる辯明は敢てしようとしなかつたし、又彼の弟子等もしなかつた。クランジュはマウラーがあげて居る二十許りの證據について之を一々検討して言つて居る。先づ第一に彼は四十七頁に於て、ロルシユ集から一讓渡證書を引用して居る。それはチャールス大帝がその修道院に對してヘーフェンハイムの宅地の永代所有を許して居る七七三年の許可狀であるが、それは、土地、家屋、奴隸、葡萄園、森林、田地、草地、牧場、水道及び河川であり、それには色々の附屬物や從屬物があり、その境界及びマルクが含まれて居るとある。この處にマルクが記されて居るとマウラーはいふ。如何にも左様併し、それは村落共同體たるマルクではないのである。正にその反對であり、それは一私有財産の境界である。茲に我々は國王の私有財産であつたものが、一僧庵の財産に移讓されんとして居る宅地所領に就いて論じて居るのであるが、こゝには共有制の觀念もなければ共同マルクの觀念もなく、村

落協同團體の思想もなく又村落すらもないのである。それは奴隷が耕す田地であると許可状には述べてある。 *cum terminis* と *marcbis suis* とは共に田地の境界を意味する言葉である。又かういふ風に繰返して言つたとて、何等驚くには足らない。マルカはテルミスと正に同じ意味である。我々は既にバツアリア法に於て、テルミスはマルカと同じものであることを知つた。同様にチルデリック二世の許可状には、一田地の境界線を、*finis marchas* と述べて居る。これ等のマルカがその田地とは別の地所であるとは想像し得ない。 *domo villam*……*cum marchis* なる表現は、この種の文書に、馴れて居る人にとつては何の不思議もない。この種の文書に通曉して居る人ならば誰でも地所の寄贈乃至賣渡の讓渡證書に於ては「その境界と共に」とつけ加へるのが慣はしであることを知つて居る。ゴールに於て書かれた許可状には、「そのすべての境界と共に」(*cum omni termino suo*)といふ句があり、ゲルマンでは、「そのすべてのマルカと共に」(*cum omni marca sua*)とか、「そのマルカと共に」(*cum marchis suis*)とかいふ文句がある。澤山の文書中に「マルカは只この意味に於てのみ使はれて居る。例へば七六〇年の讓渡證書である「フルデンス文書集」(*The Codex Fuldensis*)第二十一號の場合の如く、或人が境界もろ共に、(*cum marchis et finis*)宅地の寄贈をなして居る(前掲書三十三—三十四頁)。

マルクといふ言葉は始めは専ら田畑の境界といふ意味に用ひられ、かくて遂に田畑そのものを意味する様になつた様である。又同様に、マルクと同様な意味を有するフィンニス(*finis*)及

びテルミス(*terminus*)についても同じ様である。即ちゴール地方では、ロンゴヴィアナ・ヴィラとロンゴヴィアナ・フィンニスとが同様に用ひられて居る様にエラリアクス・ヴィラとエラリアクス・テルミスとが同様に用ひられて居る。ゲルマンでは同様にヴィラとマルカが用ひられて居るのである。成程マウラーのいふ如くマルクといふ言葉は用ひられて居るが、それはヴィラ即ち私領と同一物の意味に於けるマルクである。マウラーは私領地を共有地と誤解して居るとクランジュは鋭く批判し、更にマルクが屢々その所有者の名前を冠して呼ばれて居る事實を指摘してマルクの私地的性質を明かにして居る。この點はマウラーが全く見逃して居るところであると言へよう。即ちヴィラに所有者の名を冠してヴィラ・フロリアクス、ヴィラ・ラティニアクス、マウロ・ヴィラ、といったと同様にマルカ・アンゲヒーゼス、マルカ・バルダニス、マルカ・ムネフリデイ、マルカ・ヴァルカレンハイム、ドロクテギン・マルカといった様な名前のある實例が屢々見られるのは注目に價する(前掲書三十三—六頁)。

更に又マルクといふ語が單なる所有地(エステット)よりもより大いなる、或地域全體を指して用ひられて居る場合がある。之を如何に説明すべきか。この點に關してもクランジュの言葉を又引用しよう。

六世紀及び七世紀の文書や、アヴェンチエスのマリウスの著作中や、アラマニ人の法律及びバツアリア人の法律や、降つてチャールス大帝の法令中では、マルカは國の境界を意味して居た。その後この言葉は次第に邊境地方を意味する様になり、そこでスペイン、ブルターニ

ニ、カリンティア、オーストリア、ブランデンブルクの「マルカ」なる表現が生じ、遂には、殆んどすべての國が知らずくの間、一つの「マルク」となつたのである。然らばマウラーが主張する様に、この事からゲルマン全國が始めからマルクの地であつたと考へねばならないであらうか。斷じて否である。我々は之等マルクの各々の起源や、それが生じたほど正確な年代を知つて居る。一は九世紀のものであり、第二のものは第十世紀に屬し、第三は第十一世紀になつて始めて生じたのである。それ等を遠い古代に歸せしめることは、明確に誤謬である（前掲書三十六―三十七頁圈點―筆者）。

かくマウラーが原始共産體に關聯せしめて描いて居るマルクはいづれも中世紀に明確な起源を有するものである。マウラーが一萬に近い許可狀集の中から引き出して來た二十ばかりの文書も尙且、すべて私有財産に關するものであり、あらゆる法律及びあらゆる許可狀より我々が歸納し得べきことは如何なる時代に於ても私有財産の存在せしことである。文書資料の中にマルクといふ言葉が最初に現はされた時代に遡つても、あらゆる部面に於て私有財産制度が支配して居る。

兎に角マウラーのマルク共同體の主張はゲルマンの古典的諸文書の片言隻語が、自らの説に合致する様に歪曲されて得られたものである。その實例をあげるならば、ブルグンド法に於て、ゴンデバウト王が『全臣民に』法律を守ることを命命する（*universitatem conventi observare*）のを見ては、この場合「*universitas*」といふ言葉は村落共同體を言つて居るものと信じ、之が國王

の國民全體に呼びかけられる時の常套語であることには氣がつかない。又若し、西ゴート法の中に、一所有地の境界を變更乃至回復しようとする時は、それを隣人達の前で公けになさなければならぬといふことを見ると、彼の眼にはこの自然的風習が、その土地に對して隣人同志の有する共有權となつて見えるのである。或森林が數人の所有者の共有物であるからとて、彼はすべての森林が萬人の共有物であると結論するのである（*クルランジュ* 前掲書五八頁）。*クルランジュ*はマウラーの論據に對し一々その原典出所につき鋭き専門的批判のメスを振ひたる後、次の如く結んで居る。

マウラーの學説の成功は、その實證力に歸せしめらるべきものではない。彼は歴史の始まる時に存在せるものとして自分一人心に描いて居る共同體即ちマルク協同團體を支持するものとして、只一つの證明も引用も與へてゐない。彼の著書の頁の下の方の無数の引用句を調べて見れば、その三分の二以上は私有財産に關するものであり、爾餘のものゝ中の何百といふものは、主題とは無關係の些々たる點に關したものであつて、只の一點も主要な問題にふれてゐない。かりに何か一見立證せるものの如く考へられるものがあるにしても一寸吟味して見れば、それが誤解誤讀されてゐることが判る。それにも拘らずこの書は、非常な影響力を持つてゐた。その整然たる體系が多くの人をとらへ、或は又その外見上の博學さに魅せられた人もある。その中論證らしいものについての議論はすべて省略されてしまつた。それはことに原典を持つてゐない限り困難なことであるからである。それ故

に、四十年の間(クルランジュの書はマウラーの著書が出てより約四十年後に出版された―筆者)毎年々々、同じ物語が反覆され、同じ議論が與へられ、同じ典據ばかりが引用されたのである(前掲書六一―六二頁)。

三 ヴィオレの原始共有論とその批判

マウラーの弟子ヴィオレ(Viollet)も亦原始共有説を強調せし有力なる一人として知られて居る。ヴィオレはマウラーがゲルマン民族に關聯して築き上げた理論體系を古代ギリシャの社會に適用して居る。而して彼はそれをすべての民族すべての國民にあてはめることが出来ると考へて居る。彼はギリシャに於ては、永い間土地は都市の共同耕作下にあり、それを私有することは家族も個人も考へ及ばなかつたと斷言して居る。即ち彼に従へば永い間土地は、個人にも家族にも屬せず、都市に屬してゐたのである。(P. Viollet : Du caractère collectif des premières propriétés immobilières, 1872, p. 455—504)

ヴィオレは「自分の説は極めて重要な典據に支持されて居る」と述べ(四六三頁)プラトール、ヴァーヂル、ユスティン、ティブルス、ディオドルスのリバリ島論、ディオゲネス・レルタイウスのピタゴラス論、アリストテレスのタレントウム町論、アテネウスのスバルタ食事論、ディオドルスの「クレルキア」論、テオフラストスの不動産賣買論等から十一章句を引用して居る。クルランジュはその一ツ一ツにつき原典に照して之を鋭く批判して居る。ヴィオレの所論はクルランジュによつて最も明確に批判されて居る故、私は出来るだけ忠實に右の十一章句に對するクルランジュの批判を紹介することにした。

一、ヴィオレは彼のギリシャ土地共有制説についてプラトールよりの引用句として、なほも此

處彼處に原始共同體の名残のあるのを見た」と言つて居る。而して彼はそれをプラトリーの「法律集(第三卷)の中に發見するといふ。クラランジュはその指示された個所を調べてそれが次の如く記されて居るのを見出した。

太古に於て人間は遊牧的生活をなし、その畜群や狩獵に依つて生きてゐた。その當時は法律もなかつた。政治に關していへば、*Democritus* 即ち家長の家族及び奴隷に對する權力以外の何ものをも知らなかつた。ホーマーの「サイクロプス」の如く、議會もなく、裁判もなかつた。洞穴に住み、各自その隣人のことなどは氣にもかけないでその妻子と生活してゐた。

プラトリーが想像によつて原始野蠻状態を叙述して言つてゐるのは、この通りである。ヴィオレをして、この章句が共有地を耕作してゐる人間を描いてゐると想像せしめるものは、何か先入的な幻想によるものではないかと考へられる。プラトリーは共有地耕作は全然行はれなかつたと言つて居る。土地がその民族に屬して居たといふことを、彼はどこで發見するの、か。プラトリーは、その當時は民族などありもしなかつたと述べて居る。人間が耕作の爲に結合されて居たといふことを彼はどこで發見するの、か。プラトリーは、各家族は孤立して生活し、隣人のことは構はなかつたと言つて居るのである。それ故にヴィオレはこの章句を正しい意味とは正反對の意味に解釋したのである。この哲學者の全著作を調べて見るならば、どこにも「自分の時代にも尙、原始共同體の殘滓が見られたなど」とおくびにも出して居ない。勿論プラトリーは、特別の土地共有制を有する理想的都市の叙述をなして居るが併し、それが實在の都市

に行はれてゐたとは決して言つてゐない。それ故に、第一の典據は誤解されたものであることが證明されるといふのがクラランジュの第一の點である。

二、次に、ヴィオレが引用して居るのはヴァーギルである。ヴァーギルはその「農業詩」(Georgics)の中で、土地が境界に依て分割されも亦區劃されもせず、萬物が共有であつた時代を描いて居るといふ。こゝにヴィオレが引用して居るヴァーギルの詩句には間違ひはないが、併しながら、この詩句全體は、土地耕作の行はれなかつた時代を想像的に描寫したものであることを注意しなければならぬ。土地耕作の行はれない限り、土地を私有財産として分配し合ふといふ問題は生じ得なかつた。尙又ヴァーギルは、その後人間は土地を耕すことを覺える様になつたと言つて居るが、すべてのものが共有であつたとは言つて居ない。この如き想像的に描かれた未開状態の生活をもつて農業制度に於ける土地共有に關聯せしむることは少し無理である。

三、次にヴィオレはユスティンの「トロログス・ポムペイウス」(Fustini: Trogon Pompeius)から引用して居る。このゴール人の著者は、イタリヤの太古の時代を描かうとして、奴隸制や私有財産が未だ知られずあらゆる物が未分割であつた時代があつたといふ。引用は正しいけれども、茲にいふ時代は何時の時代であらうか。ジュビター以前の時代である。かゝる所謂黄金時代の想像は之を歴史的事實の論據とはなし難いものであり、ヴィオレの論旨には明らかに無理がある。

四、ヱイオレが次に引用して居る典據はローマの哀歌詩人ティブルス (Albius Tibullus 54?—18 B.C.) からの引用である。即ちそれは「サターン王の時代」といふ農業以前の時代に就いて言つて居るのであり、想像上の黄金時代を言つて居るのである。ヱイオレがギリシヤの黄金時代には私有財産がなかつたことを立證するつもりであつたならば、それでよいのかも知れぬが併し、ヱイオレが證明しようとする命題は、人間が都市生活を始めてからも土地を私有することなどせず、共同耕作をなして居たといふことである。所謂黄金時代即ち農耕が少しも行はれなかつた國家も都市もなかつた時代を想像的に物語る様な傳説から共同耕作の制度を證明し得るであらうか!とターランジュは論難して居る。

五、歴史以前の引用からヱイオレは歴史時代に入り、歴史家ディオドルス・シクルス (Diodorus Siculus) から一章句を引用して居る。先づヱイオレはディオドルスの言を次の如き譯文によつて現はして居る。

ナイダス人 (Oritus) 小亞細亞の Curia 古都—筆者) やローヅ島人 (エーゲ海中の一島でもとギリシャ領今は伊領—筆者) が、リバリ群島イタリヤ國の南西端メッシナ海峽北方の火山島—筆者) を植民地とした。彼等はティレニヤ海、海賊の爲にひどい目にあつたので、防備として木船若干を武装し、自分達は二つの階級に分かれた。一は、彼等の所謂共同財産たる島々の耕作を委任され、他は防戦のことをまかされた。彼等は斯くして自分達の所有物をすつかり投出し、共同に食事をなし、數年もの間、共同生活をなした。ところが暫くして、彼等の町のあ

るリバラ島を分割し合ひ、又その他の島々は暫らくの間共同耕作が續行されてゐた。遂に彼等は、二十年間を期してすべての島を分割し、その期限が満了すると再び口分田を劃した。このディオドルスの記事についてヱイオレはこの出來事の年代について一言も言はないで引用して居る。併しながら、その年代はディオドルスに従へば第五十回オリムピアード、即ち五七五年頃のことである。併し、注意すべきことはナイダスやローヅ島には私有財産制があり、共有制の痕跡もないことが立證される。それで當時所謂非常時に當つてこれ等ナイダス人やローヅ島人は共有政策をとつたと考へられる。従つてそれはヱイオレの主張するが如く原始共有の遺制を立證するものとは思はれない。ことにディオドルスの物語は、これ等の人々が暫時の間土地を分割せずに生活した動機がティレニヤ海、海賊どもがその島々を非常に荒したためであることを記し、ギリシヤ人は止むを得ず、一つは戰鬪部隊、他は耕作部隊といふ風に二つの部隊に分れて行動したことを記して居る。更に又ディオドルスは尙又、この生活様式は數年しか續かなかつたと附言して居る。ギリシヤ人は、海賊から解放されるや否や、リバラ島即ちこの小群島の中の最大、且、最も重要な島に規則的な定住生活をなしたのであつた。而して、そこに町を作り、同時に土地の分割をなした。而してその分割とは私有財産を確立したといふことを意味したものである。このギリシヤ人が定住的状態に入るとすぐ私有財産を確立したといふことは注意すべき點である。只あまり耕作的に重要視されず、且不安定な小島のみが、それ以後暫く未分割のままであつたといふ事實は、それ等の島々が農業共產制の

下に生活して居たことを意味するものではない。彼等は本島に於てそれ／＼土地所有者であり、小島の何れかに對して一定の権利を享有してゐたのである。併し、その制度も永續せず今度は小島の分割が行はれたのであつた。成程最初は一時的な分割であつて二十年間續いた。それには色々理由があつた様であるが、それはともかくとして、二十年の期限の後に行はれた再分割は永久的のものであつた。といふのは、ディオドルスは決して彼の時代に至るまで一回も割替が行はれたとは言つて居ない點から推察出来る。ディオドルスの描いて居る史的事實は如何なる共產制的形態をもつて居たとしても、それは決して制度的のものではなくて所謂非常時に於ける一時的状態であつて、私有財産制こそ彼等の常態であつたものと結論せざるを得ぬ。

六、ヱイオレは更にピタゴラスへ進む。彼は、この哲學者の死後八百年頃に書かれた傳記を典據として、ピタゴラスは二千人にも及ぶ門弟を集め彼等をして共同生活をせしめたと云つて居る。之は本當かも知れぬ。併し、一哲人が自分と生死を同じうした大いなる共同生活團體を經營し得たといふ事實が、當時市民は皆共同生活をするのが慣はしてあつたといふことを立證する事例にはならない。思ふにそれは、正にその反對のことを立證する。ピタゴラスの門弟達が、共產制部落を作る爲に自分達の町を去らざるを得なかつたとすれば、それは町の一般的生活が共產的でなかつたが爲ではあるまいか。このピタゴラスの二千人の門人が共同生活をして居たといふ事實から、之は大ギリシャの多くの都市が未分割財産制の下に築か

れ住まはれて居たことを示すものである」と結論するのはあまりに大膽すぎる。

七、アリストテレスの「政治論」もヱイオレによつて利用されて居る。「政治論」第六章三頁及び五頁を引用して、「タレンツムの市民は、アリストテレスの時代まで舊來の共有制らしきものを維持して居た様である」とヱイオレは言つて居る。クラランジュはヱイオレの指示して居る章句を調べそれが次の如く書かれて居ることを見出した。即ち、貧民を監視し、之に仕事を供給するのが賢明なる貴族政治の義務である。タレンツムの人々に見做ふがよい、彼等は數ヶ所の土地の共同利益を貧民に與へて居る、文字通りに言へば、それ等の土地の利益を貧民に共同ならしめて居る。斯くして彼等は、下層民の人氣を得て居る」と。原典はヱイオレの言ふところとは甚だしく異なるものである。アリストテレスは、共產制度については一言も言つては居ない。彼はタレンツムを貴族制國家の中に屬せしめ、それには貧民が居つたことを示して居る。彼の指摘せるところは、只、富者は貧民の人氣を博する爲に彼等の利益地として一定の土地を區割して彼等に提供して居るのである。即ちアリストテレスの述べて居るところとは、只、富者が貧者に對してなした讓歩であつたことを示すもので、共產制とは正反對のものである。ヱイオレはかゝる明確な慈善的施設を示すに過ぎない反對事例をも尙且、共產制にこじつけて居るのである。

八、ヱイオレは今度はギリシャ人の共同食事の例をひいて居る。「我々をして理論上原始共有制にまで遡るを得せしめる様な名残が他にもある。即ち共同食事がそれである」と彼はい

ふ。ヴィオレはまづスバルタ人の所謂コピス(Copis)なる共同食事のことから始め、それをアテネウスの書から具さに描出し、凡て之は原始的であり、従つて茲に、あらゆる古風の素朴さを伴つた共同食事があるわけであると結論して居る。(四七一頁)。クラーランジュはいふ、ところが、お氣毒ながらコピスと呼ばれる食事は決して共同食事ではなかつたのである。昔の史家等はスバルタ人には幾通りかの私的會食が行はれ、コピスもその一つであつた。アテネウスの書の中のヴィオレの譯した頁を讀むがよい。それを原典で讀んで見れば、コピスが公共の食事であつたことを示すやうな言葉は一つも見當らないのみならず、明確なるその反證を見するといひながら之を反駁して居る。スバルタ人は、凡そコピスを張らんと欲する者之を張り、又之を張る者は、スバルタ人であらうと、外來者であらうと自分の欲する者を招くのである。之は、國家の指圖や仕度による共同食事の特徴ではない。尙、このギリシヤの學者アテネウスは、この食事の宗教的性質に重點を置いて居る。即ちそれは一定の儀禮によつてとり行はれる。スバルタ人たるものはすべて、自分の欲する時にかゝる儀式的會食をなすことが出來たが、併し、都市に於ける普通の慣習では、それは、子供の健康を祈るタイテニディア(Thesphidia)といふ祝祭のとき催されるのが普通であり、保母たちはそれへ子供を連れて行くのであつた。アテネウスの叙述は極めて明瞭であるが、ヴィオレはこの私的宗教的會食を共同會食と誤認し、その中に土地共有制の一證左を發見し得ると考へるの誤りを冒して居る。

併しながら又、眞の共同會食も確かにあることはあつたが、それはスバルタでは殆んど毎日

行はれて居た *evaitia* と呼ばれたところのものである。ヴィオレは直ちに、それを以て共有制の遺物であるといふ。「人々が土地の果實を共同で食べるとすれば、それは原始時代に於て土地そのものが共有であつたせいである」と論ずるのは、合理的にも見えるが、併し、ヴィオレが、スバルタのこの共同會食の制度を原典について研究したならば次の四つの事情を看過し得なかつたであらう。

一、その年代は都市の創成期までに遡るものではない。而して、土地が共有であつたとも言へる時代とは凡そ無關係であつて、スバルタに於ける私有財産制よりも新しいものである。スバルタのことに通曉してゐるヘロドタスは共同會食は都市創成より二世紀も後に始まつたといつて居る。

二、かゝる共同會食は何等共同生活の基因とはならなかつた。蓋し、第一には男子のみがそれに關係し、婦人も子供も之に参加しなかつたからであり、第二には、男子も一日中の食事をみな共同にとつた譯ではなく、只夕食だけを共にしたのに過ぎなかつた。

三、會食の費用は共同體が支出するのでも國家が支出するのでもなく、各人醸金しなければならなかつたのである。そしてそれは、一ヶ月に麥粉一メディムス(約四升五六合足らず)筆者、葡萄酒八コンギウス(Coenchius)は約一升九合―筆者、果物若干及び肉買入の爲の金少々であつた。之は市民が國家から共同食事を與へられるのとは似てもつかぬものである。彼等は共同に食事しなければならなかつたけれども、各人は私有財産を有し、そ

れによつて共同食事の實費を支辨したのである。

四、共同會食といつても財物の共有を表はすものでは全然なく、スバルタの貧民はそれに加
入出来なかつた。之はアリストテレスの明記して居る事實で、彼は、かゝる共同會食は世
界中最も非民主的なものであるとまで言つてゐる。

「共同會食」といふと恰かもスバルタの市民が大集團的に同一食卓について同じ釜の飯を食
べた様に考へられ易いがそれは大きな間違ひで、この所謂共同會食は十五人位づゝの小團體
をなして別々の家でなされたのである。各人は自由に、自分の入らうと思ふグループを決め
ることが出来たが、それを構成するメンバー全員一致の承認を得なければならなかつた。而
もその食事は可なり贅澤なものであつたといふ。それ故に共同生活體とは些かの關聯もな
く又確かに土地共有制とは少しの關聯もないことは極めて明白である。

ヱイオレは又、五十人のアテネのプリタネス (Prítanes) とは今日の市長の如きものか—筆者
が聖爐の近くで擧げてゐた祝宴のことについて述べたり、アテネの青年がフラトリアに迎へ
入れられるとき、そのフラトリアでは犠牲を捧げて、その後祝宴を開いたことを引用し、更に
又、ローマの「クローリア」が一定の祝祭のときに祭壇の前で祝宴を開いたことを述べて居
る。併し、これ等三種の祝宴を土地共有制の一證左であるなどと考へることは、實際原始共産
體説の先入見に支配されて居るが爲めである。「これ等の會食は原始遊牧生活と土地共有制
の殘滓である」など大膽な結論をヱイオレは、かゝけて居るが彼はそれが單に宗教的儀式に過

ぎないものであつたことを十分認識して居なかつたものである。

九、次にヱイオレは史家ディオドルスの書いたものから歴史的事實を援用して居る。即ち
ギリシヤの都市は凡てその創立の思出を持つて居り、それが年祭の機縁となつて居る。その
ことは聖歌の文句によつて、或は寺院に保持されて居る青銅器の銘に依つて推知することが
出来る。即ちそれは或一定の日に都市が宗教的儀式によつて創建され、而してそのときその
土地が市民間に分配されたことを物語つて居る。往時最も公平なる分配方法は籤引であつ
た。それにかゝる場合の土地分配も亦籤引によつて決定された。この歴史的事實をヱイオ
レは「かゝる土地分割は原始共有制を前提とし、分割時代にとゞめを刺すものである」(四七
三頁)といつて居る。併しながら、それは正にその反對である。何故なれば、ギリシヤの移民が、
従來人の住んで居なかつた所か、或は彼等の征服した領土に植民部落を作る時には必ず、直ち
に都市を創立し、而してその土地を分配して居るのである。土地の征服は共同に行はれても
その耕作は特殊な場合を除いては、一ヶ年間たりとも共同に行はれたことはなかつた。彼等
は「分割制度から脱却する爲にそれを分配したのではなくて、人の住んで居なかつた土地と
か、征服した土地とかを速かに分割することを希望して居たが爲である。それであるから、太
古に起源を有する諸都市には、分割の問題が起らなかつた。何故か？それは、例へば、アツチカ
の如き都市國家の例を見るも、最初數百の獨立家族によつて占有されて居り、これ等の家
族が後に集つてフラトリーを成し、最後に一つの都市國家を形成するに至つたものである。

そこに分割の事實の見られなかつたのは各家族が數世紀の間その所屬の土地を保有して居たからである。併しながら、植民地新領土等に於ては分割が自ら必要となつたのである。従つてそれは、ヴィオレの想像する様に、不分割時代の終末をつけるものではなくて、それは植民地創立の第一歩であつた。而して又それはギリシヤの古代の都市國家が決して土地の共同耕作を行はなかつたことを物語る。

十、ヴィオレはギリシヤの家族財産に關する法制によつて自説を立證せんとして居る。古代ギリシヤに於ては、家族所屬の土地はその家族と緊密なる關係をもつて居り、他の家族或は個人に遺贈・賣渡することは許されて居ない。このことは多くのギリシヤの文獻に明確に見られる。即ち財産觀念は個人的のものではなくて、家族的のものであつた。従つて父親は家族所屬の財産は必ず息子に、息子の居ないときは、最も近親の者に家族財産として讓渡しなければならぬ。ヴィオレはこの點について彼一流の説明をなして居る。即ちかゝる家族財産の賣渡及び贈與の禁止は、もと／＼土地が萬人共有のものであつたといふ事情から由來して居ると考へる。併し、ヴィオレの言ふ如く、假に、元來土地がその種族の共有財産であり、その種族がそれに對して一種の土地收用權を持つて居たとするならば、法律が同種族内の他の者に土地を賣渡することを禁止してゐるのが不可解であり、又たとひ種族そのものゝ爲であつても、一家族がその土地を手放すことを禁止してゐる理由が解らない。家族がその土地を手放すことを禁じてゐる古い風習をもつて土地共有制の證左とすることは出來ぬ。それは單に財

産の家族所有權を立證するに過ぎぬ。プラトールが自分の好きな者に勝手に財産を與へることとは出來ない、わが財産は、わが家族即ち、我が祖先及び子孫に屬するものなるが爲であるからと言つて居るのは、彼がその時代の人の理想をよく表現して居るものと考へる。ヴィオレの主張は客觀的資料に基かざる單なる勝手な臆説であると考へざるを得ぬ。

十一、最後にヴィオレが擧げて居る典據はテオフィラスツス(Theophrastus)の記録からとられたものである。ギリシヤ法に於て、個人的財産權が認められ、土地の賣渡が行はれる様になつてからは、かゝる賣買は一定の公開條件の下で行はれることが要求される様になつた。テオフィラスツスはいふ、「大抵の立法家は賣買は布告人に依つて行はれ、それを數日前に豫告することを要求するが、又時には賣買を市長の前で行ふべしとなし、或は又その賣買を六十日間告示板にて告示すべしと規定した。如上のことについては二つの原因がある、一即ち、第一に、賣渡人に對して權利を示し、第二には、誰が新所有者であるかを萬人が知り得る様にといふのである」と。これは、賣買は出來る丈け多くの證人が之に立會ひ得る様に公開で行ふべきことを主張したものである。然るにヴィオレはこの文章の中に特殊な意味を見出して居る。曰く、「公衆が立會ふとすれば、それは土地がその種族所屬のものであつたからである」と(四八四―四八五頁)。之はテオフィラスツスの夢想だにしまなかつた結論を引き出したものである。テオフィラスツスは、土地賣買のことについて當時要求されて居た種々の慣習を叙述し、その公開の理由を極めて自然に説明したものであつて、昔土地は共有であつたといふ結論が、それから引き出

されようとは夢想だになかつたであらう。グイオレは自の先入見によつて隣人が賣買の證人となるといふ事實を、土地が元來萬人共有のものであつたからして隣人の同意を得なければならなかつたと解するのである。又或町で買地人が三人の隣人に幾許かの貨幣を與へて、後々その賣買行爲を忘れない様にし、且それを證明して貰へる様にするのが慣例であつたと、かいてあるとグイオレは忽ち、この貨幣は買地人が、三人の隣人にその土地に對する本來の權利に對して支拂ふ價格であると附言する。之は凡て單なる臆測である。確かに、ギリシヤ人は、之等單純なる風習に、土地共有の觀念の如きを結び付けて考へはしなかつた。

以上の如くグイオレが援用して以て、ギリシヤ初期の諸都市には多かれ少かれ、土地共有制が行はれて居たことを立證しようとなつた十一の典據はまことに論據薄弱なものである。併しながら、假に、ギリシヤ文獻の全體の中で、土地共有制を意味するかに見える引用句が發見せられたとしても、公平なる結論を得るためには、グイオレは反對事例に對しての考察を忠實になすべきであつた。ことに私有財産制を例證する事例はギリシヤ文化の最古のものに之を幾らでも見出すことが出来る。即ち紀元前九世紀の詩人ホーマー、紀元前八世紀の詩人ヘシオドス等は私有財産としての土地について色々物語つて居るが、共有については一言半句も言つて居ない。これ等の事實をグイオレは全く無視して居る。又最古のギリシヤ法の遺物の中に、土地が種族所屬のものであつた状態の形跡は微塵もなく、反對に家族財産に關する精密なる規定は之を存して居る事實をもグイオレは無視して居る。

グイオレが土地共有説のため援用したギリシヤの古文獻よりの引用文を一々検討した後、クーランジュは、グイオレの引用は、その引用されてゐる章句が指摘されて居るところに見られるといふ點だけは正確であるが、只その引用されて居る章句をその文脈と合せ考へればグイオレの言ふのとは正反對のものであり、全く不正確なものであるといつて居るが正にその通りである。

四 ラヴレーの原始共有説とその批判

原始共有説の議論はエミール・ド・ラヴレー (Emile de Lavoley) によつて更に開展された。彼は一八七四年その著「財産及びその原始的形式に就いて」改造社文庫第一部第七十八篇「原始財産」に於てその主張を公にした。彼の説によれば、インドからスコットランドに至るまで全世界の農耕集團は永い間土地を共同に耕作したのであり、あらゆる國の歴史は原始的集團制を示してゐるといふのである。

彼は經濟學者である。併し、彼が求めた典據は歴史的記録である。彼は歴史的典據に基いてロシアのストラヴ人、ジャヴア島土人、古代インド人、ゲルマン人、アルジェリアのアラビヤ人、スペインの古代ムーア人、ギネア海岸のヨロフ人、アフガン人、古代ギリシヤ人、古代ローマ人、イングラント人、南部ストラヴ人、スイス人、ネーデルランド人等々の土地制度を次々に検討して居る。成程ラヴレーの資料はあらゆる人種あらゆる地方を網羅し比較研究法を適用し、論述して居る點に特色がある。初學者は彼の並べた目次を見ただけでもその體系の大いなるに感心させられる。併しながら、少しく注意する學徒は恐らく、直ちに古代エジプト人、古代ユダヤ人、或は古代アッシリヤ人の如き、ヨロフ人や古代ゲルマン人よりも遙かに有名な民族についてのべられて居ないのに奇異な感を抱くことであらう。何故それ等の重要な民族が省かれて居るのであらうか。或はそれ等の民族の古文獻は之を如何に古く遡るとも、私有財産の風習を

立證するものばかりで、土地共有の痕跡だに見出し得ないが爲ではなからうか。我々はエジプトの歴史が、その最古の時代から確かに私有財産の存在を物語つて居ることを知つて居る。バビロニアの古代煉瓦面に、土地賣買の契約文が発見されたのも確かである。又ユダヤ人の聖典はアブラハムの時代から既に土地財産の賣買の行はれて居たことを記して居る。創世記第二十三章(註)の記事はその最もよき一例であらう。而してラヴレーがそれ等を省いて居るのは當を得ぬ。この點はラヴレーが何人からも直ちに最も強く批判される點であらう。その點はしばらくおいてラヴレーが直接論じて居る民族についての考察をしよう。

註 舊約聖書創世記第二十三章はアブラハムが、エフロンから墓地のため洞穴を買ひ受けたときの記事をのせて居る。即ち十節以下に次の如く記されて居る。『時にエフロン、ヘテの子孫の中に坐し居たり。ヘテ人エフロン、ヘテの子孫即ち凡て其の邑の門に入る者の聽ける前にてアブラハムに應へて言けるは、我が主よ、我に聽きたまへ。其の野は我、汝に與ふ。又その中の洞穴も我之を汝に與ふ。我わが民なる衆人の前にて之を汝にあたふ。汝の死人を葬れ。是に於てアブラハム其の地の民の前に身をかがめたり。而して彼其の地の民の聽ける前にてエフロンに語りて言ひけるは、汝もし之を肯はゞ請ふ我に聽け。我其の野の値を汝に償はん。汝之を我より取れ。我わが死人を彼處に葬らん。エフロン、アブラハムに答へていひけるは、我が主よ、我に聽きたまへ、彼の地は銀四百シケルに當る。是は我と汝の間に豈いふに足らんや。されば汝の死人を葬れ。アブラハム、エフロンの言に従ひエフロンがヘテの子孫の聽ける前にて言たる所の銀を秤り商買の中の通用銀四百シケルを之に與へたり。云々』

一、ロシアの所謂村落共同體「ミル」をラヴレーは毎年或は二、三年目毎に一度土地割替を行ふところの土地共有の協同團體として描いて居る。「ミルのみが土地を所有し個人は交互にそれを享有するに過ぎない」と彼はいふ。抑、ミルとは如何なるものであるか。それは人口的には先づ二百人を超過することのない小部落である。そして常に同一の土地を耕作してゐるのだから若し之を以て共產團體となすとしても、とにかくそれは狭い範圍に限られたものである。而してミルは決して種族共產體でもなければ、又氏族共產體でもない。従つてこのミル組織の存在する事實から、ロシア民族は農業共產制を行つて居たとか、土地は全民族の財産であつたとか、或は又土地は萬人の共有物であつたなどいふ結論を描き出すことは出来ない。更にミルの歴史を見るならば我々は容易にミル自體が土地を所有して居るのではなくて、それは何人かの所有物であることを發見することが出来る。即ちミルに於ては、土地とその住民とは等しく一領主に屬して居る。ラヴレーとてもこの事實は否定しないのみか、ミルは集團的に地代を領主に支拂ふものであることさへも認めて居る。併しながら、この事實はラヴレー自らのミル觀を根本的に打ち破るものであると思ふ。といふのは土地はミルに屬するものではなくて、他の何人かに屬するのであるからミルを決して農業共產制などと呼ぶべきではないからである。ミルは中世紀のあらゆる村落と同様に一村落であつて、單一個人の私有財産である。而して農民は小作農乃至農奴に過ぎない。只唯一の特徴は集團的に地代を支拂ひ之等の農民が耕作も集團的に行ふといふ點である。

一部の理論家は嘗て領主が存在せず、農民が土地を共有して居た時代があつたかも知れぬと主張するかも知れない。或はさうかも知れぬ。併しながら、かゝる主張をなさんが爲には、その人は何等かの典據に基いてその點を證明すべきである。即ち、かつては領主或は地主が存在しなかつたといふことを證明し、更に又その當時は農民が耕作地を共有して居たといふことをも證明すべきである。併しながら、未だかつてそのいづれも證明されて居ない。反對にミル村落共同體についての研究家として知られて居るチチェリン(Tchichérin)等の研究に従へば、ミルは決して原始的のものでなくそれが出來てから三百五十年餘りしか経たない人爲的の所産である。即ち、それは古代からの自然的成長の所産として存在するものではなく、一五九二年、ツアアの専制政府の法令としてフョードル・イワノウイッチ皇帝が勅令によつて作つたものであることが證明されて居るのである。それ以前のロシアに於ては土地は普通な私有財産の對象であつた。勿論この點については尙議論がつゞけられるであらう。併しながら、十六世紀以前にミルのあつたことを積極的に立證し得る文書が提出されない限り、依然としてミルが古來の制度であるか否かは疑はざるを得ない。今日我々の知り得る限りに於ては、それは封建制度の出現と共に始めて現はれたもので、ロシア封建制度の一環をなすものであり、地代の支拂ひを一層確實に保證せしむる爲にツアアの政府から、一定の土地を共同に耕作せしめられて居る農奴集團にすぎない。即ちミルは、集團的所有制などでは決してなく、正しく集團的農奴制である。とにかく我々が現在有する資料から達し得る限りに於てはか

く結論されざるを得ないのである。

二、次にラヴレーのジャヴァ島に於ける土地制度論を紹介しよう。彼はジャヴァ島に於ても土地の共同耕作が行はれ、且又、一年、或は二年、三年毎に割替の行はれて居る地方があることを引用して居る。併しながら、注意すべきことは彼の述べて居るところのものは現代的のものである。レヴィンスキーも指摘して居るが如くジャヴァに於て村落共同體的の制度の見られるのは、どちらかと云へば人口の比較的稠密な、ジャヴァとしては比較的進歩せる地方に於てあり、原始的な部落に於ては一樣に私有財産制が行はれて居るのである。(註)

註 レヴィンスキー著貴島克己譯財産起源論第二章五六頁参照

ラヴレーがジャヴァの土地制度論に於て立證の典據として引用して居るところのものは、主としてオランダ政府の諸法規や、議會報告である。而して彼の論じ居るところは財産の起源である。現在土地共有を思はする様な制度が或一地方にあつたからとて、かゝる制度が昔は普遍的に存在して居たといふ證明にはなり得ない。特にラヴレーが典據とする報告の中の一つには、この制度は、オランダ政府の爲に藍砂糖及び珈琲の栽培と共に始まつたとある (Lavelleye: "De la propriété collective du sol", Revue de Belgique, 1886 p. 50) かゝる事實より察するもジャヴァに於けるかゝる制度は歐洲からの征服者によつて作られたものであることを知る。尤もジャヴァに於ても歐洲の征服者渡來前より行はれて居た共同耕作或は土地割替の事實が見られるかも知れぬ。併しながら、それ等は之を考究するならば、共同開墾と言つた様

な特別な事情から發生したものであることを知ることが出来る。而して又かくの如く土地が民族或は種族に屬するのではなく、一集團即ち利害を共にする一協同團體アソシエーションに屬して居る場合、かゝる所有者の協同團體を共產制と呼ぶことは無理である。それは財産形式の一である。ことにジャヴァの土地制度を實地について検討するときは全島の二十州の内六州には私有財産制度のみが見られ、協同團體は知られて居ない。又八州には兩制度が並び行はれ、残りの六州には稻田及び灌漑地にのみ協同團體が行はれて居り、その他の土地には全く私有財産制が確立されて居る。而して協同團體の行はれて居る地方は比較的開けた人口稠密な地方だといふ。かゝる事實から、土地共有制がジャヴァ島に於ける原始的、自然的制度であつたといふ結論を描き出すことは出来ない。近代的事情の下に於てのみそれが見られるところのものであり、それも共同體コミュニティといふよりもむしろ協同團體アソシエーションであることを認めざるを得ない。

三、ラヴレーは更に印度の土地制度を論じ、それを原始共有制立證のため援用せんとして居る。ラヴレーは印度の土地共有制度に就いては僅かに二、三頁費して居るのみであるが、彼はその典據としてアレキサンダー大王の一士官たるネアルクス (Nearchus) の文章を引用していつて居る。「ネアルクスは印度の或地方では、土地は種族が共同に耕作し、一年の終になると種族がその收穫を分配し合つたことを傳へて居ると。ラヴレーがかく言つて居るといふことであれば、普通のものにはネアルクスの原文など持ち合せもしないので、そのまま信じ易い。併しながら、あくまでも學究的なクローランジュはギリシヤ人たるネアルクスの原典を調べて、ラ

ラヴレーが故意か不注意か勝手な譯をして居ることを發見して居る。即ちネアルクスの言つて居るところは、他の諸地方では、農耕は各家族が共同に (*communément*) 之を行ひ、收穫が集まると、各人その一年分の分前をとるのであるといふのである。こゝにラヴレーがネアルクスを引用するに當り「各家族が (*communément*) の一句を看過して居ることを知る。彼は家族共同體を種族共產體と取り違へて居るのである。クローランジュが言つて居る如く、かくの如きは獨り、ラヴレーのみならず、多くの人々が陥りやすき過誤であるが、この兩者は本質的に異なるものであつて確然と判別されるべきものである。一家族が、たとひ大きな集團をなしその土地を共同に耕作しようとも、之は農業共產制ではない。それは未分割の家族であり、未分割の家族財産であるに過ぎないのである。

四、ラヴレーも亦ゲルマンのマルクについて論述して居るが、併し、それは單にマウラーの説を蒸し返して居るに過ぎない。マウラーのマルク論は既に批判した如く當を得ないものである。

ラヴレーは次に、亞刺比亞人及び其の他の民族の土地共產體なる一章に於て、アルゼリアのアラビヤ人、スペインのムーア人、ギネア海岸のヨロフ人、メキシコ人、カリブ人、アフガン人、チェレミス人等の間に見られる農村部落共同體に關する資料をならべて居る。即ち彼はそれ等の諸族の一つ一つに就いて、或人の旅行記から、或種の話や文等を引用して居る。併しながら、こゝに特に注意すべきことは、かゝる旅行者の紀行文である。一旅行によつて言葉風俗習慣

の全く異なる未知の部落の社會相をつかむといふことは、絶対に不可能とは言はぬが、實に困難なことであつて、やゝもすれば、とんだ過誤に陥り易きものである。ことに普通の旅行家は専門的な知識もなく、専門の知的欲望もなく言はゞ氣まぐれに觀察するものである。例へばカリブ人の間に、或はヨロフ人の間に土地の分割が見られたとか、かうしたことがその地の慣習になつて居ると聞いたといつた風に、漠然たることを言つて居るのである。併し、具體的に如何なる人々の間に土地割替が行はれたかを觀察したであらうか。同一の家族の成員の間にか、同一村落の全住民の間にか、將亦諸村落間にか、種族或は民族の間にか等、かうした事は専門家にとつては重要な點であるが、躁急な旅行家には大した問題とならず、且又、素人の眼には映じかねる所であり、又興味もないことである。専門の知識をもつた旅行家の紀行文ならば、いざ知らず、所謂普通のかゝる紀行文の資料を科學的材料としてとる場合には、深甚の注意を必要とする。ことにそれは反對の事實がありはしないかを注意深く探究しなければならぬ。例へばスペインには、「村落によつて土地が住民の間に毎年割替へられる所がある」とラヴレーは聞いたといつて居るが (*De la Propriété* p. 105) どれだけの村落に於てかゝる事實が見られるのであらうか。クローランジュは言つて居る。この土地共有制の證據の發見を以て唯一の意圖として居た二人の熱心なる研究家マルタン (*Olivier Martin*) 及びアズカラト (*de Azcarate*) の兩氏は、探求の末、イベリア半島全體の中になつた四ヶ村落に之を發見したに過ぎなかつたといふ。人或は言はん、これ等は昔の制度の名残であつて、それが嘗ては一般的であ

つたのだらうと。併しながら、それは研究の結果一般的であつたものでもなければ、舊來のものでもなく、紀元十二、三世紀の頃或る特殊事情のもとに出現したものであることが明瞭になつた(ターランジュ前掲書一五—六頁)。

五、更にラヴレーはイタリアの村落共同体に就いて記述して居るが、こゝにも彼は輕卒な誤を冒して居る。イタリアに於ける村落共同体の始めて見られるのは紀元一二六三年以來のことである。當時約五千エーカーの大土地が一所有者に屬して居た。所が一二六三年にその所有主が偶々僧正に任命されて、その土地を共有する様にとの條件で小作人達に呉れてやつたのである。この種の二三の特殊事實が、人類は原始時代に於ては土地を共有して居たといふことを立證する道具に用ひられたのである！

六、土地賣買に對する禁制がローマ・ギリシヤの古代社會に於て見られる。即ち土地を他の家族に讓渡するか乃至は國家に寄贈する爲に家族から之を切離すことに對する禁制がラヴレーには、土地が元來國家のものであつたことの證據として考へられた様である。併し、それは古代人の觀念に依れば土地は必ず同一家族に屬すべきであるといふことの證據にしか過ぎないのである。ターランジュの言へる如く家族の財産は常に家族宗教と緊密なる關係を有して居たものであつて、家族外に土地を賣することは、古代法律や古代信仰が土地を家族と關聯せしめて居た爲に許されなかつたのである。即ち土地は家族有であつて、個人有ではなかつた。古代法律が土地を娘に相續せしめなかつたのも、又同じ理由に基くものである。それ

は、娘に相續せしむると土地を家族外に持ち出す恐れがあつた爲である。而してこれ等は凡て財産家族有の證據であつて、農業共產制とは何の關係もなきものである(前掲書一一八—九頁)。

ラヴレーは又ヴァーギルを引用して居る。ヴァーギルは「アイネイド」(Æneid)の中に於て第十一卷三一五頁「アウルンカ人は土地を共同に耕作して居た」と言つてゐるといふ。ターランジュは又彼の克明なる研究慾からして、その原典について當つて見たのであつた。而して、彼は、そこに「共同」といふ表現のないことを見出した。これは、ラヴレーが無意識的にそれを自分でつけ加へたのである。すべて先入見にとらはれて居る論者といふものはかういふことをするものである」と彼は述べて居る。それが故意か無意識かは知るよしもがなである(ターランジュ前掲書一二〇頁)。

ラヴレーはローマのことを論じて居る所で、クリリアの共同食事に原始共同體の一證左を見るといつて居るが、このクリリアの食事は、一定の祝祭の時だけ行はれ、且つ聖餐式であつたことを彼は知らなかつたものゝ様である。「今日のキリスト教會で多くの善男善女が聖餐式を守つて居るのを、或外來者が見て、之はフランス人が土地を共有して居た證據だといつたとしたらどうであらう」とターランジュは皮肉つて居る。

かうしたラヴレーの誤をターランジュは明確に指摘し、批判して居る。ラヴレーが「十二銅板律は共有制の形跡を残して居る。何故なれば近親のない場合は、他の内戚よりもゲンスの

者の方が優先権を有するからである」といつて居るのを見て、クランジュは又御苦勞にも十二銅板律を苦心して研究して居る。そして遂に彼はラヴレーの引用句をどこにも見出し得なかつた。「ゲルスは決して内戚よりも尊ばれなかつた。成程著者は次の文章を引用して之をガイウスの書に歸せしめて居る。即ち、法定世襲相續人なき場合は、氏族員が家族を相續する (in legitimis hereditatibus successio non est: gentiles familiam habentis) との一句である。彼はそれをガイウスの著の第三卷十二頁にあるといつて居るが、ガイウスの著書の中にはこの様な文句はいくら探してもどこにも見當らない。斯様に、ギリシヤに關しても、ローマに關しても、ドラヴレーは澤山の典據を引いてはゐるが、併しながら、どれ一つ正確な引用はなく、又彼が持たして居る様な意味は持つて居ないのである(クランジュ前掲書一二一頁)。

七、次にラヴレーの注意を引いたものは南斯拉ヴ族即ちボスニヤ人、セルヴィヤ人、ブルガリヤ人等である。クランジュはこの「南方斯拉ヴ人の家族共產體に關する章はラヴレーの著書中、最も興味あり、好奇心を唆るものであり、且又、私見によれば最も正確なものである、併しながら、私はそれが我々の取扱つて居る問題に對して如何なる關係にあるかを知らない」と言ひながら、彼の批判を進めて居る。ラヴレーの言つて居る通りにセルヴィヤ、ボスニヤ等の村落に於ては共同耕作が行はれて居る。併しながら、その村落の如何なるものなるやを見きはずなくてはならない。それは人數からいふならば、二十人乃至六十人の小集團から成つて居るのであつて、之が垣一つの中にある四五軒の小屋に住んで居り、それに屬する土地は六十エー

カーを超えることは珍しい。よくその村落を観察するならば、それは一家族に過ぎないのである。ラヴレーと雖もこの事實は認めて居る(二〇四頁)。兄弟達は概して共同に生活し、家族は相變らず單一體を成して居るので、財産も家族と同様に依然として分割されてゐないのである。家長の指揮の下に、土地は共同に耕作され、農産物は共同に消費されるのである。之をラヴレーが興味深く、且巧みに描寫して居るのであるが、之は土地共有制ではなくて、家族の共有である。古代ギリシヤでも古代ローマでも、將亦ゲルマンの昔に於ても、血縁團體が小村落的に生活して居たことは事實である。土地は家族の全員の共同所有であつて、従つて彼等のみがその相續人である。家族員以外に遺贈したり、或はその祖先傳來の土地を賣買することは許されて居ないのである。誰でもその家を去れば、その土地に對する諸權利を失ひ、養子となつて入家すれば誰でも、その家に生れついた人と同様の權利を獲得するのである。土地が種族の所有に屬して居たとの證據は更に見られない。

八、ラヴレーが更に又問題として取り上げたところはスイスのアルメンド(Allmend)と呼ばれて居る共有地である。彼は「スイスの原始時代に見られる程の徹底的なデモクラシーは未だ嘗てなかつた」と言ひ、ラントゲマインデ(土地共同體)は最古の時代にまで遡り得るものであることを叙述して居る(二七〇頁以下)。又曰く「アルメンドは古代の眞の平等の一類型を表はすものであつて、之こそ未來の社會の根柢となるべきものである」と(二八二頁)。併し、このアルメンドが本當に大昔から傳つて來たものであるかどうかが問題である。ラヴレーは只、それ

は家長制時代にまで遡るものである(二一九一頁とか或は、「それは過去数十年の間續いて来たものであるなどと斷言はして居るが、一體彼は如何なる權威に基いてそれが原始的のものであると斷言し得たのであらうか。何れの時代、スイスに於て私有財産が存在しなかつたといふのであらうか。彼は之に對して何等の證明をも與へて居ない。スイス國の最初の法典であるブルグンド法やアラマニ法を檢討するに、そこに發見されるものは私有財産制であつて共有制ではない。降つて十二世紀頃の許可狀を調べて見ても、尙よく私有財産の姿が見られる。今日のアルメンドは確かに、約六世紀乃至七世紀前に出來たものであつて、決してそれ以上前のものではない。

スイスに共有地があつたといつても、決して全面的にあつたものではなく、實際に於て各村落の土地の十分の一か精々五分の一位の小部分にしか過ぎない。而も共有地は普通に森林、山腹などにある牧草地とか、沼澤地とかいつた程度のもので、耕作可能の土地はホンの僅しくない。それで私有財産が支配的事實であつて、共有制はかくの如く重要ならざる土地についてのことである。スイスの各村落にある共有地アルメンドは部落の學校或は教會の維持費を支辨する爲に、時としてその利用權や使用權を個人に賣られる場合がある。往々にしてその共有地は村民の自由に使用出來る様になつて居て、彼等は共有林野から材木を得たり、家畜に草をやつたりする。併しながら、注意すべきことは、アルメンドの利用權は最近までは村民中、土地を所有して居るもののみに限られて居たことである。従つてアルメンドは普通の所

謂共有地とはその趣を異にして居る。何となればそれは既に土地の所有者たる身分にある者のみが、アルメンドを共有し得るに過ぎないものであるからして、それは私有財産の單なる一附屬物と見るべきものである。

スイスのアルメンド的のものは之を各國各地に於て見られるものである。ローマの都市國家に於ては、その出現の最初から私有地の外に公有地が作られて居る。この種の共有地、公有地は、決して國民が個人的所有地なしに生活して居たといふことの證據にはならない。スイスのアルメンドは他の如何なる所にも見られると同様の性質を有する共有地に過ぎないものである。

九、スコットランドのタウンシップ(township)も亦ラヴレーによつてとりあげられて居る。タウンシップは土地を共有し、周期的に之を分配し合ふ部落である。一寸考へると土地共有制の如く見へるかも知れないが、併しながら、もつと仔細に觀察するならば、部落が或特定の地主の所有物であることを見出すのである。農耕住民は單に小作人たるに過ぎない。ラヴレーと雖もこの事は認めない譯に行かず、村落の土地は、地主が之を彼等に貸すのである。「土地は彼等のものではない、一地主の財産であつて、その地主に彼等は地代を支拂ふのである」といつて居る。この事實から見てもスコットランドのタウンシップは獨自の土地を所有せる共同體ではなく、個人的所有者の私有財産である。唯一の集團の特徴は共同耕作をなして居ることである。所有權と小作權とは判然と異なるものであつて、兩者を混同してはならない。即ち

共同所有者たることと、一地主の下で共同小作人たることは全々區別されるべきである。かゝるタウンシップは古代の土地共有制とは何等の關聯もなきものである。ラヴレーは一假説を提出して昔はタウンシップが農民等自身に屬し、後になつて見られた様な地主が存在しなかつた時代があつたのだと想定して居る。併し、それは文獻によつても、事實によつても支持されてない單なる臆説に過ぎない。

かくの如く小作人の協同團體に他ならないスコットランドのタウンシップと、或は永い間一領主の私有物でしかなかつた、農奴の協同團體・ミルト、或は又家族共同體たるセルヴィヤの村落と、更に又私有財産の所産にして、その附隨物たるアルメンドとを皆同じ様に原始共產體の遺物の如く考へることは頗る飛躍的な考へと言つてよからう。ラヴレー等の徒は何でもかでも共同に行はれることがありさへすれば、直ちにそれを原始共有制に結びつけんとするのであるが、如何なる事實にせよ、その生ぜし背景的文化に對する十二分の考察をめぐらし、その民族の全歴史に鋭い眼を投じ、その社會の法制に十二分の理解をもち、然る後にとりあげらるゝのでなければ極めて危険なることである。而してラヴレーは正にかゝる危険を敢て冒して居るのである。

五 モムゼンの原始共有説とその批判

「ローマ史」の著者として知られて居るチューリッヒ大學教授モムゼン教授(Theodor Mommsen 1817—1903)の原始共有説を次に見よう。彼の「ローマ史」は實にゾイオレやラヴレー等原始共有説論者によつて大いによろこばれたものである。彼はその中に於てローマの國家にあつては「元來土地は共有されて居た」とか、「土地共有は都市の建設と緊密な關係にある」とか、或は又「土地が私有財産として市民間に分配されたのは晩年になつてからのことである」などと述べて居る。(Roman History, English translation Vol. I, p. 194) 而してモムゼンはその考證をシセロ、ディオニシウス(Dionysius of Halicarnassus)及びプルタルク等の記録に之を求めて居る。併しながら、クランジュはその據り所を又原典について調査してその何れも、正にモムゼン教授の希望通りのことを語つて居ないことを見出して居る。クランジュの考證に基いてモムゼン教授の論を批判しよう。

第一はシセロの「共和國論」(De Republica 第二章一四頁)からの引用句である。即ち、そこには *Numa agros quos bello Romulus ceperat divisit vitium civibus* とある。この章句の意味は「ロムルスがその隣接都市との戦争に於て征服した土地は市民間に分配されなかつたと言ふのである。併し、それは征服以前に占領されたローマの小領土が都市建設の時に分配されなかつたことを、立證するのではない。シセロの引用句は或特定の地域に妥當するものであつても、すべての

土地に妥當するものではない。尙又それは、その時までには分配が行はれなかつたことを意味するものではなく、シセロも共有時代の存在を立證する様なことはひと言も言つて居ない。

第二はディオニシウス(Dionysius of Halicarnassus)の第二章七四頁よりの引用であるが、それは直譯するならば次の如くである。「ヌマ王(Numa Pompilius)第一王第二世のこと―筆者は土地の境界に關する法律を制定し、各人は境界を以て自分の土地をかこひ、石の地標を建てざるべからずと規定した。王はこれ等の地標をテルミス神に獻げ、毎年この神に犠牲を捧げる様命令し、テルミナリア祝祭を定めた。ヌマ王が境界崇拜の爲の規定を起草したことは、彼の時代以前には境界が設けられてなかつたことを確證するものとは見做し得ないし、又明かに、それまでは私有財産が存在しなかつたことの確證では勿論あり得ない。歴史家ディオニシウスは、それ以前の時代にあつてはローマ人は土地共有制の下に生活して居たとは言つて居ない。否反對にそれより少し前に彼は都市創建者は、他の創建者の常套にならつて領土を分配し合つたと述べて居る。尙ディオニシウスは都市創建者は土地分配に當つて、一部分をアーゲル・プリクス即ち公有地として保留したと附言して居る。この附言は示唆に富む言葉である。即ちこの歴史家は全領土がモムゼンの考へる様にアーゲル・プリクスではなかつたことを立證して居る。而して彼はアーゲル・プリクス(公有地)とアーゲル・プリクス(私有地)との區別されたのはローマ市の創始期であることを明示して居る。

第三はプルタルクの「ヌマ王傳」十六頁からの引用である。即ちそこには次の如く記されて

居る。曰く、最初ローマ市は小さな領土しか有しなかつたが、ロムルスがその舊領よりも大きな領土を征服によつて得た。而してその全體をヌマ王が、貧困な市民間に分配したのである」と。この章句も亦シセロからの引用文と同様に、ヌマ王が分配を行つたことを述べて居るが、併し、同時にそれは、二つの領土間に區別をつけて居り、之から、最初に占有されてゐた地方はそれ以前に分配されたことはいふ結論を抽出することは不可能である。

斯くの如く、モムゼンの引用した三の章句の何れも、彼の附してゐる如き意味は持つて居ない。即ちローマ人が何れの時代にも土地を共有して居たことを意味するものでは決してない。ローマの古典の如何なるものもローマ人がかつて土地共有制をもつて居たことを支持しては居ない。

六 ジュバインヴィユの原始共有説とその批判

フランスの歴史家として知られて居るジュバインヴィユ(M. d'Arbois de Jubainville 1807—1910)はゴール人の土地制度を論じ、それが共有制であつたと主張して居る。彼が考證資料に採用したものはシーザーの記録の勝手な援用である。

シーザーはゲルマンの地に僅々十八日間を費し、而してその間に彼地に一種の土地共有制を發見して、之を報告して居る。然るに八回もゴールに夏を過したシーザーがゴールの土地共有制を報告して居ないのは、明かにその様なものがなかつたことを消極的に立證するものではあるまいか。ことにシーザーのゲルマンとゴールとの比較論は尙その點を一層判明ならしめて居る。彼はゲルマン人が如何なる點でゴール人と異なるかを論じて次の三點をあげて居る。

一ゲルマン人にはドルイド僧(Druids)古代英國及びゴール地方のケルト人の間にあつて

魔術占などをなして居た僧侶が居ないこと。

二ゲルマン人はゴール人と同じ神を持つて居ないこと。

三ゲルマン人には私有財産がないこと。

シーザーはゴール人は私有財産をもつて居るとは記して居ないとしても、ゲルマン人との差違を論じ、一方が私有財産をもつて居ないと言つて居るのは、他方が之をもつて居ることを肯

定したのと同じではあるまいか。シーザーはその著第六卷第十五章に、ドルイド僧は刑事たると民事たるとを問はず、殆ど凡ての訴訟に於て裁判官の役を務めると述べ、裁判官に提起された訴訟の目録の中に於て、刑事犯罪の中に殺人罪を挙げ、民事訴訟の中に、相續或は境界に關する訴訟「(si de hereditate, si de finibus controversia est)」を數へて居る。ゴール人の間に、相續或は境界に關する訴訟があつたとすれば、それはゴール人が相續制度を有して居たこと、土地は世襲的私有財産であつたことを表はしたものであるとなすのは無理な判断ではあるまい。

シーザーのゴール人についての叙述にはこうした明確なる事實があるにも不拘原始共有の迷夢に囚はれて居るジュバインヴィユは、シーザーの片言隻語から如何にかしてゴール人の原始共有を立證しようとする焦慮して居る様に思はれる。即ちシーザーがゲルマン人とゴール人との相違點としてあげて居る「ゲルマン人には私有財産がない」といつた點などに就いては知らぬ顔をし、ゴール人の相續並びに地界の點を彼一流の説明をもつて原始共有説にこじつけて居る。ジュバインヴィユの見解によれば、シーザーは確かに相續に關する(De hereditate)訴訟のことを言つて居るが、併し、それは私有財産の相續と言つて居るものではないといふのである。然らば、シーザーは何をもつて相續と言つて居るのであるか。ジュバインヴィユによれば、それは王位繼承について述べたものだといふのである。即ち數人の王子があつて、互に王位を欲し、萬一面倒な紛争が起る様な時には、ドロイド僧が裁判役になつて之を裁いたことを言つたものであるとなして居る。併しながら、こゝに注意すべきことは、シーザーは王子

等がその父の後を繼がんとして争つた例を十ばかり挙げて居るが、そのいづれの場合に於ても紛争がドロイド僧の前に持出されては居ない。併しながら、その點に就いてジュバインヅイユは少しも注意を拂つて居ない。ドロイド僧が國務に關與した例は一度も見出されない。然るにジュバインヅイユはシーザーの言説中の *de hereditate* とは王位相續のことであると主張して居る。その理由として挙げて居るところは、牽強附會である。それはシーザーが、エチプト人のことを論じたところに *ヘレディタス・レグニ* (*hereditas regni*) といふ表現を用ひて居るが、それが王位相續を意味するからといふのであるが、シーザーがこと更に *ヘレディタス・レグニ* と書いたのは只單に *ヘレディタス* といつただけでは王位相續を意味しないが爲ではないか。ゴール人が王位相續の争をドロイド僧の前に持ち出したといふ意味であつたとしたら、*de hereditate regnum* といふべきであるのは火をみるより明かなことである。

又ジュバインヅイユは *de finibus* といふ表現を「二國間の國境」を意味したものと解して居るが、それも亦トンだ誤りである。シーザーはドロイド僧が兩種族間の境界争ひの審理をなしたことを一回も挙げて居ないし、又ドロイド僧が裁判役として審理を受くべき主要事項として挙げて居るのは、相續境界並びに殺人である。而して、シーザーの意中にあつたところのものが、一個人の殺人であり、一所有者の相續であり、一所有地の境界であつたことは疑を容れない事實であらう。

尙ジュバインヅイユは文章的にも誤りを冒して居る。勿論彼のいふ如く、*finis* といふ言葉

は所有地の境界のみならず、國境の意味にも使ひ得られる。併しながら、同一の言葉でも哲學者が用ふるときは哲學的に使用され、心理學者が用ひるときは心理學的に用ひられる。従つて民法上の問題と關聯して用ひられて居るとするならば、*finis* が個人的權利に關聯し所有地、或は田畑の境界を意味する様使用されて居ると解するは最も自然な解釋であらう。シーザーが「相續及び境界に關する訴訟」といつて居る場合それは法律裁判のことを扱つたものであることを忘れてはならない。

ジュバインヅイユは「ガリヤ戰記」(*De Bello Gallico*) の中でシーザーが、國境或は族境の意味で *finis* といふ言葉を幾度使つて居るかを丁寧調べ、七十七回それを發見した。而して彼はこの事實からシーザーが「*finis*」を國境の意に用ひて居り、従つて他の所でもさうであらうといふ風に論じようとして居るが、併しそれは「ガリヤ戰記」の性質を知るならば、直ちに氷解される問題である。抑、「ガリヤ戰記」は私的記録ではなく、それは諸國間の戦争及び商議の記録である。シーザーがかゝる書の中に於て、*finis* といふ語を國境の意に用ひて居るのは當然なことである。尙こゝに注意すべきはシーザーはこの「ガリヤ戰記」の中に於て、平時に於けるゴール人の慣習制度についての記述をなしたものが七章あるが、第六卷、十一、十三、十五、十八、十九、二十一、二十二章、その七章の中で、「*finis*」なる語が明かに田畑の境界の意味に於て三回用ひられて居る。この點から推察するならば、シーザーは、戦争のことを語るときは *finis* を國境の意に用ひ、法律のことを語るときは私有財産の境界の意に用ひて居ると見るこ

とが出来た。数字的に言つてもジュババーンヰユはシーザーの三百四十章の中で七十七回國境の意に用ひられたフイネスを見出したといふが他方シーザーは七章の中に三回私有財産の境界の意に於てフイネスを用ひて居る。三百四十に對する七十七より七に對する三方がはるかに高率であるといふことも注意すべきことではあるまいか。

更に尙重要な事實はシーザーは「フイネス」を國境の意味に用ゆるときは、必ず當該族名を附して居ることである。例へばシーザーは「フイネス・ヘルヴェチオルム、フイネス・セクアノルム、フイネス・サントスム、フイネス・アイドゥオルム、フイネス・リゴスム、フイネス・アムピアノルム等々といふが如き用法をなして居る。而して彼が單獨に「フイネス」と用ひて居るときは狹義の場合に限られて居る。

クランジユは、ジュババーンヰユがゴール人の原始共有制を論證せんとして擧げて居る各種の資料を原典について詳細に検討した後、次の如く結んで居る。

この器用なる學者の、ゴール人の間に土地共有制を發見せんとする努力は如何なる原典にもその支持を見出し得ない。彼の引用句を確かめ、その論證を吟味しようとするれば、引用句のどれ一つとして彼の持たしめて居る如き意味を持つてゐるものはなく、その事實のどれ一つとして、土地共有制説に合致するものはない。シーザーの語るところを嚴密に固守するのが最善の道である (The Origin of Property in Land p. 148)。

七 原始社會の私有財産制度

財産の起源についての問題を更に原始社會に於ける財産關係の方面より之を考察し私有財産が原始社會に於て如何なる意義を有して居るかを見よう。

往々にして狩獵民は必ず狩獵地の共有をして居るが如く考へられるが、世界各地の原始狩獵民に就いての研究によるならば、必ずしもさうではない。勿論土地が空氣や水の如くあり餘るほど豊富にある所では、種族にとつて、對内的にも對外的にも共有も私有もない。併しながら、土地がやゝ缺乏しかけると先づその種族的私有が現はれて來る。例へば北米英領コロンビヤのトムプソン川流域のインディアン土人やカリフォルニア州のマイドゥ族の如きがよい例である。彼等は對種族内には狩獵土地を共用して居るが、對種族外にはそれを頗る強く私有的に保持して居る。即ち彼等は一定の地域を種族内のもは誰が利用してもよい土地と看做して居るが、他族の闖入は嚴禁して居る。異種族人がトムプソン川流域の土地に闖入すれば、何人でも命をとられる。又マイドゥ族は巧妙なる歩哨勤務の制度を設けてその境界線を警戒して居る。且又、原始種族民は特定の土地に對し、一種の神祕的な愛着をもつて居る事例を屢々見る。彼等は土地が彼等の物であると同様に、彼等はその土地の物であると考へて居る。従つて彼等が種族の地域を越へて他種族の領域内に出るといふことは極めて稀な事實である。地域外に出るといふことが頗る重大事と思惟されるのは、かくの如き

事情によるものである。西部濠洲の白人移住民は、黒人の牧者にその祖先傳來の土地以外の地で羊を飼はせるのに頗る困難を感じたと言はれて居る。土人等はトーテム祖先のいます土地から他の土地に移れば、トーテムの神秘的な存在との接觸を絶たれる様に考へて居る。従つて彼等は自分等の特定の地域から他に移住しようと敢てしないと、同時に又、彼等は自分等の領域に他種族のものが越境して來ることも亦痛く嫌つて居る。

かくの如く種族の對内的共有は、對外的私有によつて強化されて居ることを忘れてはならない。且、對内的にも少しでも勞力の加へられた土地の部分に對しては、私有權が生じ、世襲的權利が確立しつゝあることは注目すべきことである。即ち彼等の間では、誰でも鹿砦や魚釣場を作ると、その人はその個人的努力の結果を獨占的に使ふ權利を有し、それを子孫に傳へることが出來るのである。スベック教授は北米東北部のインディアン土人について卓越せる研究を發表して居るが、教授によれば、北米の諸地方では斯かる改良工事の加へられた土地のみならず、狩獵地も必ずしも共有的でなく、明確に個別的な家族の財産となつて居る事實を指摘して居る。各種族の所有權に屬する全地域は、大昔から同じ家族の所有する地區に小分され、代々相續されて居た。これ等の地域のほとんどの正確な境界が認められて居り、實際に於て滅多に越境するものはなく、もし越境したら即座に罰せられて居た。而も他家族の狩獵地に越境した場合は時として命を奪はれることもあつた。スベック教授は東部及び中部カナダのインディアン土人の間に狩獵地私有が餘程普遍的であることを示して居る。(F. G. Speck: The

Family Hunting Band as the Basis of Algonkian Social Organization)

併しながら、狩獵民が狩獵地を共有して居たとすれば、どの程度のものであつたらうか。この點についてカリフォルニア大學教授ローウキ博士は言つて居る。「我々の有して居る資料が凡て斷定的であるとは言へないが、次の事だけは明白に言へる。即ち、土地領有權は精々、父系の近い血縁親族の團體に與へられてゐるのであつて、それよりも包括的な實親族及び推定親族の團體や、大きな政治的集團には決して與へられなかつた。斯くて正常な意味では共同體所有は排除される」(ローウキ博士「原始社會」二二一—二三頁)。

更に又狩獵民の内でも特に原始的なセイロン島のヴェツダ族について見よう。彼等は最も未開な種族の一として知られて居るものではあるが、頗る顯著な私有觀念を土地に關して發達せしめて居る。即ち彼等はマイドゥ族などの如く境界の守備を嚴にし、弓の射手を以て之を守らしめて居る。併しながら、マイドゥ族と違つて、ヴェツダ族土人は遙かに私有的である。セリグマン博士に従へば、ネベダ族の各家族の土地は之を明確に地圖に表はし得るほど所有權がはつきりして居るといふことである。即ち兄弟の土地でも許しがなければ、狩獵をせず、又獲物が他人の土地に逃げ込めば、その土地の持主はその肉の一部分を貰ふ權利がある。彼等はその私有の土地を讓渡する場合にはその印に、讓渡の象徴として新しい所有者に一、二個の特別な石を與へ、又時にはそれに自分の齒を一本つけ加へるといふことである。とにかく、狩獵種族はこれまで普通考へられた如く一律に狩獵地の共同體的所有を實行し

て居るものではなくて、非共同體的な相續可能な所有權を認めて居るものをその内に多く見出すといふことだけは争ふべからざる事實である。

次に遊牧種族であるが、彼等の間では普通家畜については非常に進んだ私有觀念があるが、牧地に對しては共有的な點を多く見出す。例へば、マサイ族は正しく牧地を共有して居り、牧草がなくなると一同他に引き移る。又ホツテントット族も放牧地を共有して居るが、一種の不動産、即ちナラ(瓢箪)の出来る藪の所有權は個別的な家族に屬して居る。而してそのナラ畑を侵したものは、犯人が同種族仲間の場合には族長に告訴され刑罰を受ける位の程度で事すむが、犯罪が他種族の犯人による場合は容赦なく射殺されるのであつた。こゝにも牧地が共有されて居るとはいふものゝ、そこに私有思想が強く根ざして居るのを見る。

更に遊牧民として知られて居るキルギス族は、共產種族としてよく引き合ひに出される。併しながら、大體から言ふと、それは牧草の豊かな夏期だけのことで、冬期は個別的な家族に分れ私有的生活をなして居る。即ちキルギス土人は夏は畜群の爲に灌漑のよい牧草の豊かな土地を比較的容易に得ることが出来る。併しながら、冬期、嚴寒を避け、降雪の少ない、畜群に都合のよい土地は容易には得られない。従つてキルギス土人の歴史は主として最もよい冬期の牧地を得るための喧嘩の歴史であると言はれて居る。即ちキルギス土人は土地所有に關して、絶對的な意味での共產種族でもなければ私有種族でもなく、夏は前者であり、冬は後者であ

言ひ得る。類人猿なども食物の豊富な秋などは大群をなして山野に遊んで居るが、食物が缺乏して來ると、家族的に別れて生活して居る。それは食物の少いときは群居するよりも、家族的に生活する方がはるかに生活に便宜なことを彼等が實驗的に覺えた爲であらう。この様な事例を考へるとき、キルギス土人が夏は共產的であり、冬は私有的であるといふ彼等の生活を理解することが出来る様な氣がする。夏は共產的といふよりも寧ろ、牧草の豊富な夏は牧地についての私有も共有もない状態であるといふ方が、當を得て居ると思ふ。

農耕民に就いての私有觀念は更に明確である。耕地が種族の共有であるといふ例は原始民族の間に於ては見られない。一見種族の共有であるかの如く思はれる事例も之を少く突き進んで調査するときにはそれと全く反對の事實を我々は發見する。今、原始種族についての農耕民の事例を少く考察しよう。原始社會に於ては土地は大抵個別的な家族に屬して居る。例へば、ユウ族では土地は家族に屬して居り、個人が祖先傳來の所有地を賣買しようなど思ひもよらぬことである。従來は借金などで困つた場合、家族員を身賣したり、或は人質にしても土地は手離してはならぬと考へられて居た。尤も今頃では部落の首長の同意を得て耕地を處分することもある様になつたといふことであるが、併し、さういふ場合にはその家族のものは勿論のこと、仲間のものまでが全力を盡してその世襲地の買戻しにとめるさうである。土地の讓渡にあつては一定の手續が課せられて居る。即ち賣渡人は一定數の子安

貝の貝殻をもつて来て、それを自分と買入人との間に分ける。次に一つなぎの子安貝を二分して真中の所を切り、そこで双方、貝殻を通した半分づゝを銘々の椅子や籠に結び付けて、正當買入の證書の代りとする。而して最後に買入人と賣渡人の兩名は證人に伴はれて、その讓渡した地所に赴き、そこで烽火を三度擧げる。之が賣入の公認となるのであつて、後に訴訟の起つた場合種族の裁判役が真先に確かめることもこの點である。即ち、彼等が慣習に従ひ烽火をその田畑で三度あげたかどうかを確かめ、その事實が判明すれば、その土地の所有權が確立するのである。この様な土地讓渡についての複雑なしかも嚴肅な手續は之をルソン島北部の原始民イフガオ族の間にも亦見る。イフガオ族では土地は家族に屬し、その代表者が之を所有するが併し、彼は決して自由に土地を處分することを許されて居ない。而も家族のものが病氣で危篤に陥り、その回復を祈るため犠牲を捧げる必要に迫られるなどの如き緊急な場合でないとは家族所有の土地を手離すが如きことはない。而していざそれをいよく讓渡するといふ場合、その授受式は普通の私有物の賣入には類を見ないほど極めて嚴肅に舉行され、然る後、始めて所有權の讓渡が確立することになつて居る。

印度の土地制度はサー・ヘンリー・メーンの「古代法」以來常にそれが共產制である様に考へられて居る。併しながら、バーデン・パウエル (Baden Powell) は權威ある印度研究を發表し、所謂村落共產體の支配的な地域が、土地私有制の支配的な地域の半數よりも遙かに少數なことを指摘し、而かも私有制部落は最も未開な種族の間に於て之を見ることが出来るといふ事實を指

摘して居る。而してバーデン・パウエルは印度に於ては親族觀念や相互扶助の義務は強く見られるが、決して大集團内の土地共有はないことを發見し、且又共有制的なものはよしあるとしても血縁親族の一定の限界即ち家族的限界以上には決して出ないことを發見して居る。彼は共有制は一人の所有者の所有地の共同相續の結果であると結論して居る。

ローウキ教授は原始社會に於ける土地制度を論じて次の如く結んで居る。「廣汎な單一の地域であつても綿密に研究すれば、太古に土地共有制があつたといふ社會學上の獨斷論に直接反する歴史の像が得られる。この制度は普遍的な例として、はなはだ極めて特殊な例として現れ、又、初期の產物といふよりはむしろ後期の產物として現れて居るものである」(前掲書 二二三頁)。

原始人の動産に關する所有觀念は、不動産に對するよりも遙かに簡明である。即ち土地の場合よりも一層明瞭に確立されて居る。牧草地を共有して居るところでも家畜を共有して居る種族はない。男尊女卑的感情の強く表現されて居る所でも女の所有權は不可侵的に認められて居るのは注目に値する。例へばユウ族の女子は夫に買はれ又土地相續の資格も認められて居ないけれども、山羊、家禽等の如き動産を所有し得、女の手で出來た棉は無償では之を何人にも提供しない。

アメリカン・インディアン土人の研究家として知られて居るフレッチャ―女史 (Miss Alice C.

Fletcher: Handbook of American Indians) はインディアン土人の生活を叙述して言つて居る。「廣義に於てインディアン土人の財産は個人的である。衣類は男女に拘はらず着用者に屬して居る。武器儀式に用ひる諸調度品は男子に農業用具料理用具裁縫用具テント等は女子に屬して居る。エスキモー部落ではランプも女子のものである。」多くの種族では肉穀類等の如き材料は凡て女子の財産となつて居る。ロッキーマン山脈東部の平原地方の種族の中では彼等のデイビーと稱する小屋も亦女子の所有となつて居る。しかし、北西部海岸の木造家屋は家族の男子に屬して居る。……メノミー族の間では或る一家族が或る地域に發生して居る野生の稻を自分のものとしよふと思ふときは、その稻の莖に或る特別な結び目を作つて置くのである。この結び目の印があるときは種族の他の家族のものは決してそれを冒さないものである。而して結び目をつけた家族は時期が來たならばそれを取入れるのである。」(Vol. II. Bulletin 30, Bureau of American Ethnology)。

動産に所有權が確立して居たことは孰れの種族に於ても一樣に見られる事實であるが、而もそれが屢々頗る嚴格に守られて居るといふことは注目し得る。時には子供の私有權でさへ不可侵のものと考えられて居る。ローウキ博士は彼が北米ネヅァダのバヴィオツツオイインディアン土人の一少年の毛布を買つたときの經驗を次の如く述べて居る。「その両親は正當所有者たる子供に交渉することを私に求めたのみでなく、子供の決めた馬鹿に安い値段をも亦納得した。あまり氣の毒だから私は値上げしてやらねばならぬと思つたのであつた。」

ブラデルでシュミット博士も亦十一歳の子供の産を買はうとして同様な經驗に遭つたと報告して居る。即ちその子の父親は子供の承諾なしには賣られないと言つたといふことである。」(Vol. II, Bulletin 30, Bureau of American Ethnology pp. 235—6)

原始人ことに遊牧民にとつて家畜は最も大いなる富であるが、彼等はその富に對して確然たる私有觀念をもつて居る。家畜の多寡は彼等にとつては結婚を成立せしめ、或は名聲を博せしむる重要な財産である。

要するに、原始社會に於て動産に關しては、私有制が明確に支配的であることは疑ふべからざる事實である。

次に原始社會に於ける無形的財産に對する原始人の態度を考察しよう。原始共產説の假定からするならば、無形的財産に關する私有權など考へ得べくもない。併しながら、事實はこのことを肯定して居る。文化の程度の極めて低い未開人の間に於ても案外に特許權や著作權的思想が發達して居ることは注意すべき事實である。例へばトールレス海峡諸島の一つの島でハットン教授(Professor Haddon)は地方傳説に就いて所有觀念が存して居るのを發見したと報告して居る。かゝる例はニューギニアのカイ族にも多く見出される。又アンダマン島土人にも見られる所である。例へばアンダマン島土人にあつては詩人はその作曲に對して絶對的所有者である。他のものは、作曲家の同意なしにはそれを歌ふことが許されて居ない。

そして彼はこれを歌ふことを許す場合印税的な料金を取るのである。同様に呪文にも所有権があり、之を人に教へるときはその代償を受取つて居る。又或種の彫刻の中には特別な許可なくしては模造出来ぬものがある。人の名前ですらも或る意味で特許権的財産であつて、以前からある名前をつけようとすると同名者に贈物をしなければならぬといふ様な民風が嚴然と守られて居る。

英領コロンビアの土人中のヌートカ族は、無形財産に就いて實に豊富な事例を示して居る。或る種の漁獵の秘傳、墓標やトーチム柱トーチム柱に一定の彫刻をする権利、或一定の子守歌を歌ふ特権、一定の踊りを踊る特権等々皆その特別な所有者がある。その他お祭りや儀式についても亦同様なそれ／＼の獨占的世襲的特権が附隨して居る。(Lowie: Primitive Society pp. 236-7)

ヌートカ族(Nootka)はかくの如く非物質的財産を重じて居るが、それは大抵一家族集團の世襲的性質を十二分に現はして居る。併し、北米の平原地方のインディアン土人は概して、無形財産の私有的性質を強く現はして居る。彼等は神の啓示や幻の體驗によつて醫藥術を發見し、醫藥を發見し、或は又色々な特殊技能を會得し、かくて名譽と富とを獲得するのである。而してかゝる神の與へ給ふた特権は、又之を讓渡出来るもので、賣買の對象となるのである。かゝる神の啓示により、或は幻の體驗によつて會得したる特殊技能に對する権利は頗る尊重せられ、そのものの社會的地位を高めるのである。而してそれは如何に容易に模倣の出来る事柄であつても代償を拂ふことなしには何人も敢て模倣しない。而して注意すべきことはそ

の代償のため要求されるところのものは驚くべきほど巨額なことが往々にしてある。

各種の社會團體への入團權會員權なども亦無形財産の一種として尊重されて居り、原始社會に於て幾多その事例を見る。例へばヒダツツア族(Hidatsa)の軍人クラブの團員權は明確に財産視されて居る。又クロツ族の聖草タバコ栽培團加入權も亦同様に財産的對象である。即ちタバコ栽培團に加入するためには一定の入團費を納め一定の複雑した手續を経て始めて加入出来るのである。而して團員權は正しく財産の一形式をなして居る。

今一つの事例をコリヤツク族(Koryak)の魔法についてとらう。コリヤツク族土人は魔法によつて物事が何でも生起するものゝ如くに考へて居る。魔法は病を祓ひ、獲物を誘ひ、惡靈を追ひ拂ふなどの魔力をもつて居るのである。かゝる魔法は創造神から巫女に授けられる。そして呪文の權利を所有して居るものは依頼者から色々報酬を受けて呪文をとらへ、魔法を行つてやることになつて居る。如何なる魔女であつても、もしその呪文を他の女に賣り渡すときは完全に無力になり、新しい買主がその神秘力の唯一の所有者となるのである。

我々が最も未開社會と考へる原始文化の中にかくの如くに各種の無形財産の事例を見出し得るのである。而してかく幼稚なる原始人が有形物に對すると同じ様に無形物に對しても財産觀を發達せしめて居るといふことは、私有財産觀念が如何なる原始社會にも普遍的に見られる事實であるかを立證するものである。

或る家庭の双生兒—H坊とN坊としておく—が丁度満二年足らずの頃丁度言葉を感じる

のに強い興味をもちかけた頃であつたが、H坊が何かの調子に「ビアン／＼」と無意味な、而もリズムカルな發音を面白くやりだした。そのとき家中大笑をしたらHは得意になつてそれにくりかへして居た。そのときN坊が、すぐそれをまねようとした所が、H坊が承知しない、Hちゃん！Hちゃん！と言ひながらまわらぬ口をとがらしそれは自分のもので、まねをしてはいけないと制した。その内にN坊の方が「ブタ／＼」と之また無意味な發音をリズムカルに面白さうにやり出した。すると今度はH坊の方がそれをまねようとした。所がN坊がきかない。恰かもN坊は自分の著作権が冒されたと言つた風に怒り出した。私は僅か滿二年足らずの知能的には原始人と異ならない様な小兒の心にかく著作権の觀念が芽ばえるのを頗る興味深く感じたのであつた。私は子供の社會に於けるこの様な經驗を思ひ浮べながら前記のアメリカン・インディアン土人の間に著作権的な無形物に對する私有權の思想が出来て居るといふことを頗る自然なことではないかと考へた。

併しながら、原始社會に於ける財産制度を見るならば、一見所謂共産的に見られるものがないでもない。例へば、ニュー・ギニアのカイ族に於ては一個人の力でむづかしいことは協同的になされ、協同工作が圓滑になされるところから、之を共産的だとしてよく報告される。併しながら、彼等の日常生活を見るならば凡そ共産的とは縁の遠いものを見出す。即ちニュー・ギニアでは、他人の所有地で泥棒を働き現場を捕まつた場合は即時殺されても、遺族のものは復讐す

ることが許されてない。又土人の間で貴重品とされて居る野猪の牙や犬の齒を盗んだものは、見つかるかと殺されるかも知れぬとのことである。成程カイ族を共産種族だといふ連中がいふ通りに彼等土人仲間では、他人の土地でも勝手に果樹を植ゑることは寛大に黙認されて居るが、他人の土地へ地主の許可なく小屋を建てることは許されて居ない。而して一度植ゑられたその一々の果樹には所有權が確定する。又、獵の獲物の所有權はそれを最初に見つけた獵師に屬し、鳥の巢は最初に見つけたものが、その正當な所有者と見做されて居る。彼等カイ族土人は丸木舟の材料として都合のよい大木を見つけたとき、直ちにそれをきり倒してもつて歸ることの出来ぬ場合には、それに自己の所有を示す目印をつけておき、自らその所有權を明かにしておけば、誰も之を見て、その所有權を犯す様なことはしない。これ等の點より見るとカイ族の間には確固たる私有權思想が存し、而もそれが實に我々の想像以上に嚴肅に守られて居ることを知るのである。もしも彼等の内に共産的色彩があるとすれば、それは一族團體のものであつて、決して種族的のものではない。

更に北國グリーンランド地方に於ける風俗習慣を見ると、一見共産主義的に考へられるものがないでもない。例へば、グリーンランドでは、鯨を打つて大きな鯨が捕獲されたとする、その鯨を決して、銛を打つた獵師の占有物ではなくて、多くの見物人が、假令その人數が百人餘になつても、分配される權利をもつて居る。バツフィンランドでは食物缺乏の時、海豹の肉や鯨油を餘分にもつて居る獵師は、それを全部落住民に分配する習慣がある。かくの如

き一見財産私有権に對して無頓着な例は、ベールリング海峡附近のエスキモー土人にも亦見られる。即ち他人から物を借りてそれを返せなくても、あまりやかましいことにはならない。それは人に貸し得るほどの餘裕のあるものは必要以上のものを持つて居るのだから、借りたものが自發的に返してくれるまで待つて居るべきであつて、返済を迫るべきものではないといふのが通念になつて居る。かゝるエスキモー土人の慣習はアジヤの北國種族間にも之を見ることが出来る。例へば、チュクチ族の間では餘分な舟を持つて居る者は、隣人にもその使用を許さなければならぬことになつて居る。それは隣に舟の欲しい獵師がある時に、いゝ舟を岸に遊ばして置くことは土人の正義觀念に反するとされて居るのである。人の舟を使用して素晴らしい大漁がなされた時でも、その舟の使用料といつたものを舟の所有者に支拂ふ様なことはしない。又鯨が海岸に漂着するとその鯨肉はそこに居合はせた者が等しくその分配にあづかる。併し、その様な事實の中に於て注意すべきことは鯨骨だけは長幼男女の別なくその鯨を見つけた者の所有となるのである。而して、誰でもかゝる慣行を無視して、それを横取りでもすると死刑になるかも知れないといふ。これ等の點を考へ合せると一見共産的に見える事實の根柢に私有制が横つて居ることを感ずる。而して北極地方の食料品の不足勝ちなどところでは、生存の自然的要求として食料品の互惠的所有が現はれたものであり、且、生産手段の效果的使用といふ純經濟的事情から所謂「共産的」に考へられるものが見られるのであり、かゝる特殊事情を離れては私有制が完全に認められて居る。

北極民ことにエスキモーが共産主義を行つて居るといふ説に對し十六年の長い間エスキモーの間に起居し、つゞき彼等の生活を觀察したカルトライト氏(Cartwright)はエスキモーが私有財産に對し高い認識を有して居ることを、「天が下エスキモーほど自分の生命、財産を信頼して託し得る人間は居ない」と言つて居る。

更に又原始社會の財産制度に就いてレヴィンスキー(Lewinsky)も一九一三年「財産の起源と村落共同體の形成」(The Origin of Property and the Formation of Village Community, London)なる論文を刊行し、その中に於て權威ある意見を發表して居る。

レヴィンスキーは一九一一年一二年露國に遊び、親しく露領内の原始民族の財産の原始的形式について研究したものである。

先づ彼は所有權の概念を定義して「所有權とは使用處分の排他的權利を伴ふ物の永久的占有である」(五頁)と言つて居る。従つて單純なる使用と排他性例へば旅館列車圖書館に於ける座席の排他的占有使用は、財産を構成するに十分な特質とはなり得ない。かゝる財産の意味に於て未開遊牧の民族には土地に對する財産觀念がない。即ち彼等は空氣の如くに何處にでも自分の欲する土地を得ることが出来るからである。ヤクート族土人は或商人が森林を買取つたと聞いて、彼奴等は全く馬鹿だ。何故金を費ふんだらう。役に立つ樹木が十分どこにでもまだあるではないかと言つたさうである。凡て各人が自分の望む所に自分の欲し

いだけの土地を自由に取り得る間は、土地を以て共有の財産と呼ぶ事は出来ない。レヴィンスキイはいふ(二六頁)。かゝる状態の下に於ては實に彼の主張する様に私有も共有もないと見るのが妥當であらう。

然らば如何にして財産が発生するか。レヴィンスキイは「物を私有せんとする欲望は、勞働と不足との二原因からのみ生れる」といふ。従つて「土地の生産物の使用が極めて單純であつた遊牧期及び狩獵期は經濟的生活の甚だ粗笨な形式であつて、一人當の面積が極めて廣大な場合に限つて、初めて可能な事である。人口の増加に伴うて、簡單な遊牧生活から、一層集約的な制度への變遷が必要になる。此の變化は必然的に土地に對する勞力の注加を要し、かくして土地の私有を齎して来る」(三〇頁)。

ブリアート土人について見るも、亦キルギス土人について見るも勞力注加の程度が、土地に對する所有權の程度を決して居るのを見る。例へば牧場を作る場合に於て、單に柵を廻らしただけの勞力しか注加されないものは、又簡單に甲の地所から乙の地所に移轉され、而して捨てられたるものは他人が又之を自由に利用することが出来る。併しながら、施肥、排水、開墾等の複雑勞働の注加された所に於ては、私有財産としての性質が確立し、世襲的性質を帯びて來て居る。

バーデン・パウエルもかいて居るごとく、印度では、茂つた森林や藪を資本と勞力とを費して、開拓した者は其の土地を保有する權利あるものとして自他共に之を認めて居る。かの紀元

前五百年頃の作として知られて居るインドの古代法、マヌ法典が「賢者宜はく、畑は最初に木を伐り拂つた者に屬し、鹿は最初に傷けた者に屬する」と規定して居ることも注目に價する。

(Baden Powell: Land Tenure I. p. 227)

而してこゝに問題となるのは、かゝる勞働注加の單位が、個人の場合又は家族の場合、その私有財産的になるとしても、それが集團の場合には共有財産的とならないかといふことである。この點に關聯して森林開拓などの場合に於ては集團的勞働が必要であり、かゝる勞働力の結合注加が原始的財産形態を共有的たらしめざるを得ないと屢々論ぜられる。レヴィンスキイはロシアの原始社會調査に於て不幸にして一村落の大集團に依る共同開墾を立證する資料を何處にも見出し得なかつたことを明かにし、且、ラヴレーの描いて居る瓜哇の共同開拓は實際に於て三、四家族の相互扶助に過ぎず、村落共產體ではないと主張して居る。兎に角、レヴィンスキイは所謂無財産の状態から、土地に勞力が注加されるに至り、始めて個人的所有權が確立したとの結論を下し、而して所謂共有的に考へらるゝ集團による開拓はあつたとしても極めて例外的なものであると主張するのである。

レヴィンスキイはかゝる勞力注加の外、個人的缺乏を私有財産發生の他の原因としてあげて居る。「經濟生活の緊張と共に、人間は土地に結び着けられる様になり、そして彼の住居を圍む土地は彼に對して特別の價値を得る」(レヴィンスキイ前掲書四二頁)。即ち誰でも皆自分の宅地の周圍の凡ての土地を排他的永久的に保持し、それに對する自分の權利を確保しようと

希望する。よし社会的見地から見れば、土地は潤澤にあつたとしても、耕作者に取つて希望される土地は缺乏する。こゝに於て私有財産権が次第に確立されて來るといふのである。無財産の状態から勞力注加と個人的缺乏との二大原因からして財産が発生するものであると見るレヴィンスキークの主張は傾聴に價する。

かくてレヴィンスキークは所謂村落共產體は人爲的所産であつて原始的遺制にあらざることを主張し、ことに瓜哇の所謂共產的の制度に就いて言つて居る。

瓜哇の人口稀薄な地方では、私有財産の世襲が一般的原則である。人口の稠密な所にだけ、村落共產體が存在する。併しながら、是等の地方に於ても、此の制度は比較的近世に起源を有し、且、私有財産に後れて生じたものである。

斯くの如く共產主義理論の大黒柱は既に倒壊した！併しながら、これ等だけがラヴレーやメーンの說に對してなされる駁論ではない。ギリシヤに於てはホーマーの詩、古代宗教の儀式、最古の法律の痕跡等は個人的所有權を立論して居る。ヘブライ種族の間でも個人的所有權が文明の發生以前既に存在して居た。

今日の最も原始的な民族は何處に於ても土地の共有財産を知つて居ない。村落共同體は更に進歩した社會に見出されるだけである。かくの如く我々の有する資料は凡て事實に於て我々の一般的結論を確證して居る(レヴィンスキーク前掲書三一—三二頁)。

八 我が國古代の私有財産制度

我が國古代の土地財産が共有制であつたとの議論がかつてやかましく論ぜられた。我が國に於ける原始共有制存在の議論が始めて問題となつたのは、明治三十三年(一九〇〇)福田徳三博士がドイツにて發表された、*„Die gesellschaftliche und wirtschaftliche Entwicklung in Japan“* (坂西由藏譯日本經濟史論)に於てである。即ち福田博士は、上古に於ける耕地共有制度の状態如何に就いては毫も據るべきの記録を存せず、又日本の歴史家にして今日に至るまで未だ此の問題に着眼せるものなし。されば、茲には予の想像を掲ぐるの外なし(日本經濟史論四四—四五頁)と言つて居られる。而して博士の「想像」によれば、彼等が大和の地に定住するや、漁獵より次第に農業に移り、其の耕作すべき土地は大氏の共有に屬し、之れ以外に特殊所有權あることなしとのことであり、かゝる共同共產的の制度は必要缺く可からざる所(同書五五—五六頁)であつたと言ふのである。尤も福田博士はその後、唯物史觀經濟史出立點の再吟味の中に於ては、始め肯定された想像的意見をすつかり放棄されて居る。福田博士の論文の後、數年にして内田銀藏博士は、我國中古の班田收授法及び近時まで本邦所々に存在せし田地定期割替の慣行に就きてと題する論文を公にされて我が國に於ける原始土地共有説を展開された。この内田博士の論文は同氏が大學院學生として提出された論文で、學生時代の所産にすぎないが、それが所謂唯物史觀の立場をとる歴史家によつて無條件的に受け入れられるに至り可成り

大いなる影響を思想界に與へて居る。佐野學は福田博士並びに内田博士の所説に基いて次の如く言つて居る。

農業共產社會に於ける最も重要な生産手段たる土地は血族團體たる氏の共有であつたのであり、勞働は氏の上の指導の下に共同に行はれ、その收穫は氏人の各々の家族に分配されたであらう。……後年、大化改新に當つて班田制が施行されたが、それが殆んどヌラ／＼と行はれたことは農業共產社會からの長い傳統が残つてゐたからであらう。(大化改新の班田とそれ以前の土地割替制との必然的連關を論じたのは故内田博士である。)(日本歴史研究三八—三九頁)

かくて、日本原始共產體の研究に於て細川龜市も亦内田博士の説を讚美して言つて居る。

内田博士の立論は甚だしく詳細綿密を極めて居り、吾々後學の輩にとつて教へらるゝところ頗る多大であるが、私の不憫なる、日本原始土地共有制の存在を肯定する學説として、未だ内田博士の立論以上に出でたるものあるを知らない。この意味において、内田博士説は今は吾が學界に健全なる生命を保つて居ると云ひ得るであらう。……日本原始共產體學說史上において、内田博士の右の論文はまさに劃期的意義を有するものであると云はねばならぬ。(日本原始共產體の研究一三一—一四頁)

かく我が國に於ける原始土地共有制に關する議論の基本をなして居る内田博士の我が國中古の班田收授法についての論文を少しく見よう。

内田博士は先づ「日本上古に班田の慣行ありしや如何」と自問され、而して之に對し次の如く自答されて居る。

日本の上古に於て班田若くは之に類似の慣行ありしや否やと云ふことは、今日尙ほ未決の問題なりと云ふべし。一般に行はるゝ所の見解は班田收授の法たる大化以來始めて唐制に倣ひ設けられたるものにして、其の以前にはなしと云ふにあれども、また此の法の起源を以て一層舊しとし、即ち班田收授法は、日本固有の土地共產制を支那風に改めたる迄なりとの見解を抱くものも全くこれなきに非るなり。但し從來の學者は、有無何れを主張するものも共に大抵皆たゞかく思考すと云ふのみに止まり、考究未だ盡さざる所あるが如し。種々なる點より此の問題を考察して、論辯遺す所なきものに至つては、未だ之を見ざるなり。蓋し大化以前の世に於て、班田若くは之に類似の慣行、存在したりとの直接の徵證は、一もこれあることなし。故に上古に班田の制度存したりと云ふことは、明確に之を立證する能はずとす。然し精細に討究し、綿密に考察するとき、此の法を以て、單に大化の改新に當り唐制に倣ひ、從來の土地制度に反して、新に立てられたるものとしては、甚だ説明に苦む點なきに非ず。即ち當時此の法の制定あるに先だち、既に我が國に於て、之に類似の慣行存在し人民頗る此の種の土地制度に習熟し居りしとするに非れば、充分に解釋し難きことあるなり。即ち内田博士は班田收授の法は單なる唐制模倣にあらずして、我が國固有の土地共有の慣習が單に唐制を參考として法制化されたものに過ぎないとなし、その理由として次の如き九

點をあげて居られる。

第一、班田收授法は、大化改新後速に實行の緒に就きしこと……夫れ一般人民の經濟的利害に最も重大なる影響を生ずべき此の種の制度にして、若し從來の慣行に反し、自然の發達に背ける新法なりしならんには決して容易に行はれ得べき筈なし、彼の唐錢を模範として錢を鑄造發行し、人民をして之を使用せしむることに於てだに最初の計畫より其の實行迄には頗る長き年月を費したることにして、而して人民を勸誘して、其使用に習熟せしむるには、種々手段を盡すことを要したるなり。田制の革新は、貨幣制度の制定よりも、一層根本的なことにして、充分民心に適應するに非れば得て行はるべきに非ず。然るに其の速に且容易に實行の運に至りたるを以て見れば必らずや當時一般人民之を以て當然のこととし、怪まざりしものと思惟せざるを得ざるなり。此の班田制を行ふにつき、次に述ぶる九州南端の場合を除くの外、其の他の場所に於ては、何等の苦情も起らず、何等喧騒のこともこれあらずして、頗る圓滑に實行を見るに至りしもの如し。畿内と云ひ、中國と云ひ、又筑前豊前等の國々と云ひ、班田の實行せられたることは、歴々として明に其の徵證あることなるが、此等の地に於て最初實施に際し困難を生じたることは、歴史に少しも傳ふる所あることなし。これに依て之を見れば、我が國に於ては、大化以前に於て、實際既に班田、又は之に類似の慣行存在し居り、當時唐制を採酌して新に立てられたる班田收授法を行ふに適したる事情豫め既に現存し居りしことと推定せざるを得ず云々。

第二、九州の南端隼人の故國(薩摩)に於ては、もと班田若くは之に類似の慣行なかりしを以て、班田收授法は舊慣に反すとして、餘程後に至る迄實行の運に至らざりし……が如し、若し一般に日本の社會に於ても、班田若くは之に類似の慣行なかりしとせん乎、隼人の故國のみならず、他の地方に於ても、久しき間、此の法は實行を見るに至らざりしに相違なし。即ち大隅薩摩の場合との對照により、吾人は、他の場所に於ては、班田收授法は、決して全く舊慣に反したるものに非ざるべきことを推定するを得るなり。

第三、土地に關する他の制度例へば、度地の法の如き、舊慣を基礎として制定せられ、決して支那の法を其の儘移用することなかりき。……夫れ量地の法の如き、之を改むるも、別に人民の權利關係に痛切なる影響を生ずべきに非ず。しかも尙ほ舊慣に基く必要あるを以て見れば、農民は最も保守的にして、農業及土地制度は急激に之を革新し難きことを知るべし。……又租の法の如きも、當時一に舊慣に依りしことにして……他の點に於て、何れも舊慣を尊重し、之に遵據せることとなるに、獨り班田收授法に於て全く舊慣に背ける新法を支那より輸入すと云ふが如きことは、殆んどあり得べからずと云はざるを得ざるなり。

第四、中古の初に當りては、新に溝池を造り、多く資本勞力を費して開發せる懇田も未だ永久の私財たるべきものと……認められ居らざりしを以て見れば、當時耕地につきて私有の思想未だ發達し居らざりしこと明なりとす。而して……もと上古以來、一般に耕地

は各戸の永世私有を以て原則とせず、共有の仕組頗る普通に行はれしによると解釋せざるを得ざるなり。

第五、日本中古の班田收授法は、支那の制度に比し、幾多の重要な………差異の中、其の或る者は我が古代の立法家彼我國情の相違を斟酌して悉く彼の國の儘を襲用せざりしによるとし解釋するを得べきも、最も重要な事なりと思はる。授田の標準に關する差違の如きは、單にそのみにては充分に説明し得ること困難なりと云ふべし。………之を充分に説明せんと欲せば我國亦上古より以來、班田に類する慣行あり其の慣行は、支那の均田法と自ら異なる點ありて、而して我が中古の班田制度は、從來固有の慣行を頗る採酌したるが故に此の如き差異を生じたるなりと推定せざるを得ざるなり。

第六、上古の社會組織は氏族の制を以て本と爲す。而して聚落は、もと大抵血族集團若くは之を模範とせる部の集團より發達したるものゝ如し。多くの場合に於て、村は或る氏族が其の地に居を占め、族長の指揮の下に、族人協力して地を開きしより起れるなり。村人は通常同一の氏族若くは同一の部に屬し、同祖の觀念の下に結合し、社を立て、其の祖神を祀り其の族長若くは部長に服事し、團結極めて堅く、最も共同一致の念に富みしものゝ如し。されば其の田は、もと族若くは部に屬するものと考へられ、族長若くは部長は之を其の族人若くは部氏の各戸に適宜配當し、之を耕作せしめたることならん。上古の社會組織の下に於て田がもと未だ族若くは部を構成する各戸の各別所有たらず、族若くは部

に屬する共產たり、而して族長若くは部長により之に屬する各戸に定期班給せられたるべきことは、事理に於て最も有り得べきことなりと云ふべし。然り而してかく族若くは部の團結内に於て、班田行はるゝ場合には、之に屬する各戸の口數に比例して田を給すること最も單純にして、且つ自然なりとす。思ふに上古の世、各地聚落内の土地制度は、凡そ此の如きものなりしなるべく、而してかゝる習俗が中古班田制度の基礎となりしとすれば、總ての疑問は、頗る能く説明せらるゝことを得るなり。

第七、或はいはん、大化二年正月改新の詔に、初造戶籍、計帳班田收授之法とあるに非ずやと。然れどもその初造と云ふことは、更に重きを置くに足らず。何となれば戶籍の如きも決して此の時に始りしに非ず、此時以前より或る一部分に就きては作られ居りしことなれば也。蓋し班田に關する國家の制度の確立したるは、此の大化改新の時に始まりしことなるべけれど、之に對應する事實、之に類似する慣行は、此の時以前より既に存在したることなるべし。

第八、或は又難するものあらん、大化元年の紀に、其れ臣連等、伴造、國造、各己が民を置きて、恣情に駈使ふ。又國縣の山海林野池田を割りて、以て己が財と爲て、争ひ戦ふこと已ます。或は數萬頃たんにの田を兼ね併せ、或は全く容針少地はらさきも無し、調賦を進る時に及びては、其の臣連、伴造等先づ自ら收斂あつめて、然る後に分ち進め、宮殿を修治め、園陵を築き造るに、各己が民を率ゐて、事に隨ひて作る。易に曰く、上を損して

下を益す。節ふに制度を以てし、財を傷り民を害はざれと。方今百姓猶乏し。而るを勢有る者、水陸を分割きて私地と爲し、百姓に賣り與へて年に其の價を索ふ。今より以後、地を賣ることを得じ、妄りに主と作りて劣弱を兼ね併すこと勿れ。百姓大に悦ぶ。(原文は漢文なれど便宜譯文を掲ぐ―筆者)

とあるによれば、上古の末には兼併頗る行はれ、豪族は多く土地を私有し居りしものゝ如し。かゝる有様の下にて班田の慣行存在し得たるやは、極めて疑しと。然れども此の疑は、少しく靜思する時は、容易に之を散することを得べし。

蓋し上古の末には、屯倉及田莊頗る多く建置せられたるに似たりと雖、國の全體の上より見るときは屯倉及田莊は、たゞ所々に散布し居りたるのみ……眞に一小部分に過ぎざりしものゝ如し。若し然らずして、當時田莊等の組織充分に國內に於て發展し居りしこと、中古の末の莊園の如くなりしならんには、一朝之を廢止すること極めて難事なりしに相違なし。其の廢止の容易に斷行せられたるによりても、只國の一部分のみ、其の組織の下にありて、大部分は之と異りたる組織の下にありしことを知るに足る。即ち新に建置せられたる屯倉及田莊の地には、班田の仕組行はれざりしとするも、本來存在したる一般の聚落所屬の地には、共產の原則の下に其の仕組行はれ居りしこと極めて有り得べき事柄と云ふべし。或は臣連伴造等其の有する奴婢又は場合によりては其の部民等をも役し、自己の爲めに特別に開發したる田井に朝廷より賜はり、若くは他より贈進せられたる

土地の如きは、彼等一己の私財たりしとするも之によりて其の外に本來、族若くは部の共有たる田の存在したることを猥りに否定し得べきに非ず。……一方に於て豪族の多く山澤を占取して私領と稱するありしとも、他方に於て一般の田地に村民の共產及定期班給の事實存在したりと思惟すること、毫も其の差支あらざるなり。

第九、或は又いはん、中古の世、班田制の實行遂に充分の好果を收むる能はずして壞廢に歸したるは、其の國民固有の習俗に反したる不自然の制度なりし爲めには非ざる乎と。然れども余輩の見る所は、全く之と異れり。凡そ物久しくして弊を生ずるは、多くの場合に於て免るべからざる勢にして、特に上古淳朴の世に能く實行せられたる慣行も、中古の世時勢頗る變じたる後に於ては、徒らに其の形骸を存するのみとなり弊害百出したる、亦當然の事と云ふべし。且つ同様の慣行も、其の實施の方法の如何により、利弊大に岐ることば充分注意せざるべからざる所にして、同じく定期班田と云ふも、上古村落團結の範圍内に於て、族長若くは部長の命の下に行はれたる場合と中古國家の制度として官司の手により實行せられたる場合とは其の趣大に相異らざるを得ず。即ち慣習の勢力により、村落團結の小範圍内に於て行はるゝ場合には、村民間の情誼厚きこととて、奸詐も容易に起り得ず、久しき間其の弊を見ずして能く行はれ得べしと雖、國家の制度として官司之が實行の任に當りては、手續極めて煩雜にして容易の事に非ず、且つ人民自然に多く田を得んことを希ひ、奸詐常に起り易くして嚴密に且つ正確に長く之を實行し持續せしことは、極めて

困難なりと云ふべし。中古の班田制の遂に好果を收むる能はずして、壞廢に歸したるは、職として之に因由す云々。

以上いささか長きに失した感はあるが内田博士の九ヶ條の理由を殆んど原文のまま忠實に引用した。内田博士はこれ等の理由よりして「上古我國に於て班田の行はれたり」と認むべき直接の徵證は全く闕けて存せずと雖、中古の班田制度に多少類似したる慣行が既に上古の聚落に於て頗る一般に存在したるならんと考ふことは頗る其の理あることを認めんと欲するなり」と結んで居られる。

内田博士も亦自説を提示するにあたり、それが絶對的のものにしてはなく、直接に之を立證すべき徵證の上に於ては、只かく考ふことを頗る理あることと考へる故にと斷つて居られる。この點は内田博士の所論を考察するにあたり留意しておかねばならない。所謂唯物史觀の立場をとるものが、殆んど學界の定説なるかの如くに考へる日本原始共產體存在説の最も權威ある論説は主張者によつてかく絶對的のものでないことが先づ斷られて居るのである。内田博士は大化の改新を説明するにあたり、我が國上古の社會に土地共有班田收授類似的の慣行があつたと假定する方がよりよく説明出来るといつて居られるのである。従つて内田博士の説とは反對に立論をなし尙且、よく大化の改新を十二分によく説明し得るとするならば、その立論は少なくとも内田博士の所説と同等の學問的價值を認めらるべきであることと信ずる。こゝに於て我々は聊か煩瑣の嫌ひがあるかも知れぬが先づ前記内田博

士の九ヶ條の主張を吟味することの必要を認める。

一 歴史家の中には大化の改新の班田收授の法は單に發令されたばかりのもので實施されたものではないと論じて居るものがある。(註)併し續日本紀、類聚國史、三代實錄、延喜式類聚三代格等の史實に徴し、それが假令一時的であつたにせよ、兎に角全國的に行はれたものであるといふことは、内田博士の言はるゝ如くであつたと考へるのは強ち不當ではあるまい。併しながら、班田收授法が大化改新後速に實行の緒に就き、果して何等の苦情も起らず、何等喧騒のこともこれあらずして頗る圓滑に實行を見るに至りしものなるや否やに就いては尙大いなる疑問がある。内田博士の言はるゝが如く我が國に於て大化以前に、既に班田又は之に類似的の慣行存在し居り、當時唐制を採酌して新に立てられたる班田收授法を行ふに適したる事情既に存在し居たりしが爲にかゝる頗る圓滑に實行を見るに至りしものであると推定すべきものであらうか。

註 竹越與三郎著 日本經濟史

そも、大化改新は舊來の宿弊を一新せんとの大理想より出でしものである。而してその舊來の宿弊とは何であつたか。當時の土地財産の兼併盛んに行はれ、針さすばかりの餘地もなきまでに土地私有制が行はれ、かゝる事情より由來せる所のもものが當時一新さるべき舊來の宿弊ではなかつたらうか。即ち班田收授法が果して、苦情もなく行はれたとするならばそれはあまりにも當時私有制が強く、一般民は私有制の弊に絶え兼ね、新しきこの法が彼等を

してより幸福ならしむるものであるかの如く思惟されたが爲ではあるまいか。丁度地主貴族等のため壓迫されて居たロシアの農民等が「土地を農民へのボルシェヴィキのフローガ」を見て、ボルシェヴィキは自分達を幸福ならしむるものの如くに感じ之を歓迎したのと同じ様などころはなかつたであらうか。現代の社會悪を見て、社會主義がそれを救ふものであるかの如く考へて幾多の青年が之に走り或は走らんとしたのと相似通へるところはなかつたであらうか。今假にかく考へ共産主義政治が實現したとしても、それは共産主義的舊慣があつたといふよりも、むしろあまり私有制の弊が強くて共産主義こそ之を救ふものであると考へられたが爲であるとする方が正しいのと同じことではあるまいか。かく解する方がより素直に日本書紀大化元年の記録が理解出來ると考へる。ことに蘇我物部等の豪族は人民を甚だしく誅求し居たるに對し班田法に於ては租庸調が公平に行はれるだらうと期待され、又事實公平に行はれたのであるから一時人民から歓迎されたのは當然であらう。

更に又、我々は所謂「圓滑」に行はれたといふ班田收授法を斷行した當時の政府當局は、當時飛ぶ鳥も落したほどの勢力をもつて居た蘇我氏すら一撃のもとに倒された、革新の意氣にもゆる新政府勢力、即ち英邁なる中大兄皇子と賢明果斷なる皇子の懷刀、中臣鎌足を中心とする強力政府であつたことを忘れてはならない。かゝる新政府勢力が力と權威をもつて臨み、かの蘇我氏すら手も足も出さず亡ぼされたのである。まして少し位の不平や不満がよしあつたところが、それが政府の方針に狂ひを生ぜしめる様な反響を齎す筈がない。かくて班田收授

の法は、それが傳へられるが如くに實施されたとするならばそれは只表面的に「圓滑」に實施されたに過ぎないものではあるまいか。我々にはかの大化改新の中心勢力たりし中臣鎌足逝き中大兄皇子即ち後の天智天皇崩御なし給ふに及び、その直後勃發したかの壬申の亂(註)は、潜行し居たる所謂改新政府に對する不平不満の分子等が、時こそ至れりと鬱憤を爆發せしめたものではあるまいか。即ち一方に於て舊制度への不平不満がみなぎつて居り、他方之を革新せんとする勢力の確立されて居るときは、舊制度を倒し、之に代り、而もより幸福なる社會を實現すべく、期待される制度が「圓滑」に行はるべきことは想像するに難くない。

註 鎌足は皇紀一三二九年十月に薨去、天智天皇は二年後の一二三一年十二月に崩御、壬申の亂はその翌年の一三三二年に起つたものである。

二、班田制が所謂苦情なく圓滑に行はれたのは、革新政府の權威が十二分に確立して居たためであるとするならば、その權威の及んで居た地方には苦情なく行はれたとしても、その權威の及ばなかつた地方には又行はれなかつたと考へることは自然である。即ち、中央政府の權威のあまり及ばなかつた九州南端隼人の國に於て班田制が行はれなかつたのは、かくの如き事情によるものである。内田博士は、九州の南端隼人の故國に於てはもと班田若くは之に類似の慣行なかりしを以て、班田收授法は、舊慣に反すとして、頗る後に至る迄實行の運びに至らざりしものであると言つて居られる。併し何が故に班田若くは之に類似の慣行なかりしかについては何等の史料が示されて居ない。それは松本彦次郎教授の言はれるが如く全くの

想像にしかすぎない。ことに唯物史觀の立場に立ち所謂原始共產體説を支持する資料として内田博士の説を採用せんとするものは、ことに何が故に華人の國に於ては土地共有的の慣行の存在せざりしかを説明しなければならぬ。更に又、華人の故國に於けるかゝる事實を認容するならば、それは人間は共產制度から生活を始めたものであり、私有財産はあとから生じたものであるといふ原始共產體説が支持されなくなる。

三、土地に關する他の制度例へば度地の法の如き或は租税の法の如き、それを變更したからといつて大して不平不満も起るまいと思はるゝものすら、尙且、舊來の慣行を重ぜられて制定されて居る、まして班田法の如き重大なる制度に於てをやといふのが内田博士の主張である。併しながら、特に我々が注意しなければならぬことは、大化改新に於て革新政府の企てたことは土地兼併の弊を除去し、かくて貧富の懸隔を根本的に緩和せんとする劃期的のものである。即ち土地私有制を廢絶せんとする革命的といふよりむしろ革命的のものである。今日の所謂革新政策などよりもはるかに革命的のものである。併しながら、大化改新の政府當局が如何に革新的なりしとはいへ、出来るだけ社會的摩擦は之を避け出来るだけ圓滑に之を遂行しようとは望んで居たことと思ふ。當局の意中には主要目的であるこの土地所有制の根本問題さへ解決出来れば、他の細かい點はどうでもよいと考へられたであらう。蓋し、何もかも一度に之を變更せしめ、如何にも大變革を行ふものであるかの如く民に感ぜしめて、民心の大動搖を招來せしむるが如きは策の最も拙劣なるものである。英明なる中大兄皇子が英敏

なる鎌足を相手に練られたのであるから、それ位のことには氣のおつきにならぬ筈はない。即ちかゝる土地所有制度の根本的變革斷行の前に、出来るだけ社會的・政治的摩擦を少なくする爲に第二次的なる制度の改革といふことは、しばらく舊慣のまゝとされたものと考へる。従つて大化改新に於ける班田制實施上の考慮に就いても、土地共有的舊慣の存在を反映して居るといふよりもむしろ、大化改新前の社會に於ては、土地私有制が最も強く實施されて居り、之を改變することは仲々容易ならざるものがあつたものであることを想像せざるを得ない。

内田博士の説はあまりに、先入主にとられた見方であると言はざるを得ぬ。

四、内田博士は中古の初には、多く資本勞力を費して開發した懇田についてすら、尙且、永世私有が認められなかつたのは、その當時耕地について私有思想が未だ發達して居なかつたが爲であると推定して居られるのである。而して、それは上古以來、一般に耕地は各戸の永世私有を以て原則とせず、共有の仕組が頗る普通に行はれて居たが爲であるといふのである。

併しながら、前述の如く大化改新は土地兼併の弊の甚だしかつた實狀に鑑み、今後土地私有は一切相成らぬといふのが根本思想である。而して懇田の私有はかゝる根本思想に反するものと考へられたのではあるまいか。即ち土地私有制度の弊をあまりにも痛感した革新政府が、いささか癡に懲りて膺を吹いたものであると解すべきものであつて、決して土地私有思想の發達してゐなかつた爲ではなく、むしろ反對であつたと考へられる。

五、大化の改革の班田法と支那の制度とを比較するならば、そこに色々大いなる差異が見ら

れる。もしも我が國に類似の慣行がなかつたとするならば、支那の制度がそのまま模寫されたであらうが、かゝる差異の存するのは慣行が既にあつたが爲であるとされるのが内田博士の第五の論點であるが、果して然るか。内田博士は兩者の差異を詳細に述べて居られる。而して博士は九つの差異を擧げて居られるがその内の主なるものは次の通りである。

(一)後魏にあつては十五歳、北齊及び唐にあつては十八歳以上にして始めて口分田を受けける資格が出来るのである。所が我が國中古行はれた制度によれば六歳に達するならば、少しも課役を負担せずとも、亦労働能力なくとも班年がめぐつて來ると正しく一人前の口分田を支給されるのである。

(二)次に労働能力に於て男子より劣る婦女子の受田額を見るに、後魏・北齊にあつては男子の半額である。唐の制度では約三分の一しか給せられぬ。之に反し我が國の制度を見るに女は男の三分の二給せられて居る。

(三)唐の制度では老人・篤疾者・廢疾者は各々口分田四十畝(男子は八十畝)を給すとある。然るに我が國の制度にはかゝる差別はなく、老人でも、廢疾者でも等額の口分田配給にあづかつた様である。

(四)支那の制度では老境に入り課役が免ぜられると唐では口分田が半減され、死ぬると残り半分が公收される。後魏・北齊では老いて課役が免ぜられると同時に凡て公收される。而併しながら、我が國ではかゝることはなく、課役の有無に不拘、死ぬまで給せられて居る。而

して死んでも尙次の班年の來るまで家族は之を保持することが出来る。

これ等の重要點を一見して直ちに感ぜられることは支那に於ては口分田が労働能力に應じて給せられて居り、人頭課税の負擔と相對應して田が給せられて居ることである。即ち支那の制度はあくまで經濟的である。それに反し我が國のはあくまで人道的であり、社會政策的である。こゝに於て兩者の差異は之を自然に説明することが出来る。支那にあつては土地を人民の勞力に應じて配分し、これによつて一國の生産能率を高め、富國強兵の實を致さんが爲であり、それが第一目的で、社會政策的の考慮は第二義的になされたものである。それに反し我が國ではもとゞ經濟的動機よりもむしろ家族主義的・人道主義的・理想主義的動機から由來して居るものであるからして當然かゝる差異は生ずべきものである。大化改新前に土地共有的舊慣ありしたためではないと考へる。

六内田博士は次に、大化改新以前の社會が氏族制度であつたことを指摘して居られる。氏族とは同一の始祖につらなつて居るとの信念の下に形成されて居る準血族團體である。而して土地はかゝる氏族團體の共有であつて族長によつて戸口に應じて各戸に定期配給されたと見るが妥當であると主張して居られる。大化改新以前の社會が氏族制度の社會であつたことは認められるも、かゝる氏族共産制が行はれて居たか否かと言ふことについては疑問がある。瀧川政次郎博士はこの點について言つて居る。「内田博士の説の如く、若し大化前後の時代に氏族共産制が行はれてゐたものとすれば、大化より纔か半世紀後なる大寶二年の戸

籍に戸主所有の奴婢と戸口所有の奴婢とを區別して記載してゐる事實を何と説明する事が出来るか。戸は言ふまでもなく氏より其の範圍が狭くとも廣くはない血族團體である。故に大化前後の時代に氏族共產制が行はれてゐたとすれば、大寶時代には少くとも戸の内部に共產制が行はれてゐなければならぬ筈ではないか。然るに事實は之に反して戸の共有財産なるものなく、戸主のものは戸主のもの、家族のものは家族のものと區別されてゐるのを見る。と悠久の昔はいざ知らず、記紀に見えるやうな新しい時代の我が國の氏族制度には、土地財産の共有が行はれなかつたものと見るのが妥當ではあるまいか〔瀧川政次郎著「日本農民の生活上卷六三頁」〕。

瀧川博士の言はるゝ如く大寶二年の戸籍に戸主所有の奴婢と戸口所有の奴婢とが區別して書いてあるといふ事實から、一戸の内に於ても戸主のものと家族員のものとの私有財産的區別があつたことを果して立證し得るや否やは尙疑問の餘地があるかも知れない。併しながら、少なくとも内田博士の説も積極的に支持さるべき何等の典據をも有せざるものであると言ふことだけは言へる。

七次に内田博士によれば大化二年正月の詔にある「初造戸籍計帳班田收授之法」の中の「初造」の一句は餘り重きを置くには足るまい、といふのは戸籍の如きも決してそのとき初まつたものでなく、既に或一部では造られて居たのであるから、班田法も同じ様に國家の制度として確立したのは、そのときであつたとしても、類似の慣行は既に存在したのであらうといふのであ

る。併しながら、初造戸籍の場合の「初造」が重要視するには及ばないとしても、それが「初造計帳」〔初造班田收授之法〕の場合の「初造」も亦重要視するに及ばないとの積極的支持とは何等なり得ない。ことに大化改新に至りて計帳が始めて造られた史實があるに於ておやである。大化以前に班田法類似の慣行の存しむたことの確實なる典據が発見されればともかくとして、然らざる限り「初造班田收授法」の初造を積極的に否定することは出来ない。

八、内田博士の次の點も極めて無理な解釋である。日本書紀大化元年の條によると上古の末には土地兼併強く行はれ、針さすばかりの地もなかつたといふ。この記録より察すれば屯倉田莊頗る多かつた様であるが、併しそれは全國的に見るならば、眞に一小部分にすぎなかつたものゝ様である、といふのは若し當時屯倉田莊の組織が廣く行はれ、中古の末の莊園の如く強化されて居たならば、とてもそれを一朝にして廢止することが「圓滑」に行はれよう筈がないといふのである。併しながら、既にのべし如く、かく解せずとも十分説明は出来る。而もより自然に説明がつく。即ち部屯倉田莊の廢止が一見極めて平穩に行はれたのはそれが眞に一小部分に過ぎなかつたが爲ではなく、むしろ餘りにも土地兼併の弊が甚だしく、人民がその弊に耐へかね、且新興政權の土地政策が一見、大衆に幸福をもち來すものであるかの如く思はれたからであらう。前掲の大化改新の詔を直に、あるがまゝに解釋する方がより自然な、正しい解釋を得る所以ではあるまいか。ことにかゝる強力なる革新政府をもつてしても、尙且神田、寺田、位田、職田、功田等、色々な形に於ける私有財産を認めざるを得なかつたのは、大化改革前に

於て如何に私有制が強く行はれて居たかを物語るものではあるまいか。

九、最後に内田博士は班田收授法がかくも圓滑に行はれたに不拘、充分効果を收むることが出来なかつたのは、國民固有の習俗に反した不自然の制度であつたが爲ではなく、一には時勢次第に變り、物久しくして遂に弊を生じたと見るべく、二には慣習の勢力により一村落内に或は一血縁團體内に於て始めて行はるべき土地共有の理法が國家的に適用されたが爲であると主張されて居る。即ち國家の制度として官吏の處理するところとなつたが爲であると言はれるのである。内田博士の言はるゝ後半の點だけは十二分の理がある。而して更に人口の増加により配給すべき土地が次第に不足して來たことが班田制失敗の最も大いなる原因の一であらう。併しながら、私は班田制失敗の根本原因は人間の基本的欲望である所有欲と相容れない制度であつたが爲であると信ずる。

かく内田博士の擧げられた大化改新前に土地共有の慣行存在せりとなす九の論據は何等積極的に博士の主張を基礎づけるものではなく、經濟史研究初期の史料不充分なりし時代の單なる臆説にすぎぬ。而して我々が歴史より推測し得る所のものは、却つて内田博士の論據を否定するものである。私は大化改新以前に私有財産制が確立して居たとす見方の方がより自然的であり、より合理的であると考へる。

九 琉球の地割制度

徳川時代或地方に於て行はれて居た所謂地割制度は財産制度の研究家の注意をひくものである。かつて新渡戸博士はドイツに於て我が國の地割制度を論ぜられ、それを原始共產體の遺制であるかの如く發表せられたことがあつた。今ではそれが徳川時代のものであるといふ點に於ては、歴史家の意見が一致して居る。併しながら琉球の地割制度は徳川時代は勿論のこと明治時代の前半までつゞいたばかりでなく、ことに久高渡名喜渡嘉敷等の離島に於ては今日尙舊制度の面影を見ることが出来るといふので新しく注意をひいて居る。河上肇博士の明治四十四年に發表された「琉球系滿の個人主義家族」の中にも同博士は、琉球に行かれた主な目的は久高島其他に於ける共產部落研究の爲であつたが、圖らずも、それとは正反對の個人主義家族を系滿に於て發見したのでとりあへず、それを發表する旨を前提してかいて居られる。筆者も亦かねて琉球の地割制度について興味をもつて居たので、昭和十一年の秋と昭和十二年の夏と二回琉球文化の研究旅行をなした序に親しく調査した。今少しく見聞せし所につき從來やゝともすれば「共產」の名のもとに呼ばれて來た、琉球の土地制度について述べてよう。

一、土地の種類

沖繩の舊慣土地制度は頗る複雑であつて、土地の種類又極めて多様である。その制度も亦

地方々々に従ひその趣を異にして居る。その種類の大概をあげるならば次の如くである。

一 百姓地 沖繩に於ける耕地の大部内を占むるものであつて、地人と稱する村内の農民に配當耕作されたものである。それは地方によつてそれ／＼異つて居た様であるが、四五年長きは三十年を期して割換へられ、賣買讓渡抵當質入等一切嚴禁されて居た。尤も後には所によつては地割を爲さず、殆んど世襲に類せるものあり、或は地割されたる土地を他に貸與して小作料を收入して居た如きものもあつた様である。

二 地頭地 按司地頭惣地頭脇地頭等の役地として藩廳から附與されたもので、寛永六年名寄張作製の際、百姓地と區別されたものである。地頭收益の方法は土地より生ずる收穫を三分し、其の一は農民の所得として、殘餘の内から百姓地と同一の租税を納め、殘額が地頭の所得となるのである。併し、地頭の内には之を自作するものもあり、或は質入れるものなどもあつた様であるが、要するに、それは百姓地の一種であつて、百姓地と同じく賣買讓渡質入抵當等之を禁じられて居た。

三 「オエカ」地 百姓地から間切村に相當するもの、吏員の役地とされた土地であつて、其の吏員在職中耕作權を與へられ、吏員は、收益の中から百姓地と同一の租税を納入し、その殘餘を役得となしたものである。従つて耕作の權はその人にあるものではなく、その役に附屬して居るものである。明治十五年町村制の施行により吏員は政府より給料を支給さるゝ様になつてからはオエカ地は百姓地に編入された。一部には當時その手續を了せずして、

舊吏員之を自作し、或は小作せしめて居たものもあつた。

四 「ノロクモイ」地 所謂神官の役地であつて、その性質「オエカ」地とほぼ同じである。

五 仕明請地 寛文年間以來、地人が新に開墾したる土地である。元來沖繩では人民の開墾は許されて居なかつたが、慶長年間に行はれた檢地以來、土地次第に荒廢し、有税地が減少し、藩庫の收入に缺損を來すに至つたので、寛文八年薩藩に出願、その翌年より開墾したるものである。併しながら、沖繩の地は木材薪料に乏しく、且放牧の習慣あるため、貞享四年再び山林原野の開墾は禁止された。仕明請地は原則として私有を認められて居る。

六 仕明知行地 士族の開墾地であつて、其の仕明請地と同じく賣買讓渡の認められて居る土地である。

七 請地 天災などの爲、民力疲弊し舊來の百姓地を十分に耕作し能はざる場合に百姓地を地人より藩廳に返納し、藩は更に之を士族へ授與したものである。之を受けたものは藩より請地狀を受け、賣買讓渡質入等自由な土地である。

八 拂請地 民力疲弊し租税を完納すること能はざる村を生じたる場合、藩は特別の處分として其の土地を賣却し、其の代金は之を村の共有として下附し、土地を買受けたる者には請地狀を交附し、請地同様、その賣買讓渡質入を認められて居る。

九 屋敷地 首里那覇に於ては屋敷地に對しては「差出」と稱する地券を交附し、賣買讓渡自由に行はれて居たが、地方各村農民の屋敷地は八十坪に限り無税とし、其の超過部分には課税

され、「差出」は交附されなす。

一〇墳墓地 士族は十二間四方、平民は六間四方の制限内にて築造を許可され、かくして築造されたる墳墓及びその土地は私有財産として認められて居る。

一一浮得地 舊藩より首里那覇に限り交付されたもので、公有地の一種である。その賃貸その他によりて生じた利得は之を公共費用に當てられて居る。官に於て必要の生じた場合は何時にても之を取り上げることを得る土地で使用者に土地處分権はない。

一二山林原野

之を要するに百姓地、地頭地、オエカ地、ノロクモイ地、浮得地及び山林原野は大體共有的性質のもので、その占有者は單に使用収益の権利を認められたるものであつて、その賣買譲渡は禁じられて居る。之に反し、仕明請地、仕明知行地、請地、拂請地、首里那覇の屋敷地、墳墓地等は私有地の性質を明確に保持せるものである。而して屋敷地の大部分、墳墓地、浮得地、山林原野は凡て無税地となつて居る。

併しながら、以上各種土地の内耕地の大部分を占め最も重要な地位を占むるものは百姓地である。而して地頭地、オエカ地、ノロクモイ地等は百姓地の一變形と見ることが出来る。従つて沖繩に於ける土地の大部分は人民に所有權なく、人民は只その所謂地割制度に従つて、配當を受けて之を利用するに過ぎないのである。

二、地割制度

地割の年限は各地方によつてその趣を異にして居るが、大略次の範圍内に於て行はれるものである。

田	最短期	二年	最長期	三十年
畑	最短期	二年	最長期	三十五年
雜種地	最短期	二年	最長期	五十年

地割配當は一定の標準に従ひ、その村内に本籍を有する百姓に限られて居たが、特例的には士族にも亦その割當が行はれて居た。

地割に對する之等人民の態度は舊藩當時と廢藩後とに於ては著るしく異つて居る。即ち舊藩當時は幾分強制的に地割が行はれて居た。といふのは、當時は土地に對して、定率の貢租の義務以外に、種々の課役が持地の多寡に應じて附隨して居た。人民は其の課役に堪へず、持地は唯、一家の糊口をしるぎ得る程度を以て標準となし、敢てそれ以上を望まぬのみか、地割の際に於ても農民の多數は可成少く土地の配當を受けんとするの傾向を生じ、爲に全村の土地を悉く配當するに當局は苦心した。従つて地割の都度村民の協議會が開かれ、その席に於て多數の意向に依り家族員多くして課役に堪へべきもの及び富有な家族で納税に苦しまざるものを順次指定して、これ等のものにどちらかと言へば強制的に百姓地の地割配當を多くなしたのであつた。従つて當時土地は富者に多く、貧者に少く配當された。

かくの如く藩制當時は土地の耕作はむしろ欲求されざる義務の觀を呈して居たが、かゝる

傾向も、廢藩後には一變した。從來割當地の少なからんことをのみ希望して居た農民等は、今や反對に少しにても多からんことを熱望してやまざるの現象を生ずるに至つた。それは明治新政府確立後は、土地に對し、不當な負擔を課せらるゝことなく、土地耕作者は十二分にその耕作地から利益をあげることが出来る様になつたが爲である。かくてその希望を満足せしめんとせば地積に不足を生じ且又任意にその希望に應ずるときは不公平を來す慮れが生じたので、舊藩當時の方法を持續し、貧富の程度に應じ又家族數に應じ配當をなすことになつた。蓋し、それは、富者達は舊藩當時は自分の欲せざる土地を強制的に多く割當られ、それに附隨せる幾多の勞苦に堪へ來れるものであるから、その忍苦の償として、今日多く配當さるゝも亦當然であると考へられたのである。

これを要するに地割に際しては單に戸口數に従つて配當する所もあつたが、貧富の程度といふことが最も大いなる標準となり、之に一家の勞働能力が參照されたものゝ如くである。廢藩後に於ては村治に對し、或は其の他勳功ありしものに對しては特典の意味で特別の土地配當がなされる様なこともあつた。

以上は沖繩本島地方に於ける土地制度であるが宮古・八重山の所謂先島地方に行くと自らその趣を著るしく異にして居る。宮古島に於ては田畑宅地等凡て私有である。又八重山に於ては田が「自分田」と「上納田」とに區分され、上納田にのみ沖繩本島地方に類似の定期地割の制が行はれて居る。先島地方は人口の割に比して土地が豊富であつて、農民等は未開の原野を

自由に開墾し得るし、開墾したものは自由に私有することを許されて居る。併しながら、よし開墾地であつても三年間も放任すると、誰でもそれを勝手に拾得し、耕作することが許されて居た。八重山の俚言に「三年シチカーツクルヌドヌシ」と言ふのがある。その意は三年間耕地せず土地を放棄しておくと誰でも自由にそれを耕作してかまはないと言ふのである。

三、沖繩地割制度の起源

地割制度の起源については色々な説がなされて居る。曰く、原始共產制の遺制説、曰く、共同開墾説、曰く、水損均分説等々。而してそれ等のいづれも沖繩の地割制度の説明としては十分でない。土屋教授の所謂「徵稅便宜説」が沖繩の制度には最も適合する。それはロシアに於けるミルやドイツに於けるマルクと同様に全く徵稅上の便宜からして制定されたものであると思はれる。

ことに注意すべきことは人口稠密でなく、且、租稅が人頭稅によつて課せられ、土地よりの收穫に對するよりも、上布によほど重點が置かれて居た宮古・八重山地方に於ては地割制度が行はれず、自由に土地は先占したものの、私有に歸して居るのである。且、八重山に於て、上納田のみに對して地割制が實施されて居るといふことは如何に徵稅が主要なる動機をなして居るかを物語る。由來、沖繩に於ては納稅の單位は「間切」であつて、「間切」は如何にすれば割當てられたる租稅を完全に上納し得るかに何よりも苦心したものである。従つて最も確實に納稅の義務を果し得ると見込みのつく、勞働能力の豊かな家族には多く土地を配當して居る。富

者に土地が多く配當されるのは、彼等には労働能力はよし不足し居るとしても、その財力を利用して、賃金労働力を利用し耕作し得るとの見込みがあるからである。それは決して原始的基礎を有するものでも何でもなく、全く舊藩時代の納税を確保するための便法たるに過ぎない。このことは沖繩の史實に徴しても明確に之を立證し得る。慶安三年(西紀一六五〇)編纂された正史中山世鑑の英祖王記によれば、

英祖王一御年三十二ニシテ踐祚アリ其ノ明年ヨリ四方ヲ巡狩シ給ヒテ周ノ徹法ニ倣ツテ經界ヲ正シ井地ヲ均フシテ後穀祿平ニシテ百度舉ル

とある。英祖王は舜天王統の後を受けて文應元年(西紀一二六〇)國王の位につかれ四十年間琉球王國を統治された明君である。この記事は正しく琉球の特殊なる土地制度が周の井田法に倣つて土地均分穀祿平均のため採用されたものであることを確實に示して居る。

中山世鑑と共に琉球王國の權威ある記録として遺されて居る元祿十四年(西紀一七〇一)編纂された正史中山世譜の英祖王記には

英祖王位ニ登リ仁徳ヲ徳トシ民ヲ恤ミ刑措用ヒズ。景定二年辛酉徧ク田野ヲ巡リ始メテ經界ヲ正シ民力ヲ均フス。然ル後穀祿豊ニ百度舉ルとあり、中山世鑑と同様な意を表はして居る。

英祖王の時代に周法に倣つて井田法のものを作られたものであるとの史實は之を、支那冊封史陳侃使錄にも見ることが出来る。陳侃使錄は天王十年(西紀一五八二)即ち中山世鑑の

前七十餘年の作であるが、その中に冊封使はいつて居る。

至於歛賦則寓古人井田之遺法、但名義未詳備、王及臣民各分土、以爲祿食、上下不交、征有事如昨封王所古用布帛粟米力役之征、則暫取諸民而不常也。

この記事によるも琉球の土地均分制度は英祖王の訓令に基いて作られたものであることを知る。而してことに陳侃の使錄が天王年間のものである點より察するに、それは慶長十六年島津氏の琉球侵入前より行はれて居たものであることだけは察せられる。

その後一七三四年農政大家の蔡温は藩政府の訓令に基き均分の制を復興し、地制を行つたと言はれて居る。とにかくこれ等の史實よりするときは沖繩に於ける地割制度が、貢納の集合的責任を完からしむる爲に中世以後、爲政者の訓令に基き人爲的に作られたものであることは明かである。

一〇 結 語

マウラー、ラヴレー、ヴィオレ、モムゼン、ジュバーン、ヴィユ等の原始共有制を、彼等の主張する歴史的典據につき、克明に検討し、それ等がいづれもその主要點に於て、不正確誤解曲解乃至は論點外れのものなることを看破したクローランジュは、確信をもつて原始共有説につき次の如き論斷を下して居る。

私クローランジュ（筆者）は決して、原始共產制信すべからずといふのではない。私の主張するところは、この説を歴史的根據の上に据ゑようとする努力が水泡に歸したといふことであり、且つ私はその説の術學的虚飾をお斷りするのである。

而してクローランジュは原始共有制が一部の學者の考へた如く決定的のものでもなく、信賴すべきものでもないことを闡明した後、人若し原始共有説の科學的實證をなさんと欲するならば、次の六點について成功しなければならぬといつて彼の原始共有説の批判を結んで居る。

- 一、明瞭正確なる典據を有し、之を近似的にではなく、絶對的正確さを以て、而も字義通りの意味によつて翻譯すること。
- 二、ゲルマンのマルク、ジャツア島及びロシアのミルの場合の如く、太初の制度だと主張するものを立證する爲に、近代の比較的新しい諸事實を引用することを慎むこと。
- 三、異例に屬する僅少の分散的事實を集めることを以て満足せず、一般的常態的且つ廣範圍

の諸現象を研究すること。その實證は主として正しき記録に之を求むべく、太古の宗教的慣習の中にも亦多少資料を得られる。

四、農業共產制を家族共產制と混同せざる様注意すること。後者は又時を経れば、實際的所

有權を繼續しながら、村落共有制となることもある。

五、一人の所有者に屬する一所領の統一的借地を、土地共有制と誤認せざること。決して土地の所有者でない「ツィライ」が、一領主の爲に土地の共同耕作を行つたり、相互にそれを年期割替して居たといふ事實は、農業共產制とは些かの關聯もなく、實際上真正面からこれに對立するものである。

六、共有地が原始共產制から由來したことを先づ第一に、實證し得ざる限り、村落共有地を導入することに依つて問題を混淆せざる様注意すること。未だに之は實證されたことなく、共有地について爾來確められたことは、精々私有財産の一附屬物であるといふことである。

クローランジュは只、如上の條件に基いて始めて科學的研究も出来るのであつて、之を缺いてはその歸着するところは只一つ「空想の雜炊飯」となつてしまひ、只人あつて、如上の誤謬なからんが爲の用心を拂つた後、共有制説に有利なる一群の事實並びに實證を發覺し得るならば、その人こそ問題を歴史的に解決した人であるといふべきであつて、それまでは共有説の爲に歴史的な假面を被らせて、大きなことを言はぬがよいと斷言して居る。

更に我々が既に考察した様に、原始社會に於ける財産に對する態度は明確に私有財産的のものであり、彼等の間に私有財産制度が嚴存して居たことを示して居る。少くとも我々の知り得る範圍の原始人の財産關係を綿密に觀察するならば、一見共產的と考へらるゝ種族の全組織の中に私有觀念の強く現れて居るのを見る。而して共產的色彩がもしあるとするならば、それは何等かの特殊事情のもとに行はれて居るものであるか、或は比較的小地域内に於ける大家族の團體の中のものであつて、決してマルキシストの主張するが如き原始共產體なるものが、普遍的に存在して居たものではない。所謂「原始共產體説」は社會學的人種學的資料の上からは認ざるべきものでない。

勿論百歩千歩を譲つて原始共產體を是認したところで、その點より將來社會に於ては私有財産制度が止揚され共產制度が必然的に招來するといふ如きことは決して結論出來ない。併しながら、この點は今の問題ではないからこゝには觸れない。

シカゴ大學人類學部長レッドフィールド教授が原始共有制の問題に關聯して筆者に寄せた私信の中に次の一句があつた。

私の知つて居る限り、嚴格な意味に於て、共產主義は原始民族の間には見られない。それは都市生活の所産であつて、どちらかと言へば反動的教義である様に思はれる……原始民族には Joint ownership や Corporate ownership の例はいくらもあるが、所謂原始共產説を眞に立證する様なものは寡聞にして知らなす。

ローウィ教授も亦「共同的所有は必ずしも共產的所有を意味するものでなす」(Joint ownership is by no means necessarily communal ownership) ことをのべ、兩者の區別さるべきことを主張して居る。併しながら從來やゝもすればこの兩者を混同し、共同所有的色彩が見られると直ちに共產主義だと考へられた様である。

既に我々が検討したるが如く、現在利用し得る史的文献の中に於ても、將又、我々の手の及ぶ限りの原始社會研究の資料に就いて之を見るも、財産の原始的形態が共有共產であつたといふことを理論づけるに十分な資料は、之を見出し得ぬ。クローランジュも言つて居るが如く、私も亦原始共有説信すべからずとなすものではない。併しながら、從來、原始共有説が恰も「學界の定説」であり、且動かすべからざる眞理であるかの如くに一部の人々に堅く信じられて居た様に考へられるが、それは少なくとも、我々の經驗の範圍に於ては支持され難い假説にすぎないものであるといふことだけは闡明したのである。

社會學者の中には、原始社會は現代社會の「反」であるとの假定から立論して所謂辨證法的に社會進化の理を説いて居るものがあつた。現代文明人は一夫一婦であるからして原始人はその「反」即ち「亂婚」であつたものゝ如くに考へ、家族の起源を説明するにあたり亂婚説を以つてし、今日の家族制度が亂婚血縁家族、ブナルア家族、對偶家族、一夫一婦家族といった進化の過程をとつたとなして居る議論と全く同一の筆法でもつて、かゝる社會學者は又財産制度の起源をも論じて居るのである。即ち現代社會に於ては私有財産制が行はれて居る。従つて現代

社會の「反」である原始社會に於ては原始共產制が行はれて居たに違ひないといつた假説の色眼鏡でもつて事物を見るからして、かゝる論者には何でも共同に物事をやつて居る様な社會事實がことに未開部落に於て見られるならば直ちにそれが原始共有説を支持する資料であるかの如くに見えるのである。従つて時として最も日本精神的に一致共同の實を擧げて居る淳朴な山間の地方部落が「原始共產體の遺制の如くに取扱はれたことすらあつたのである。

尙彼等が原始共產説を強く主張する所以のものは、來るべき社會が現代社會の「反」即ち共產社會であるとの説を體系づける爲、原始共產の假説をもつて來るのが彼等に好都合だつたがためである。

私はさきに「家族の起源」に於て亂婚説を否定し、一夫一婦的家族が如何なる原始社會に於ても見られる事實であることを論じた。社會機構に於ける家族の機能を第二義的に考へるものに對し、私は家族が社會の基本單位であることを強調した。又現代の個人主義的傾向よりして、家族制度の崩壊論をなし、現代は正にその崩壊過程をたどりつつあるものの如く論じて居るものに對し、私は家族制度の絶對非崩壊論をなした。私は家族制度を、社會機構に於ける基本的なものと考へると同じ意味に於て私有財産制度をも社會の基本的要素と考へるのである。實に私有財産なるものは社會進化の過程に於ける一所産であるといふが如きものではなく、それは人間の歴史と共に古いものであり、家族と共に社會の基本的要素である。若し

も社會といふ一直線を決定する二點は何であるかと問はるゝならば、私は敢て答へる。それは一方は家族制度他方は財産制度と名づくる二點である。所謂左翼華やかなりし頃は別として近頃では家族制度に對する認識は幸に高められ、極めて小部分の共產主義的分子のものとは別として、これに對し疑問を敢てもつものはない様に考へる。かつて家族制度の崩壊論を堂々と發表して居た學者も全く沈黙して居る。併しながら不幸にして私有財産制度に對する認識には尙不十分なところがある様に感ずる。私有財産制度を明確に否定する言辭を弄するならば直ちに治安維持法に問はれるであらうが、法に觸れない程度に於て色々な形態のもとに私有財産制度に對する否定的論説が往々にして言論界を賑はして居るのはまことに残念なことである。前篇に於ても述べたるが如く私有財産制度から派生する色々な社會問題は、之を否定することによつて決して解決さるべきものではなく、只私有財産を所有し、之を運用するものが、その財産觀を日本的に把握することによつて始めてよく、その眞の解決が得らるるものであることを私はここに再言したい。

昭憲皇太后御歌に

ひのものとくにとまさむとあき人の

きそふ心ぞたからなりける

とよませ給へるものがある。こゝによませ給へる「あき人」とは所謂商人のみならず、我々が實

業家と呼び、資本家と呼ぶものをも凡て含ませ給へるものと拜察し奉る。即ち實業家資本家等が財を得ようと競ふ心、それ自體は必ずしも悪いものではない。否それは昭憲皇太后の仰せ給へる如く、國の寶となり得るのである。只彼等の心に財に對して、ひのものとくにとま
さむとの根本認識さへ確立して居るならば！ (二二・二二・二二)

昭和十二年十二月七日印刷
昭和十二年十二月十一日發行

(非賣品)

東京市品川區上大崎長者九二八四

國民精神文化研究所

電話大崎 (49) 三三二一
三三二一
二九八七

國民精神文化研究 (既刊)

第一册	古事記の成立	松本彦次郎
第二册	真理とは何ぞや	小紀平正美
第三册	教育勅語發以前に於ける小學校修身教授の變遷	海後宗熊次
第四册	國民科學の成立	作田莊一
第五册	古代詩歌に於ける神の概念	久松義一
第六册	我が國上代の國體觀念	志田延義
第七册	天地開闢即國家建立	河野省三
第八册	詩教と皇道	西晉一郎
第九册	共産治下に於ける生活	加藤虎之亮
第十册	ロシアに於ける統制經濟の研究其一	山本勝市
第十一册	日本學としての學問教育	小野正康
第十二册	日本精神と社會の本質構造との關係に關する研究序説	川合貞一
第十三册	教育勅語發以後に於ける小學校修身教授の變遷	海後宗熊次
第十四册	家族の起源	吉田熊次
第十五册	政治指導原理としての皇道經濟生活に於ける創造者としての國家	河村只雄
第十六册	思想左傾の原因及び其の経路	岡田恒輔
第十七册	蓮華王座	紀平正美
第十八册	我が國體觀念の發達	河野省三
第十九册	計劃經濟の試行	山本勝市
第二十册	ロシアに於ける統制經濟の研究其二	川合貞一
第二十一册	國家	大串兎代夫
第二十二册	法治主義の問題	小島威彦
第二十三册	地理辯證法のデザイン	山本勝市
第二十四册	社會主義的制度的批判其一	西晉一郎
第二十五册	禮の意義と構造	小糸夏次郎
第二十六册	自證過程としての歴史 (日本歴史の本質)	紀平正美
第二十七册	歴史	川合貞一
第二十八册	近世の國體論	河野省三
第二十九册	教育勅語を拜讀して 第一篇 その全體的關聯と日本學	小野正康
第三十册	私有財産制度の研究 復古思想と寛政異學の禁	河村只雄

145
375

終